【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書

【提出日】 平成22年2月10日提出

【発行者名】 フィデリティ投信株式会社

【代表者の役職氏名】 代表執行役 トーマス・バルク

【本店の所在の場所】 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号

城山トラストタワー

【事務連絡者氏名】 赤川 和人

【電話番号】 03 - 4560 - 6000

【届出の対象とした募集 (売出)内国投資信託受 益証券に係るファンドの

名称】

【届出の対象とした募集 (売出)内国投資信託受

益証券の金額】

1兆円を上限とします。

フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算型)

【縦覧に供する場所】 該当ありません。

第一部【証券情報】

(1)【ファンドの名称】

フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算型) (ファンドの愛称を「安心のチカラ」とする場合があります。) (以下「ファンド」または「1年決算型」といいます。)

(2) 【内国投資信託受益証券の形態等】

追加型証券投資信託(契約型)の受益権です。

格付は取得していません。

ファンドの受益権は、社債、株式等の振替に関する法律(以下、「社振法」といいます。)の規定の適用を受けており、受益権の帰属は、後述の「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関(社振法第2条に規定する「口座管理機関」をいい、振替機関を含め、以下「振替機関等」といいます。)の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まります(以下、振替口座簿に記載または記録されることにより定まる受益権を「振替受益権」といいます。)。フィデリティ投信株式会社(以下「委託会社」といいます。)は、やむを得ない事情等がある場合を除き、当該振替受益権を表示する受益証券を発行しません。また、振替受益権には無記名式や記名式の形態はありません。

(3)【発行(売出)価額の総額】

1兆円を上限とします。

「発行価額の総額」とは受益権1口当たりの各発行価格に各発行口数を乗じて得た金額の累計額をいいます。

上記の金額には、申込手数料ならびにこれに対する消費税相当額および地方消費税相当額(以下「消費税等相当額」といいます。)は含まれません。

(4)【発行(売出)価格】

取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

「基準価額」とは、ファンドの投資信託財産の純資産総額を計算日における受益権総口数で除して得た、受益権1口当たりの純資産額です。なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります(「計算日」とは、基準価額が算出される日を指し、原則として委託会社の営業日です。)。

発行価格の基準となる基準価額につきましては、委託会社のホームページ(アドレス:http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。(日本経済新聞においては、「退職設年」として略称で掲載されます。)

(5)【申込手数料】

申込手数料率は3.15%(税抜き*3.00%)を超えないものとします。

申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール (0120 - 00 - 8051 (受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

*「税抜き」における「税」とは消費税等相当額をいいます。(以下同じ。) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日(各計算期間終了日)の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては「スイッチング」(ある投資信託の換金による手取額をもって、他の投資信託を買付けること)によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。この場合には、別途販売会社の定める手数料が適用されることがあります。スイッチングの取扱い内容は販売会社によって異なりますので、ご注意ください。

スイッチングについては、後記「(12) その他 スイッチング」をご参照ください。

また、販売会社によっては、償還金額の範囲内(単位型証券投資信託にあっては、当該償還金額とその元本額とのいずれか大きい額とします。)で取得する口数については販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「償還乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合があります。

「償還乗換え」とは、取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内に償還となった証券 投資信託の償還金(信託期間を延長した単位型証券投資信託および延長前の信託終 了日以降、収益分配金の再投資以外の追加信託を行なわない追加型証券投資信託に あっては、延長前の信託終了日以降でかつ取得申込受付日の属する月の前3ヵ月以内 における受益権の買取請求による売却代金および一部解約金を含みます。)をもって、その支払を行なった販売会社でファンドの取得申込みを行なう場合をいいます。

さらに、販売会社によっては、販売会社が別途定める申込手数料率を適用する「換金乗換え」によりファンドの取得申込みの取扱いを行なう場合もあります。

「換金乗換え」とは、追加型証券投資信託の信託終了日の1年前以内で販売会社が別に定める期間以降、当該投資信託の受益権の買取請求に係る売却代金または一部解約代金をもって、当該販売会社が別に定める期間以内に、当該販売会社でファンドの取得申込みを行なう場合をいいます。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(6)【申込単位】

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。

ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

販売会社の申込単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

(7)【申込期間】

継続申込期間:2010年2月11日から2011年2月10日まで

継続申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することによって更新されます。

(8)【申込取扱場所】

販売会社においてお申込みを行なうものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))までお問い合わせください。

(9)【払込期日】

取得申込者は、販売会社が定める期日までに申込代金をお支払いください。

ファンドの振替受益権に係る各取得申込受付日の発行価額の総額は、当該取得申込みに係る追加信託が行なわれる日に、委託会社の指定する口座を経由して、受託会社の指定するファンド口座に払込まれます。

(10)【払込取扱場所】

申込代金は、お申込みの販売会社に払い込むものとします。

販売会社の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール (0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))までお問い合わせください。

(11)【振替機関に関する事項】

振替機関は下記の通りです。

株式会社証券保管振替機構

(12)【その他】

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に取引口座を開設のうえ、取得申込みを行なってください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所(金融商品取引法第2条第16項に規定する金融商品取引所および金融商品取引法第2条第8項第3号ロに規定する外国金融商品市場を「取引所」といい、取引所のうち、有価証券の売買または金融商品取引法第28条第8項第3号もしくは同項第5号の取引を行なう市場および当該市場を開設するものを「証券取引所」といいます。以下同じ。)における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取り消すことがあります。

ファンドには、税引後の収益分配金を無手数料で自動的にファンドに再投資する「累積投資コース」と、収益の分配が行なわれるごとに収益分配金を受益者にお支払いする「一般コース」があります。ただし、販売会社によっては、「累積投資コース」であっても収益分配金を自動的に再投資しない旨を取得申込者が指示することが可能な場合があります。また、「累積投資コース」を取扱う販売会社が累積投資契約に基づく定時定額購入サービス(名称の如何を問わず同種の契約を含みます。)を取扱う場合があります。販売会社により取扱いが可能なコース等が異なる場合がありますので、ご注意ください。

「累積投資コース」を利用される場合、取得申込者は、販売会社との間で累積投資約款に従い収益分配金再投資に関する契約を締結する必要があります。なお、販売会社によっては、上記の契約または規定について、別の名称で同様の権利義務関係を規定する契約または規定を用いることがあります。この場合、上記の契約または規定は、当該別の名称に読み替えるものとします。

また、累積投資契約に基づく定時定額購入サービスを選択した取得申込者は、販売会社との間でファンドの定時定額購入サービスに関する取り決めを行なっていただきます。

スイッチング

販売会社によってはスイッチングによるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、原則として販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日および英国における休業日にはお申込みの受付は行ないません。(詳細については販売会社にお問い合わせください。)

なお、スイッチングに際しては別途販売会社の定める手数料率が適用されることがあります。また、販売会社でお買付いただいた他の投資信託からのスイッチングによって取得申込みをする場合のファンドの発行価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。

ただし、スイッチングに伴う換金にあたっては、通常の換金と同様に税金がかかります。詳しくは「第二部 ファンド情報 第1 ファンドの状況 4 手数料等及び税金 (5) 課税上の取扱い」をご参照ください。

上記にかかわらず、販売会社によってはスイッチングの取扱いを行なわない場合があります。詳しくは販売会社にお問い合わせください。

日本以外の地域における発行は行ないません。

ファンドの受益権は米国証券取引委員会(SEC)に登録されていないため、米国にお住まいの方、または米国の住所をお使いになる方向けに販売するものではありません。

振替受益権について

ファンドの受益権は、社振法の規定の適用を受け、上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の振替業に係る業務規程等の規則に従って取扱われるものとします。

ファンドの分配金、償還金、換金代金は、社振法および上記「(11)振替機関に関する事項」に記載の振替機関の業務規程その他の規則に従って支払われます。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

(参考)

投資信託振替制度とは

ファンドの受益権の発生、消滅、移転をコンピュータシステムにて管理します。

・ファンドの設定、解約、償還等がコンピュータシステム上の帳簿(「振替口座簿」といいます。)への記載・記録によって行なわれますので、受益証券は発行されません。

第二部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

ファンドの目的

主として、フィデリティ・日本株式・マザーファンド、フィデリティ・海外株式・マザーファンド、フィデリティ・国内債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド、フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド(以下総称して「マザーファンド」、または必要に応じて各々を「マザーファンド」ということがあります。)の各受益証券への投資を通じて、国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託(REIT)、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

ファンドの信託金の限度額

委託会社は、受託会社と合意のうえ、5,000億円を限度として信託金を追加することができます。追加信託が行なわれたときは、受託会社はその引受けを証する書面を委託会社に交付します。また、委託会社は受託会社と合意のうえ、当該限度額を増額することができます。

ファンドの基本的性格

ファンドは追加型株式投資信託であり、社団法人投資信託協会が定める商品の分類方法において、以下のとおり分類されます。

商品分類表

単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)
単位型投信	国内	株式債券
	海外	不動産投信
追 加 型 投 信	内外	その他資産 ()
		資産複合

(注)ファンドが該当する商品分類を網掛け表示しています。

<商品分類表(網掛け表示部分)の定義>

追加型投信…一度設定されたファンドであってもその後追加設定が行われ従来の信託財産とともに運用されるファンドをいいます。

内 外…目論見書又は投資信託約款において、国内及び海外の資産による投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

資産複合...目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数の資産に

よる投資収益を実質的に源泉とする旨の記載があるものをいいます。

属性区分表

投資対象資産 決算頻度 投資対象地域 投資形態 為替へ	ッジ
株式)

(注)ファンドが該当する属性区分を網掛け表示しています。

ファンドは、投資信託証券を通じて収益の源泉となる資産に投資しますので、「商品分類 表」と「属性区分表」の投資対象資産は異なります。

< 属性区分表(網掛け表示部分)の定義>

その他資産(投資信託証券)…目論見書又は投資信託約款において、投資形態がファミリーファンド又はファンド・オブ・ファンズのものをいいます。

資産複合(株式(一般),債券(一般),不動産投信)…目論見書又は投資信託約款において、主として株式のうち大型株、中小型株属性にあてはまらない全てのものおよび債券のうち公債、社債、その他債券属性にあてはまらない全てのものならびに不動産投信(不動産投資信託の受益証券及び不動産投資法人の投資証券をいいます。)の複数の資産に投資する旨の記載があるものをいいます。

資産配分固定型…目論見書又は投資信託約款において、株式、債券および不動産投信の複数資産を投資対象とし、組入比率については固定的とする旨の記載があるものをいいます。

年1回…目論見書又は投資信託約款において、年1回決算する旨の記載があるものをいいます。 グローバル(含む日本)…目論見書又は投資信託約款において、組入資産による投資収益が世界 (含む日本)の資産を源泉とする旨の記載があるものをいいます。

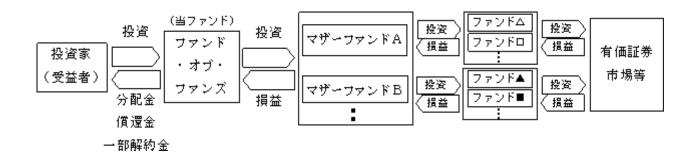
ファンド・オブ・ファンズ...「投資信託等の運用に関する規則」第2条に規定するファンド・オブ・ファンズをいいます。

なし…目論見書又は投資信託約款において、原則として為替のヘッジを行なわない旨の記載があるもの又は為替のヘッジを行う旨の記載がないものをいいます。

(注)上記各表のうち、網掛け表示のない商品分類および属性区分の定義について、詳しくは社団法人投資信託協会のホームページ(アドレス:http://www.toushin.or.jp)

をご覧ください。

(参考)ファンド・オブ・ファンズの仕組み



ファンドの特色「退職設計」のため

「安心感」を重視した、退職資金のためのファンドです。

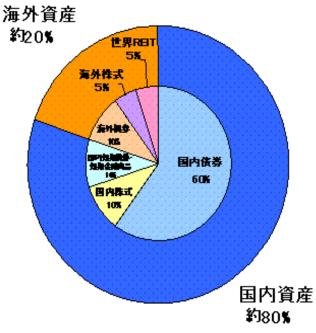
6つの資産へ分散投資



株式やREITなどは、一般にインフレに 強く、また、債券などに比較し、成長力の ある資産といわれています。

国内資産を中心とした配分

■基本資産配分



約80%を国内の資産へ投資することにより、為替リスクの対象となる資産への配分を相対的に低くおきえたファンドです。

- ※ 上記は基本資産配分について述べており、実際の資産配分は、市場動向などにより異なります。
- ※ 上記の基本資産配分は、運用環境の変化により今後変更される可能性があります。資産配分は、純資産総額に対する基本投資割合 (2009年12月現在)を表示。

2

「退職設計」のため

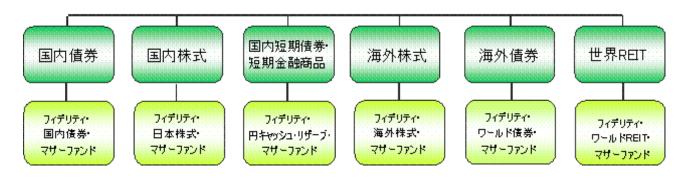
分配金はおさえ、再投資をより重視するファンドです。

● 安心感を背景に、お客様自身の必要に応じて無手数料で換金をしていたたくファントです。(換金手数料および付舗抵財産留保額は課されません。)

3 「退職設計」のため 世界中のフィデリティ*1のファンドへ分散投資するファンドです。

- 各資産への投資は、主として世界中のフィデリティのファンドを通じて行ないます。それらの中には既に長い実績のあるファンドや、現在日本から投資のできないファンドも含みます。
- 投資対象ファンドの運用は、フィデリティの総勢527名*2の債券・株式・REITのアナリストによる徹底した調査を活用します。
 - * 1 FIL LimitedおよびFMR LLCとそれらの関連会社のネットワークを総称して「フィデリティ」ということがあります。また、「フィデリティ」とは、日本語では「忠誠」、「忠実」を意味します。以下同じ。
 - *2 2009年9月末現在

フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算型)

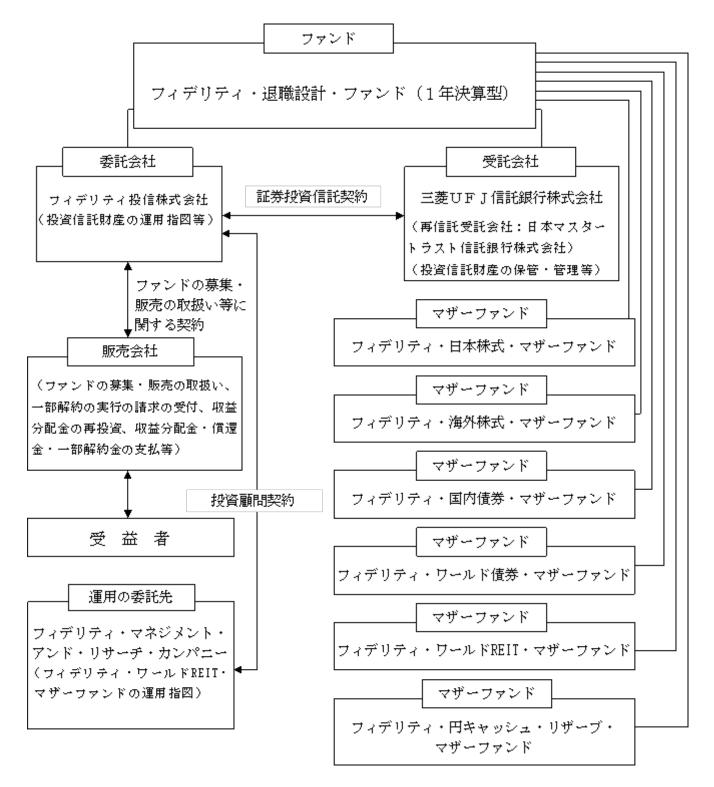


(2)【ファンドの仕組み】

ファンドの什組み

ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行ないます。「ファミリーファンド方式」とは、複数のファンドを合同運用する仕組みで、取得申込者から集めた資金をまとめてベビーファンド(「フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算型)」)とし、その資金を主としてマザーファンド(「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」、「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」、「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」、「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」)に投資して実質的な運用を行なう仕組みです。

ファンドの仕組みは以下の図の通りです。



委託会社およびファンドの関係法人委託会社およびファンドの関係法人は以下の通りです。

(a) 委託会社:フィデリティ投信株式会社

ファンドの委託者として、投資信託財産の運用指図、投資信託約款の届出、受託会社 との信託契約の締結、目論見書・運用報告書の作成、投資信託財産に組入れた有価証 券の議決権等の行使、投資信託財産に関する帳簿書類の作成等を行ないます。

(b) 受託会社:三菱UFJ信託銀行株式会社

(再信託受託会社:日本マスタートラスト信託銀行株式会社)

再信託受託会社は、受託会社からファンドの資産管理業務の委託を受けた受託銀行です.

ファンドの受託者として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の保管・管理、投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券を保管・管理する 外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。

受託会社は、信託法第26条第1項に基づく信託事務の委任として、信託事務の処理の一部について、金融機関の信託業務の兼営等に関する法律第1条第1項の規定による信託業務の兼営の認可を受けた一の金融機関(受託会社の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。)を含みます。)と信託契約を締結し、これを委託することができます。利害関係人に対する業務の委託については、受益者の保護に支障が生じることがない場合に行なうものとします。

(c) 販売会社

ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

<参考情報>

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの運用の委託先

名称	業務の内容
フィデリティ・マネジメン ト・アンド・リサーチ・カ ンパニー(所在地:米国マ サチューセッツ州)	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドに関する運用の指図を行ないます。

ただし、委託を受けた者が、法律に違反した場合、信託契約に違反した場合、投資信託 財産に重大な損失を生ぜしめた場合等において、委託会社は、運用の指図に関する権 限の委託を中止または委託の内容を変更することができます。

委託会社が関係法人と締結している契約等の概要

(a) 受託会社と締結している契約

ファンドの根幹となる運用方針、運用制限、信託報酬の総額、手数料等、ファンドの設定・維持のために必要な事項を信託契約で規定しています。

(b) 販売会社と締結している契約

委託会社が販売会社に委託するファンドの募集・販売に係る業務の内容、一部解約に係る事務の内容、およびこれらに関する手続等について規定しています。

(c) 運用の委託先と締結している契約

委託会社が運用の委託先に委託する運用の指図に係る業務の内容、運用の委託先の 注意義務、法令等に違反した場合の委託の中止、変更等について規定しています。

委託会社の概況

- (a) 資本金の額 金10億円 (2009年12月末日現在)
- (b) 代表者の役職氏名 代表執行役 トーマス・バルク
- (c) 本店の所在の場所 東京都港区虎ノ門4丁目3番1号 城山トラストタワー

(d)沿革

1986年 フィデリティ投資顧問株式会社設立

1987年 投資顧問業の登録

同年 投資一任業務の認可取得

1995年 投資信託委託業務の免許を取得、社名をフィデリティ投信株式会社に変更。投資顧問業務と投資信託委託業務を併営

2007年 金融商品取引業の登録

(e) 大株主の状況

(2009年12月末日現在)

株主名	住所	所有株式数	所有比率
フィデリティ・ジャ パン・ホールディン グス株式会社	東京都港区虎ノ門4丁目3番 1号 城山トラストタワー	20,000株	100%

(f) 委託会社の概要

委託会社であるフィデリティ投信株式会社は、FIL Limitedの実質的な子会社です。FIL Limitedは、1969年にバミューダで設立され、米国を除く世界の主要なマーケットにおいて個人投資家と機関投資家を対象に投資商品ならびにサービスを提供しています。委託会社は、日本の機関投資家、個人投資家の皆様に投資機会を提供するための投資信託業務を1995年に開始し、資産運用に従事しています。

FIL Limitedの関連会社である、フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニー (FMR Co.)*は1946年にボストンで設立された歴史のある米国の投資信託会社です。世界各地のフィデリティの投資専門家は、分析した個別企業の投資情報をお互いに共有しているため、グローバルな視点での投資判断が可能となっています。

* FMR Co.はFMR LLCの子会社です。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

投資態度

主として、マザーファンドの各受益証券に投資を行ないます。なお、短期金融商品に 直接投資を行なう場合があります。

マザーファンド受益証券への投資を通じて、実質的に国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託(REIT)、国内短期債券・短期金融商品に分散投資を行ないます。

マザーファンドの運用は、フィデリティが運用する国内外の投資信託証券への投資を通じて行ない、ファンド分散・地域(種別)分散を図ります。

各マザーファンド受益証券への資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

マザーファンド	基本投資割合
フィデリティ・日本株式・マザーファンド	10%
フィデリティ・海外株式・マザーファンド	5%
フィデリティ・国内債券・マザーファンド	60%
フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	10%
フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド	5%
フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド	10%

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。(ただし、フィデリティ・国内債券・マザーファンドおよびフィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドにおいて、外貨建資産を組入れる場合には原則として為替ヘッジを行ないます。)

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合も あります。

ファンドのベンチマーク^{*1}

ファンドのベンチマークは、組入れる各資産クラスの市場指標を以下の割合で合成した複合ベンチマーク(円ベース)とします。

資産クラス	ベンチマーク	構成割合
国内株式	TOPIX (配当金込)	10%
海外株式	MSCI コクサイ インデックス (配当金込、円換算、ヘッジなし)	5%
国内債券	Nomura BPI 総合指数	60%
海外債券	合成複合ベンチマーク ^{* 2}	10%
国内外の不動 産投資信託 (REIT)	UBS グローバル・リアル・エステート・インベスターズ・インデックス (配当金込、円換算)	5%
国内短期債券 ・短期金融商品	シティグループ・世界マネー・マーケット・インデックス 1ヶ月ユーロ預金インデックス(円セクター)	10%

* 1 ベンチマークとは、ファンドのパフォーマンス評価やポートフォリオのリスク管理を行なう際の基準となる指標のことです。ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資先の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

MSCI コクサイ インデックスとは、世界各国の日本を除く先進国22ヵ国(2009年9月末日現在)を投資対象国として、モルガン・スタンレー・キャピタル・インターナショナル社(MSCI社)の算出する株価指数です。ただし、投資対象国については、定期的に見直しが行なわれますので変動することがあります。

MSCI コクサイインデックスに関する著作権、およびその他知的所有権はMSCI社に帰属しております。MSCI社が指数構成銘柄への投資を推奨するものではなく、MSCI社は当指数の利用に伴う如何なる責任も負いません。MSCI社は情報の確実性および完結性を保証するものではなく、MSCI Barraの許諾なしにデータを複製・頒布・使用等することは禁じられております。

* 2 合成複合ベンチマークとは、市場指標を以下の割合で合成した複合ベンチマーク (円ベース)です。

対象資産	ベンチマーク	構成割合
ユーロ建て債券	バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・EMUラージ・キャピ タライゼーション・インベストメント・グレード・インデッ クス(円換算)	36%
米ドル建て債券	バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・USコーポレート&ガバメント・マスター・ラージ・キャピタライゼーション・インデックス(円換算)	36%
英ポンド建て 債券	バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・スターリング・ ラージ・キャピタライゼーション・インデックス (円換算)	8%
米ドル建て ハイ・イールド 債券	バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・USハイ・イールド・マスター ・コンストレインド・インデックス(円換算)	5%
ユーロ建て ハイ・イールド 債券	バンク・オブ・アメリカ・メリルリンチ・グローバル・ハイ・イールド・ヨーロピアン・イシュアーズ・コンストレインド・インデックス (ユーロヘッジ・ベース) (円換算)	5%
エマージング 債券	J P モルガン・エマージング・マーケット・ボンド・イン デックス・グローバル (円換算)	10%

運用方針

主として、フィデリティ・日本株式・マザーファンド、フィデリティ・海外株式・マザーファンド、フィデリティ・国内債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド、フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの各受益証券への投資を通じて、国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託(REIT)、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

運用は、主として、マザーファンドの各受益証券への投資を通じて実質的に行ない

ます。

各マザーファンドへの基本配分は、主として各資産クラスのリスク・リターン特性、資産クラス間の相関、将来における市場環境の変化の可能性に対する最適化などを考慮して決定します。各マザーファンドへの配分は原則として基本配分に対して概ね、中立を維持します。戦術的な資産配分の調整は原則として行ないません。(ただし、将来的に、運用環境の変化により、基本配分比率を調整することや、異なる資産クラスを追加する可能性があります。)

株式運用では、主として、国内外の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。) されている株式に投資を行ないます。

海外債券運用では、先進国投資適格債券の他、米ドル建てハイ・イールド債券、ユーロ建てハイ・イールド債券、エマージング債券にも投資を行ないます。

国内債券運用では、主として、日本の公社債(国債・地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等)に投資を行ないます。(ただし、海外政府、海外企業が発行する円建て債券にも投資を行なうことができます。)

国内短期債券・短期金融商品運用では、主として、信用度が高く、残存期間の短い円 建て公社債等に投資を行ないます。

国内外の不動産投資信託(REIT)運用では、国別比率の検討において、国ごとの配当利回りの水準を考慮して運用を行ないます。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。(ただし、フィデリティ・国内債券・マザーファンドおよび、フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドにおいて、外貨建資産を組入れる場合には原則として為替ヘッジを行ないます。)

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合 もあります。

ファンドの運用は、マザーファンドの各受益証券への投資を通じて実質的に行ないます。各マザーファンドの運用方針は以下の通りです。

(a) フィデリティ・日本株式・マザーファンド

投資信託証券への投資を通じて、実質的に主としてわが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目指します。

主としてフィデリティの運用する投資信託証券(国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下、本マザーファンドにおいて同じ。)に投資を行ないます。

投資信託証券の投資に際しては、別に定める投資信託証券(「ファンド・ユニバース」 *1)の中から、定性、定量評価等を考慮して選定したファンドに分散投資することを基本とします。

組入れた投資信託証券(「投資対象ファンド」)は定期的にモニターを行ない、主 としてファンド全体のリスク分散などを考慮して組入れ比率の調整を行ないま す。また投資対象ファンドの入替えを行なう可能性もあります。

ファンド・ユニバースは、定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直 しに伴い、ファンド・ユニバースとして選定されていた投資信託証券がファンド ・ユニバースから除外されたり、新たに追加指定される場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合 もあります。

* 1 フィデリティ・日本株式・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年 1

月26日現在以下の通りです。

- フィデリティ・日本成長株・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)
- フィデリティ・マネー・プール(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)

(b) フィデリティ・海外株式・マザーファンド

ファンドは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券に投資を行ないます。「ファンド・ユニバース」^{*2}より選定した投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として海外の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に積極的な運用を行ないます。

ファンド・ユニバースが投資する資産には、米国株式、欧州株式(英国を含む)、ア ジア株式、オーストラリア株式が含まれます。

ファンドは、投資家の利益拡大に適切であると判断される投資信託証券を選別する ことにより、運用収益向上を図ります。

投資信託証券の組入れにあたっては、各組入対象ファンドのリスク・リターン特性、銘柄分散度、投資スタイルなどの定性、定量評価等を考慮して選定した組入対象ファンドに分散投資することを基本とします。

組入れた投資信託証券(「投資対象ファンド」)は定期的にモニターを行ない、 ファンド全体のリスク分散などを考慮して、組入比率の調整を行ないます。また投 資対象ファンドの入替えを行なう可能性もあります。

ファンド・ユニバースは、委託会社の判断により、適宜見直しを行なうことがあります。これに伴い、現在のファンド・ユニバース以外の投資信託証券に投資することがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市場動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合 もあります。

- * 2 フィデリティ・海外株式・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年 1 月26日現在以下の通りです。
 - フィデリティ・ファンズ アメリカン・ディバーシファイド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ アメリカ・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ アメリカン・グロース・ファンド (ルクセンブルグ 籍証券投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ ユーロ・ブルーチップ・ファンド (ルクセンブルグ 籍証券投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ ヨーロピアン・アグレッシブ・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ ヨーロピアン・グロース・ファンド (ルクセンブル グ籍証券投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ ヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ ヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)

- フィデリティ・ファンズ ヨーロピアン・スペシャル・シチュエーションズ・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- フィデリティ・ファンズ ユナイテッド・キングダム・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- フィデリティ・ファンズ アジアン・スペシャル・シチュエーション・ファンド(ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- フィデリティ・ファンズ アジアン・アグレッシブ・ファンド (ルクセンブル グ籍証券投資法人)
- フィデリティ・ファンズ サウス・イースト・アジア・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- フィデリティ・ファンズ オーストラリア・ファンド (ルクセンブルグ籍証券 投資法人)
- フィデリティ・ファンズ アジア・パシフィック・グロース・アンド・インカム・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)
- フィデリティ・アメリカン・ファンド(英国籍証券投資法人)
- フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専用) (国内証券投資信託)
- フィデリティ・米国優良株・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資 信託)

(c) フィデリティ・国内債券・マザーファンド

投資信託証券への投資を通じて、実質的に主としてわが国の公社債(国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等)に投資を行ない、利息等収入の確保を図るとともに、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。主としてフィデリティの運用する投資信託証券(国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下、本マザーファンドにおいて同じ。)に投資を行ないます。投資信託証券の投資に際しては、別に定める投資信託証券(「ファンド・ユニバース」*3)の中から、主として投資目的等を考慮して選定したファンドに投資することを基本とします。組入れた投資信託証券(「投資対象ファンド」)の入れ替えを行なう場合もあります。

ファンド・ユニバースは、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投 資信託証券の投資対象を勘案して適宜見直しを行ないます。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を 図ることを基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合 もあります。

- *3 フィデリティ・国内債券・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年1 月26日現在以下の通りです。
 - フィデリティ・日本債券・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)
 - フィデリティ・マネー・プール(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)
 - フィデリティ・日本債券・ファンド (適格機関投資家専用)(国内証券投資 信託)

(d) フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として世界(日本を含みます。)の各種債券に投資を行ない、配当等収入を確保するとともに、投資信託財産の長期的な

成長を図ることを目指します。

主としてフィデリティの運用する投資信託証券(国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下、本マザーファンドにおいて同じ。)に投資を行ないます。

投資信託証券の投資に際しては、別に定める投資信託証券(「ファンド・ユニバース」 *4)の中から、主として投資目的、利回り水準、リスク・リターン特性、通貨配分、セクター配分などを考慮して選定したファンドに投資します。

組入れた投資信託証券(「投資対象ファンド」)は定期的にモニターを行ない、主 としてファンド全体の利回り水準、リスク・リターン特性、通貨分散、セクター分 散などを考慮して組入れ比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入替 えを行なう可能性もあります。

ファンド・ユニバースは、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的を勘案して適宜見直しを行ないます。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合 もあります。

- * 4 フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010 年1月26日現在以下の通りです。
 - フィデリティ・ファンズ ユーロ・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券 投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ コア・ユーロ・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ 籍証券投資法人) ⁾
 - フィデリティ・ファンズ ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ スターリング・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ 籍証券投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ USドル・ボンド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券 投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ USハイ・イールド・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)
 - フィデリティ・ファンズ エマージング・マーケット・デット・ファンド (ルクセンブルグ籍証券投資法人)
 - フィデリティ・スターリング・ボンド・ファンド(英国籍証券投資法人)
 - フィデリティ・米国投資適格債・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券 投資信託)
 - フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)
 -) 2010年3月末までに設定予定です。

(e) フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

主として日本を含む世界各国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託(REIT)(これに準ずるものを含みます。)に投資を行ない、配当等収入の確保を図るとともに投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。

組入れREITの選定に際しては、フィデリティのREITの調査・運用スタッフによる投資価値の分析に加え、フィデリティの世界主要拠点の株式アナリストによる企業調査情報なども活用されます。

ポートフォリオの構築においては、国、地域、セクターの分散、ポートフォリオ全体

の利回り水準、流動性等を考慮し、長期的な潜在成長性が高いREITを選定します。

不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合 もあります。

(f) フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として本邦通貨表示の公社債等(国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等)に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用を行ないます。

主としてフィデリティの運用する投資信託証券(国内投資信託証券、外国籍投資信託証券を含みます。以下、本マザーファンドにおいて同じ。)に投資を行ないます。

投資信託証券の投資に際しては、別に定める投資信託証券(「ファンド・ユニバース」*5)の中から、主として投資目的等を考慮して選定したファンドに投資することを基本とします。組入れた投資信託証券(「投資対象ファンド」)の入れ替えを行なう場合もあります。

ファンド・ユニバースは、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的を勘案して適宜見直しを行ないます。

組入外貨建資産については、原則として為替へッジにより為替変動リスクの低減を 図ることを基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合 もあります。

- * 5 フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドのファンド・ユニバースは、2010年 1 月26日現在以下の通りです。
 - フィデリティ・マネー・プール(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)
 - フィデリティ・円キャッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)(国内証券投資信託)

(2)【投資対象】

投資対象とする資産の種類

ファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- (a) 次に掲げる特定資産(「特定資産」とは、投資信託及び投資法人に関する法律(以下「投資信託法」といいます。)第2条第1項で定めるものをいいます。以下同じ。)
 - 1.有価証券
 - 2. 金銭債権
 - 3.約束手形
- (b) 次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、信託金を、主としてマザーファンドの各受益証券および次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券

- 4. 社債券(新株引受権証券と社債券とが一体となった新株引受権付社債券(以下 「分離型新株引受権付社債券」といいます。)の新株引受権証券を除きます。)
- 5.短期社債等(社債等の振替に関する法律第66条第1号に規定する短期社債、保険業法第61条の10第1項に規定する短期社債、資産の流動化に関する法律第2条第8項に規定する特定短期社債、商工組合中央金庫法第33条ノ2に規定する短期商工債、信用金庫法第54条の4第1項に規定する短期債、農林中央金庫法第62条の2第1項に規定する短期農林債をいいます。以下同じ。)
- 6.コマーシャル・ペーパー
- 7.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から6.までの証券または証書の性質を有するもの
- 8.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で 定めるものをいい、振替受益権を含みます。)
- 9.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1 項第11号で定めるものをいい、振替投資口を含みます。)
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に限ります。)

なお、1.から5.までの証券および7.の証券または証書のうち1.から5.までの証券の性質を有するものを以下「公社債」といい、公社債に係る運用の指図は現先取引および債券貸借取引に限り行なうことができます。また、8.の証券および9.の証券を以下「投資信託証券」といいます。

投資対象とする金融商品

上記 にかかわらず、ファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

- 1.投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 2.投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- 3.投資信託財産の効率的な運用ならびに運用の安定性に資するため、一部解約に伴う支払資金の手当て(一部解約に伴う支払資金の手当てのために借入れた資金の返済を含みます。)を目的として、または再投資に係る収益分配金の支払資金の手当てを目的として、資金借入れ(コール市場を通じる場合を含みます。)の指図をすることができ、また法令上可能な限度において融資枠の設定を受けることを指図することができます。

受託会社は、受益者の保護に支障を生じることがないものであり、かつ信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない場合には、委託会社の指図により、受託会社および受託

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

会社の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。)、投資信託約款に定める信託業務の委託先およびその利害関係人または受託会社における他の信託財産との間で、前記、および1.から4.に定める資産への投資を、信託業法、投資信託法ならびに関連法令に反しない限り行なうことができます。かかる取扱いは、本ならびにその他投資信託約款に規定される場合における委託会社の指図による取引についても同様とします。

ファンド・ユニバースの概要 (2010年1月26日現在)

注)下記の記載事項は、当該投資対象ファンド固有の事情により変更される場合があります。

ファンド名	→ 項は、当成投資が家ファフト回角の事情により复 葉と1163場日がありより。 フィデリティ・日本成長株・ファンド(適格機関投資家専用)
 	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・日本成長株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象
工化技艺以外	とします。
委託会社等	委託会社:フィデリティ投信株式会社
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主としてわが国の取引所に
	上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を主要投資対象
	とし、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目標に、積極的な運用を
	行なうことを基本とします。
主な投資制限	・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
	・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時に
	おいて投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
	・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以
	内とします。(当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為
	替の売買の予約を行なうことができます。)
	・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の
	純資産総額の20%以内とします。
	・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合
	は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投
	資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内と ・・・・
	・マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投
# 四	資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬:純資産総額に対し年率0.8715%(税抜き0.83%)
	税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。
	・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額
	に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払
	う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。)
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
	11月30日
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評
	価益を含みます。)等の全額とします。
	・収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決
	定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
	・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ
1	

ファンド名	フィデリティ・マネー・プール(適格機関投資家専用)
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・マネー・プール・マザーファンド受益証券を主要な投資
	対象とします。
委託会社等	委託会社:フィデリティ投信株式会社
	ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はFIL・インベストメン
	ト・マネジメント(香港)・リミテッドに委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として本邦通貨表示の公
	社債等(国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品
	等)に投資を行ない、安定した収益の確保を図ることを目的として運用
	を行ないます。
主な投資制限	・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。
工艺及具饰区	・株式への実質的な直接投資は行ないません。
	・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以
	内とします。(当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為
	替の売買の予約を行なうことができます。)
	・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の
	5%以内とします。
	・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投
	資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内と
	負割日は、取得時にのいて放負旧配別座の配負産総額の10%以内と します。
	・マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投
	資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
 費用	信託報酬:純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額と
貝用 	信託報酬・純負産総額に対し以下に拘ける信託報酬率を来して特に額と します。
	│ ∪よぅ。 │ 信託報酬率は、各月ごとに決定するものとし、前月の最終営業日の翌日か
	ら当月の最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終営業日を除く最
	ちョ方の 最終音楽しまでの 自該学は、百万の前方の 最終音楽しを除く 最
	終っ呂乗口側にのける短貝励云かロマ光祝する無担保コールオーバーナ イト物レートの平均値に応じた次に挙げる率とします。
	当該平均値が1.00%以上の場合 年率0.4725%(税抜き0.45%)
	当該平均値が1.00%以上の場合 中率0.4723% (税扱さ 0.45%) 当該平均値が0.65%以上1.00%未満の場合 年率0.42% (税抜き 0.40
	%) ************************************
	当該平均値が0.30%以上0.65%未満の場合 年率0.1785%(税抜き
	0.17%)

	当該平均値が0.20%以上0.30%未満の場合 年率0.06825%(税抜き
	0.065%)
	0.065%) 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%(税抜き0.0075%)
	0.065%) 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%(税抜き0.0075%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。
	0.065%) 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%(税抜き0.0075%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額
	0.065%) 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%(税抜き0.0075%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額 に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払
	0.065%) 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%(税抜き0.0075%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額 に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払 う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があ
	0.065%) 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%(税抜き0.0075%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額 に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払 う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があ ります。)
	0.065%) 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%(税抜き0.0075%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	0.065%) 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%(税抜き0.0075%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。
	0.065%) 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%(税抜き0.0075%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
申込手数料	0.065%) 当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.007875%(税抜き0.0075%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。

	日 一
決算日	11月30日
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
	・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決
	定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ
	き、元本部分と同一の運用を行ないます。

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アメリカン・ディバーシファイド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-American Diversified Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV) / オープンエンド型 / 米ドル
	建て
主な投資対象 	│時価総額が小型、中型、大型の米国企業の株式を主要な投資対象としま │
	す。
関係法人 	│投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー │ │ダ)
	・
	│登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブ │
	ルグ)エス.エイ.
 投資目的	主として時価総額が小型、中型、大型の米国企業の株式に投資を行なうこ
	│ │とにより、長期的な元本の成長を目指します。ファンドは業種や時価総額 │
	の分散を図りながら、米国株式市場の中核的なポートフォリオを提供す
	ることを目指します。ファンドは主として銘柄選択により付加価値をつ
	けることを目指します。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができませ
	ん。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものと
	します。
	・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h_{\circ}
費用	管理報酬:1.50%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アメリカ・ファンド
英文名	Fidelity Funds-America Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV) / オープンエンド型 / 米ドル
	建て
主な投資対象	米国の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー
	ダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL (ルクセンブ
	ルグ)エス.エイ.
投資目的	主として米国の株式に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができませ
	ん。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものと
	します。
	・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h_{\circ}
費用	管理報酬:1.50%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。
<u> </u>	4 FOOM L to - プレナナゼ 化仁工粉炒担以八元七フo 7FOM L つしてけ フ

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アメリカン・グロース・ファンド
英文名	Fidelity Funds-American Growth Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV) / オープンエンド型 / 米ドル 建て
主な投資対象	本店所在地が米国にあるか、あるいは主たる業務活動が米国にある企業 の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ) 保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ)
	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブ ルグ)エス.エイ.
投資目的	主として、本店所在地が米国にあるか、あるいは主たる業務活動が米国に ある企業の株式に投資を行ない、集中度の高いポートフォリオ運用を通 じて長期的な元本の成長を目指します。
主な投資制限	 ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬:1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配 を行なう方針です。

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ブルーチップ・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Euro Blue Chip Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)/オープンエンド型/ユーロ
	建て
主な投資対象	EMU加盟国の優良企業の、主としてユーロ建ての株式を主要な投資対象と
	します。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー
	ダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL (ルクセンブ
	ルグ)エス.エイ.
投資目的	主として、EMU加盟国の優良企業の、主としてユーロ建ての株式に投資を
	│行ない、長期的な元本の成長を図ることを目標とします。新たな加盟国が │
	追加された場合、かかる加盟国も投資対象となることがあります。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができませ
	ん。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものと
	します。
	・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h_{\cdot}
費用	管理報酬:1.50%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。

7	
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・アグレッシブ・ファンド
英文名	Fidelity Funds-European Aggressive Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV) / オープンエンド型 / ユーロ
	建て
主な投資対象	欧州の企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー
	ダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブ
	ルグ)エス.エイ.
投資目的	主として欧州の企業の株式に投資を行ないます。ファンドは企業規模や
	業種に捉われることなく投資を行ないます。典型的には、ファンドは限ら
	れた数の企業に集中投資を行なうため、相対的にポートフォリオ分散が
	低くなる可能性があります。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができませ
	ん。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものと
	します。
	・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	$oldsymbol{h}_{\circ}$
 費用	管理報酬:1.50%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・グロース・ファンド
英文名	Fidelity Funds-European Growth Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)/オープンエンド型/ユーロ 建て
主な投資対象	欧州の取引所に上場されている企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社: FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として欧州の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないま す。
主な投資制限	 ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬: 1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配 を行なう方針です。

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ラージャー・カンパニーズ・
	ファンド
英文名	Fidelity Funds-European Larger Companies Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV) / オープンエンド型 / ユーロ 建て
4× 10×0× 1 /2	,— -
主な投資対象 	欧州の取引所に上場されている企業の株式の中で時価総額が大型の株式 を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として欧州の取引所に上場されている企業の株式の中で時価総額が大
	│型の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成長を目指します。 │
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。
	・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	│ ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の │
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ ん。
 費用	管理報酬:1.50%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
 申込手数料	なし
決算日	
分配方針 	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配 ★~☆☆☆☆
	を行なう方針です。

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ダイナミック・グロース・
	ファンド
英文名	Fidelity Funds-European Dynamic Growth Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)/オープンエンド型/ユーロ 建て
主な投資対象	本店所在地が欧州にあるか、あるいは主たる業務活動が欧州にある企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主として、本店所在地が欧州にあるか、あるいは主たる業務活動が欧州にある企業の株式に投資を行ない、アクティブなポートフォリオ運用を通じて長期的な元本の成長を目指します。ファンドは、典型的には、10億~100億ユーロの時価総額の中型株にバイアスをかけた運用を行ないます。
主な投資制限	 ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬:1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・スモーラー・カンパニーズ・
	ファンド
英文名	Fidelity Funds-European Smaller Companies Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV) / オープンエンド型 / ユーロ
	建て
主な投資対象	時価総額が中小型の欧州の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー
	ダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL (ルクセンブ
	ルグ)エス.エイ.
投資目的	主として時価総額が中小型の欧州の株式に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができませ
	ん。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものと
	します。
	・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h_{\circ}
費用	管理報酬:1.50%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。

注)管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

	,
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・スペシャル・シチュエーショ ンズ・ファンド
** ** &7	
英文名	Fidelity Funds-European Special Situations Fund
設定形態 	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)/オープンエンド型/ユーロ 建て
主な投資対象	中欧、南欧、東欧(ロシアを含む)を含むヨーロッパに本店所在地がある
	か、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業の中で
	「スペシャル・シチュエーション株式」を主要な投資対象とします。
関係法人 	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミュー
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL (ルクセンブ
	ルグ) エス . エイ .
投資目的	主として、中欧、南欧、東欧(ロシアを含む)を含むヨーロッパに本店所
	在地があるか、あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている
	企業の中で「スペシャル・シチュエーション株式」に投資を行ない、長
	期的な資産の成長を目指します。「スペシャル・シチュエーション株
	式」は一般的に、純資産や潜在的な利益成長と比べて魅力的なバリュ
	エーションや、株価に有利なその他の要素を持っています。ファンドは大
	型、中型、小型株に投資を行ないます。時価総額、業種において運用上の制
	至、千里、小里林に改真を自ないより。 昭岡総爵、朱槿において建州工の間 約を受けず、主として、魅力的な投資機会に応じて個別銘柄選択を行ない
	点がを受けず、土として、心力がな及負機会に心して心が動物選択を行るに ます。
	x 9,
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができませ
	ん。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものと
	します。
	・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h.
 費用	管理報酬:1.50%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
 申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
 \] \] \] \] \]	た行なう方針です。
	Cliか フ/J単 C フ。

フィデリティ・ファンズ - ユナイテッド・キングダム・ファンド
Fidelity Funds-United Kingdom Fund
ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV) / オープンエンド型 / 英ポンド建て
英国の取引所に上場されている企業の株式を主要な投資対象とします。
投資運用会社: FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ)
保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
主として英国の取引所に上場されている企業の株式に投資を行ないま す。
 ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
管理報酬:1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
なし
4月30日
原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配 を行なう方針です。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジアン・スペシャル・シチュエーション・
	ファンド
英文名	Fidelity Funds-Asian Special Situations Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)/オープンエンド型/米ドル
	建て
主な投資対象	日本を除くアジアの株式の中で、主として「スペシャル・シチュエー
	ション株式」や小型成長株を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー
	ダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ)
	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブ
	ルグ)エス.エイ.
投資目的	日本を除くアジアの株式の中で、主として「スペシャル・シチュエー
	ション株式」や小型成長株に投資します。「スペシャル・シチュエー
	ション株式」は、一般的に、純資産に比べて割安な株価を有する、あるい
	は利益成長性が高くかつ株価上昇に有利な特別な状況を有します。 また、
	│ファンドはポートフォリオの25%までを、上記以外の株式にも投資を行
	なうことができます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができませ
	ん。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものと
	します。
	・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	┃・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の ┃
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h_{\circ}
費用	管理報酬:1.50%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
1,1,2,000	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。

ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジアン・アグレッシブ・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Asian Aggressive Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV) / オープンエンド型 / 米ドル 建て
主な投資対象	アジア・パシフィック(日本を除く)に本店所在地があるか、あるいは 主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業を主要な投資対象と します。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド(バミューダ) 保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブ ルグ)エス.エイ.
投資目的	主として、アジア・パシフィック(日本を除く)に本店所在地があるか、 あるいは主たる業務活動がそれら地域で行なわれている企業に投資を行 ない、長期的な資産の成長を目指します。ファンドは大型、中型、小型株に 投資を行ないます。個別銘柄の選択において、時価総額、業種において運 用上の制約を受けません。
主な投資制限	 ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬: 1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配 を行なう方針です。

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - サウス・イースト・アジア・ファンド
英文名	Fidelity Funds-South East Asia Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)/オープンエンド型/米ドル 建て
主な投資対象	日本を除く環太平洋諸国の取引所に上場されている企業の株式を主要な 投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ) 保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ)
	保留支託銀行・ブブブブ・ブブザース・バウマブ (ルグセブブルグ) 登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社: FIL (ルクセンブ ルグ)エス.エイ.
投資目的	主として日本を除く環太平洋諸国の取引所に上場されている企業の株式 に投資を行ないます。
主な投資制限	 ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬: 1.50% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配 を行なう方針です。

	有個証券由工書(內国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - オーストラリア・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Australia Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV) / オープンエンド型 / 豪ドル
	建て
主な投資対象	オーストラリアの企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー
	ダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ)
	│登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブ │
	ルグ)エス.エイ.
投資目的	主としてオーストラリアの企業の株式に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができませ
	ん。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものと
	します。
	・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h_{\circ}
費用	管理報酬:1.50%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。
	4 500/ しわっていままが 少仁工粉炒セツハネまっり 250/ についてけ フ

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - アジア・パシフィック・グロース・アンド・
	インカム・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Asia Pacific Growth & Income Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)/オープンエンド型/米ドル
	建て
主な投資対象	アジア、オーストラリア、ニュージーランドの取引所に上場されている企
	業およびそれ以外で同地域から収益の多くを得ている企業の中で、配当
	利回りが高い企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー
	ダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブ
	ルグ)エス.エイ.
投資目的	アジア、オーストラリア、ニュージーランドの取引所に上場されている企
	業およびそれ以外で同地域から収益の多くを得ている企業の中で、配当
	利回りが高い企業の株式等を主要な投資対象とし、安定した配当収益の
	確保と長期的な元本の成長を目標とします。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができませ
	ん。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものと
	します。
	・ ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	<i>λ</i> ₀
費用	管理報酬: 1.50%
	・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
カンナギル	すので、表示することができません。
申込手数料	なし 4 日 2 2 日
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。

	有仙証券届出書(内国投貨信
ファンド名	フィデリティ・アメリカン・ファンド
英文名	Fidelity American Fund
設定形態	英国籍証券投資法人 / オープンエンド型 / 英ポンド建て
主な投資対象	米国企業の株式を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・インベストメント・サービシズ(UK)・リミテッド
	保管受託銀行:JPモルガン・トラスティ・アンド・ディポジタリー・カ
	ンパニー・リミテッド(英国)
投資目的	主として米国企業の株式に投資を行なうことにより、長期的な元本の成
	長を目指します。ファンドには、企業規模による投資制限はありません
	が、通常大型株もしくは中型株中心に投資を行ないます。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができませ
	ん。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものと
	します。
	・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h_{\circ}
費用	管理報酬:1.50%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
1 22 - 101 101	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日 	2月末日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
)	を行なう方針です。

注)管理報酬は1.50%となっていますが、代行手数料相当分である0.75%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

	,
ファンド名	フィデリティ・USエクイティ・インカム・ファンド(適格機関投資家専
	用)
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・USエクイティ・インカム・マザーファンド受益証券を主
	要な投資対象とします。
委託会社等	委託会社:フィデリティ投信株式会社
	ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限は、ピラミス・グローバ
	ル・アドバイザース・エルエルシー(米国)に委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の取引所に上
	場(これに準ずるものを含みます。)されている米国企業の株式等を投
	資対象として、市場の配当利回りを上回る配当を目指すとともに、長期的
	な元本成長を目標とします。
主な投資制限	・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
	・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時に
	おいて投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
	・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の
	純資産総額の10%以内とします。
	・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合
	は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投
	資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内と
	します。
	・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投
	資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
費用	信託報酬:純資産総額に対し年率0.756%(税抜き 0.72%)
	税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。
	・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額
	に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払
	う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があ
	ります。)
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	3月10日、6月10日、9月10日、12月10日
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当収入と売買益(評価
	益を含みます。) 等の全額とします。
	・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決
	定します。
	・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ
	き、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンド名	フィデリティ・米国優良株・ファンド (適格機関投資家専用)
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・米国優良株・マザーファンド受益証券を主要な投資対象
	とします。
委託会社等	委託会社:フィデリティ投信株式会社
	│ ただし、 マザーファンドの運用指図に関する権限は、 ピラミス・グローバ │
	ル・アドバイザース・エルエルシー(米国)に委託します。
投資目的	ファンドは、フィデリティ・米国優良株・マザーファンド受益証券への
	投資を通じて、主として米国の取引所に上場(これに準ずるものを含み
	ます。) されている株式に投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を
	図ることを目標に積極的な運用を行なうことを基本とします。
主な投資制限	・ 株式への実質投資割合には制限を設けません。
	・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時に
	おいて投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
	・ 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。(当該外貨建
	資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なう
	ことができます。)
	・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の
	純資産総額の10%以内とします。
	・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合
	は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	┃・ 同一銘柄の転換社債、ならびに転換社債型新株予約権付社債への実質 ┃
	投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内
	とします。
	・マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投
	資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬:純資産総額に対し年率0.8715%(税抜き0.83%)
	税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。
	・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額
	に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払
	う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があ
	リます。)
	・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
1	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日 	11月30日
分配方針	・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評
	価益を含みます。)等の全額とします。
	・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決
	定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
	・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ
	き、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンド名	
F	
設定形態	│国内証券投資信託 │ フィデリニィ・ロ★/標券・フザ・ファン/ は妥発証券を主要な扱際対象を
主な投資対象	フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象と
またる社会	│ します。 │ 素式会社・フィギリニィ也信性せる社
委託会社等 	│委託会社:フィデリティ投信株式会社 │ ただしつぜ、ファンルの外に建築会会のおける…ごいかに係る第四指図に
	ただしマザーファンドの外貨建資産の為替へッジ以外に係る運用指図に 関末で探照は5世、イングストメンツ、インク、オシュオリノ英国ング
	関する権限はFIL・インベストメンツ・インターナショナル(英国)に 素式」まま
扣次口的	委託します。 │ ⇒ボーコーン・ドヌン・エン・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
投資目的 	│マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債(国債・地方 │ ┣ おの保証債、割供会融債、恵業債策、たま悪力姿せ免は↓ 利息策
	債・政府保証債・利付金融債・事業債等)を主要投資対象とし、利息等
	の収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産
	の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主な投資制限	・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。
	・ 株式への実質的な直接投資は行ないません。
	・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の25%以
	内とします。
	・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の
	5%以内とします。
	・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投
	資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内と
	・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投
# m	資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	│信託報酬:純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額と │
	します。 佐され悪なは、気切ずしにはウオスものしし、光礼祭物問題のフロにかける。
	信託報酬率は、毎期ごとに決定するものとし、前計算期間終了日における
	日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り(終値)に応じ ta
	た、次に挙げる率とします。 ・
	新発10年物国債の利回りが3.5%未満の場合 年率0.3045%(税抜き
	新発10年物国債の利回りが3.5%以上の場合 年率0.4095%(税抜き 0.20%)
	0.39%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。
	・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額
	に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払
	う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があ います、
	ります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	・ ての他の子数科寺については、運用状况寺により复動しまりので争削 に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま すので、表示することができません。
申込手数料	なし
1 / = 3 / 4///	
決算日	4月30日

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

分配方針

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

ファンド名	フィデリティ・日本債券・ファンド (適格機関投資家専用)
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	│フィデリティ・日本債券・マザーファンド受益証券を主要な投資対象と │します。
委託会社等	委託会社:フィデリティ投信株式会社 ただしマザーファンドの外貨建資産の為替ヘッジ以外に係る運用指図に 関する権限はFIL・インベストメンツ・インターナショナル(英国)に
	委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、日本の公社債(国債・地方債・政府保証債・利付金融債・事業債等)を主要投資対象とし、利息等収入の確保を図るとともに、値上がり益の追求を目指し、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的として運用を行ないます。
主な投資制限	 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 株式への実質的な直接投資は行ないません。 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の25%以内とします。 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の
	5%以内とします。
	資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬:純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額とします。 信託報酬率は、毎期ごとに決定するものとし、前計算期間終了日における日本相互証券株式会社発表の新発10年物国債の利回り(終値)に応じた、次に挙げる率とします。 新発10年物国債の利回りが3.5%未満の場合 年率0.3045%(税抜き0.29%) 新発10年物国債の利回りが3.5%以上の場合 年率0.4095%(税抜き0.39%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。)・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。・その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
	毎月末日
	377718

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

分配方針

- ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- ・ 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

	有咖啡分類 有物理
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ユーロ・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Euro Bond Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV) / オープンエンド型 / ユーロ
	建て
主な投資対象	ユーロ建ての公社債を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー
	ダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL (ルクセンブル
	グ)エス.エイ.
投資目的	主としてユーロ建ての公社債に投資を行ないます。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額
	は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。
	・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h_{\circ}
費用	管理報酬:0.75%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。
**	0.750/ トヤ・ブリナナが 少年工物ツセツハネキス0.0750/ については フ

注)管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - コア・ユーロ・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Funds — Core Euro Bond Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV) / オープンエンド型 / ユーロ 建て
主な投資対象	ユーロ建ての国債、非国債を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録および名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
投資目的	主としてユーロ建ての債券に投資を行ないます。通常はユーロ建てかつ 投資適格の国債や非国債に投資を行ないます。
主な投資制限	 ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ファンドは有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできません。
費用	管理報酬:0.30% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配 を行なう方針です。

^{) 2010}年3月末までに設定予定です。

	有伽証券届出書(內国投貨信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - ヨーロピアン・ハイ・イールド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-European High Yield Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV) / オープンエンド型 / ユーロ 建て
主な投資対象	本店所在地が西ヨーロッパ、中央ヨーロッパ、東ヨーロッパ(ロシアを含む)にあるか、あるいは主たる業務活動がそれらの地域で行なわれてい
	る企業が発行する高利回りの投資非適格証券を主要な投資対象とします。
日日 /女 汁 1	· · ·
関係法人 	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー ダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ)
	登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブルグ)エス.エイ.
上 投資目的	~ ~ 一へ・一 ・ ・
12200	しむ)にあるか、あるいは主たる業務活動がそれらの地域で行なわれてい
	る企業が発行する高利回りの投資非適格証券に主として投資を行ない。
	高水準の利息収入の確保と元本成長を追求します。投資非適格証券とは
	S & P による格付けで B B + 以下、ないし国際的に認められた格付け機
	関により同等の格付けを与えられた証券をいいます。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額
	は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。
	・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h_{\circ}
費用	管理報酬:1.00%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - スターリング・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-Sterling Bond Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV) / オープンエンド型 / 英ポン
	ド建て
主な投資対象	英ポンド建ての債券を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー
	ダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL (ルクセンブル
	グ)エス.エイ.
投資目的	主として英ポンド建ての債券に投資を行ないます。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額
	は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。
	・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	<i>h</i> ₀
費用	管理報酬:0.75%
	・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
ナンナギツ	すので、表示することができません。
申込手数料	なし 4 日 0 0 日
決算日	4月30日
分配方針 	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
)	を行なう方針です。 2.750/ k かっていままが、(%に手**)***サンクである。2750/ k のいては、フ

注)管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

	フィデリディ技信杯 有価証券届出書(内国投資
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - USドル・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-US Dollar Bond Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人(SICAV)/オープンエンド型/米ドル
	建て
主な投資対象	米ドル建ての債券を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミュー
	ダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン (ルクセンブルグ)
	登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL (ルクセンブル
	グ)エス.エイ.
投資目的	米ドル建ての債券に主として投資を行ないます。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額
	は当該ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。
	・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	<i>δ</i> ,
費用	管理報酬:0.75%
	・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
1 22 - 344 454	」 すので、表示することができません。 I
申込手数料	<u>なし</u>
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。

注)管理報酬は0.75%となっていますが、代行手数料相当分である0.375%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

	有個証券通出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - USハイ・イールド・ファンド
英文名	Fidelity Funds-US High Yield Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV) / オープンエンド型 / 米ドル 建て
主な投資対象	主として米国で活動を行なう企業が発行したハイ・イールド債券を主要 な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社: FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブル グ)エス.エイ.
投資目的	主として米国で活動を行なう企業が発行したハイ・イールド債券に主と
	して投資を行ない、高水準の利息等の収入を確保するとともに、値上り益 の追求を目指します。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額は当ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。 ・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ ん。
費用	管理報酬: 1.00% ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配 を行なう方針です。

	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・ファンズ - エマージング・マーケット・デット・ファン ド
英文名	Fidelity Funds-Emerging Market Debt Fund
設定形態	ルクセンブルグ籍証券投資法人 (SICAV) / オープンエンド型 / 米ドル 建て
主な投資対象	エマージング債券を主要な投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・ファンド・マネジメント・リミテッド (バミューダ)
	保管受託銀行:ブラウン・ブラザーズ・ハリマン(ルクセンブルグ)
	登録及び名義書換事務代行会社、管理事務代行会社:FIL(ルクセンブル グ)エス.エイ.
投資目的	主としてエマージング債券へ投資を行なうことにより利息収入の確保と
	│ 元本成長を目指します。ファンドは、ローカル市場の債券、エマージング │
	市場の発行体が発行した株式や社債等にも投資を行なうことができま
	┃ す。 投資対象国としてはラテンアメリカ、 東南アジア、 アフリカ、 東欧(ロ ┃
	シアを含みます。)や中東等を含みます。
主な投資制限	・ 一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができません。借入総額 は当ファンドの純資産総額の10%を超えないものとします。 ・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h_0
費用	管理報酬:1.25%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	4月30日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。

ファンド名	フィデリティ・スターリング・ボンド・ファンド
英文名	Fidelity Sterling Bond Fund
設定形態	英国籍証券投資法人 / オープンエンド型 / 英ポンド建て
主な投資対象	英ポンド建ての(または英ポンドに為替ヘッジされた)公社債を主要な
	投資対象とします。
関係法人	投資運用会社:FIL・インベストメント・サービシズ(UK)・リミテッド
	保管受託銀行: JP モルガン・トラスティ・アンド・ディポジタリー・カンパニー・リミテッド (英国)
投資目的	主に英ポンド建ての(または英ポンドに為替ヘッジされた)公社債を投
	資対象として、魅力的な水準の利息収入の確保を主たる目的とし、元本成
	長の可能性も目指します。
主な投資制限	・ ファンドは一時的な場合を除き金銭の借入を行なうことができませ
	ん。借入総額は当ファンドの純資産総額の10%を超えないものとし
	ます。
	・ 有価証券の空売りをしてはならないものとします。
	・ファンドは議決権を有する株式を、その保有によって当該発行会社の
	経営に重要な影響を与える水準までの保有を行なうことはできませ
	h_{\circ}
費用	管理報酬:1.00%
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
1 22 - 204 404	すので、表示することができません。 ・・
申込手数料	なし
決算日	毎月末日
分配方針	原則として経費控除後の配当収益および利子収益のすべてについて分配
	を行なう方針です。

注)管理報酬は1.00%となっていますが、代行手数料相当分である0.50%については、マザーファンドに割戻しを行ないます。

ファンド名 フィデリティ・米国投資適格債・ファンド(適格機関投資家専用) 設定形態 国内証券投資信託 主な投資対象 フィデリティ・米国投資適格債・マザーファンド受益証券を主要な投資 対象とします。 委託会社: フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの為替先物予約、為替先渡取引以外に係る運用指 図に関する権限はFIL・インベストメンツ・インターナショナル(英 国)に委託します。 投資目的 マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の米ドル建て 投資適格債券(国債、政府機関債、モーゲージ担保証券、資産担保証券、社 債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいます。)に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを 目的に運用を行ないます。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一名柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ の一部の新教社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ の他、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ の他、投資信託財産の総資産総額の5%以内とします。 ・ その他、投資信託財産の総資産総額の5%以内とします。 ・ その他、投資信託財産の総資産総額に対して年率0.6195%(税抜き0.59%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の・対ます。 ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に対して、工場をに対して、との他の手数料等については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の発力には、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の表計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の発力は、定様に制度をに応じて異なります。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行ならものではありません。 ・ の他の手数とのよりに対します。・ の他の手を勘案して決定します。・ 収益分配を対しません。・ この他の手を制度を対しません。・ この他の対します。・ の他の手を制度を対しません。・ この他の表質を対しません。・ では、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、		有価証券届出書(内国投資信 「「「」」
主な投資対象 対象とします。 要託会社等 要託会社: フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの為替先物予約、為替先渡取引以外に係る運用指 図に関する権限はFIL・インペストメンツ・インターナショナル(英 国)に委託します。 投資目的 マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の米ドル建て 投資適格債券(国債、政府機関債、モーゲージ担保証券、資産担保証券、社 債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいます。)に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを 目的に運用を行ないます。 ・ 向一銘柄の未近、の実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の本域社員および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の本域社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 大質選資産への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 大質選資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 大質連算を対して事業の、行政を支援を対していて、対策を対してなることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の経資産総額に対して年率の、10%(税込み)を上限として投資信託財産が経済を対して中率の、10%(税込み)を上限として投資信託財産が設定します。 ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に対す、その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 申込手数料 なし 決算日 分配方針 なり記述を持会とします。 ・ 収益分配金額はを託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ	ファンド名	フィデリティ・米国投資適格債・ファンド(適格機関投資家専用)
要託会社等 委託会社: フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの為替先物予約、為替先渡取引以外に係る運用指 図に関する権限は下に・インベストメンツ・インターナショナル(英 国)に委託します。 マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の米ドル建て 投資適格債券(国債 政府機関債、モーゲージ担保証券) 資産担保証券、社 債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいます。 ・ に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを 目的に運用を行ないます。 ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ クラスンド・クラスン・クラスンド・クラスンド・クラスン・クラスン・クラスン・クラスン・クラスン・クラスン・クラスン・クラスン		
委託会社:フィデリティ投信株式会社 ただし、マザーファンドの為替先物予約、為替先渡取引以外に係る運用指 図に関する権限はFIL・インベストメンツ・インターナショナル(英 国)に委託します。 マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の米ドル建て 投資適格債券(国債、政府機関債、モーゲージ担保証券、資産担保証券、社 債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいま す。に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを 目的に運用を行ないます。 ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の 純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 子でリーファンド受益証券以外の投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 不の他、投資信託財産の・経済産総額に対し年率の・6195%(収抜き0・59%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率の・10%(税込み)を上限として投資信託財産の純資産総額に対して年率の・10%(税込み)を上限として投資信託財産の・5支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。)・その他の手数料等については、運用状况等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。を勘定は対します。・ で記録は対します。・ ・ で記録は対します。・ で記録は対します。・ で記録は対しませます。・ で記録は対します。・ で記録は対します。・ で記録は対しませる。・ で記録は対します。・ で記録は対します。・ で記録は対します。・ で記録は対します。・ で記録は対しま述は対します。・ で記録は対しま述は対します。・ で記録は対します。・ で記録は対しま述は対します。・ で記録	主な投資対象	
ただし、マザーファンドの為替先物予約、為替先渡取引以外に係る運用指図に関する権限はドル・インベストメンツ・インターナショナル(英国)に委託します。 投資目的		10.010
図に関する権限はFIL・インペストメンツ・インターナショナル(英国)に委託します。 マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の米ドル建て投資適格債券(国債、政府機関債、モーゲージ担保証券、資産担保証券、債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいます。)に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。 ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。・ 株式への実質投資割合はは関連において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。・ 内貨建資産への実質投資割合はは制限を設けません。・ マザーファンド受益証券以外の投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。・ 信託報酬: 純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%)税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産がら支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。)・ その他の手数料等については、環用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。・ の記録を含みます、)などの全額とします。・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します、ただし、必ず分配を行なうものではありません。・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ	委託会社等	委託会社:フィデリティ投信株式会社
国)に委託します。 マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の米ドル建て投資適格債券(国債、政府機関債、モーゲージ担保証券、資産担保証券、社債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいます。) に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。 ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 子の他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%)税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の純資産総額に対して率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。・ の他の手数料等の合計額については、運用が発展を制度に応じて異なります。 かいで、表示することができません。・ の他の手数料等の合計額に対しては、できません。・ できません。・ ・ ・ ・ ・ できません。・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		│ただし、マザーファンドの為替先物予約、為替先渡取引以外に係る運用指 │
投資目的 マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として米国の米ドル建て投資適格債券(国債、政府機関債、モーゲージ担保証券、資産担保証券、社債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいます。)に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。 ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。・ 株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の統資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の等金額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の等金額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の等金額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の等金額に対して、運用状況等により変動します。・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。・ でお外に表すので、表示することができません。・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なります。・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。・ 収益分配金額は委託会社が基準値額水準、市別前の等を勘案して決定します。・ 収益分配金額に要けるのではありません。・ ・ 収益分配金額は要はできません。・ ・ 収益分配金額の運用については時に制限を認めできません。・ ・ 収益分配金額の運用についてはません。・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・		│図に関する権限はFIL・インベストメンツ・インターナショナル(英 │
投資適格債券(国債、政府機関債、モーゲージ担保証券、資産担保証券、社債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいます。) に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。 ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 外貨建資産にの実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 不可し、投資信託財産の経済産総額に対して率の.6195%(税抜き0.59%) ・ 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の共資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の計事を対象が表す。)を上限として投資信託財産ので事前に対しては、運用状況等により変動しますので事前に対す、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を合みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。をだし、必ず分配を行なうものではありません。		
(債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいます。)に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。 ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%)税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ み配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。	投資目的	
す。)に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを目的に運用を行ないます。 ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額に対し年率の.6195%(税抜き0.59%)税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。		投資適格債券(国債、政府機関債、モーゲージ担保証券、資産担保証券、社
主な投資制限		債等のうち、いわゆる投資適格債券としての格付を有するものをいいま
主な投資制限 ・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。 ・ 株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債あよび転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託財産の共資投資割合は、投資信託財産の純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%)税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ の一の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なります。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		す。) に投資することにより、投資信託財産の長期的な成長を図ることを
・株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。 ・同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 信託報酬:純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%)税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。)・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。・その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。・プ配方針 なし 決算日 毎月末日 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。・収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		目的に運用を行ないます。
ます。 ・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の 純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 信託報酬: 純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%)税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ	主な投資制限	・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。
・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投 資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投 資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 信託報酬: 純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		・ 株式への実質投資割合は投資信託財産の純資産総額の20%以内とし
 純資産総額の10%以内とします。 ・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 信託報酬: 純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%)税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ できません。 ・ が配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ 		ます。
		・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の
資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内とします。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 信託報酬: 純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%)税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。)・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。・ できません。 ・ 必能対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		純資産総額の10%以内とします。
します。 ・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 信託報酬:純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%)税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ そのかの手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ 公配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投
・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。 ・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 信託報酬:純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ りなどの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内と
・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。 信託報酬:純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ の他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なります。 ・ 収益分配金額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		します。
費信託財産の純資産総額の5%以内とします。 信託報酬:純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ 役配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
費用 信託報酬: 純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き0.59%) 税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 ・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なります。 ・ 投資日 毎月末日 分配方針 ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投
税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。 その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 おし 決算日 毎月末日 分配方針 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 おし	費用	信託報酬:純資産総額に対し年率0.6195%(税抜き 0.59%)
に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払 う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があ ります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前 に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま すので、表示することができません。 申込手数料 なし 決算日 毎月末日 分配方針 ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評 価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定 します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。
 う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があります。) その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 申込手数料 おし 決算日 毎月末日 分配方針 ・分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ 		
ります。) ・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 申込手数料 なし 決算日 毎月末日 分配方針 ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払
その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前に料率、上限額等を表示することができません。 その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 おし		う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があ
に料率、上限額等を表示することができません。 ・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 申込手数料 なし 決算日 毎月末日 分配方針 ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		ります。)
・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。 申込手数料 なし 決算日 毎月末日 分配方針 ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
すので、表示することができません。 申込手数料 なし 決算日 毎月末日 分配方針 ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		に料率、上限額等を表示することができません。
申込手数料 なし 毎月末日 毎月末日 ・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益 (評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
決算日		すので、表示することができません。
・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ	申込手数料	なし
価益を含みます。)などの全額とします。 ・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ	決算日	毎月末日
・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ	分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評
します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。 ・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		価益を含みます。) などの全額とします。
・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ		・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
		します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
き、元本部分と同一の運用を行ないます。		・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ
		き、元本部分と同一の運用を行ないます。

I » #7	有価証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・USハイ・イールド・ファンド(適格機関投資家専用)
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	│フィデリティ・USハイ・イールド・マザーファンド受益証券を主要な投 │
T + - A + 1 **	資対象とします。 Table 1
委託会社等	委託会社:フィデリティ投信株式会社
	│ ただし、マザーファンドの運用指図に関する権限はフィデリティ・マネ │
	ジメント・アンド・リサーチ・カンパニー(米国)に委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、米ドル建ての高利回り社債
	(ハイ・イールド債券)を主要な投資対象とし、投資信託財産の長期的
	│な成長を図ることを目的に積極的な運用を行なうことを基本とします。 │
主な投資制限	・ 公社債の実質投資割合には、制限を設けません。
	・ 株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の20%以内とし
	ます。
	・ 新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合は、取得時に
	おいて投資信託財産の純資産総額の20%以内とします。
	・ 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。
	・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、取得時において投資信託財産の
	純資産総額の10%以内とします。
	・ 同一銘柄の新株引受権証券および新株予約権証券への実質投資割合
	は、取得時において投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
	・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投
	資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内と
	します。
	・ マザーファンド受益証券以外への投資信託証券への実質投資割合は、
	投資信託財産の純資産総額の5%以内とします。
費用	信託報酬:純資産総額に対し年率0.83475%(税抜き 0.795%)
	税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。
	・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額
	に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払
	う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があ
	ります。)
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前
	に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
申込手数料	なし
決算日	毎月22日
分配方針	・ 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評
	価益を含みます。)等の全額とします。
	・ 収益分配金額は委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定
	します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
	・ 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づ
	き、元本部分と同一の運用を行ないます。
	1

	有仙証券届出書(内国投資信
ファンド名	フィデリティ・円キャッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)
設定形態	国内証券投資信託
主な投資対象	フィデリティ・円キャッシュ・マザーファンド受益証券を主要な投資対
	象とします。
委託会社等	委託会社:フィデリティ投信株式会社
	ただしマザーファンドの運用指図に関する権限はFIL・インベストメン
	ト・マネジメント(香港)・リミテッドに委託します。
投資目的	マザーファンド受益証券への投資を通じて、主として本邦通貨表示の公
	社債等(国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品
	等)に投資を行ない、利息等収入の確保を図ります。
主な投資制限	・ 公社債への実質投資割合には制限を設けません。
	・ 株式への実質的な直接投資は行ないません。
	・ 外貨建資産への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以
	下とします。(当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為
	替の売買の予約を行なうことができます。)
	・ 同一銘柄の株式への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の
	5 %以内とします。
	・ 同一銘柄の転換社債および転換社債型新株予約権付社債への実質投
	資割合は、取得時において投資信託財産の純資産総額の10%以内と
	します。
	・ マザーファンド受益証券以外の投資信託証券への実質投資割合は、投
	資信託財産の純資産総額の5%以内とします。

	有価証券届出書(内国投資信
費用	信託報酬:純資産総額に対し以下に掲げる信託報酬率を乗じて得た額と
	します。
	信託報酬率は、各月ごとに決定するものとし、前月の最終営業日の翌日か
	ら当月の最終営業日までの当該率は、各月の前月の最終営業日を除く最
	終 5 営業日間における短資協会が日々発表する無担保コールオーバーナ
	イト物レートの平均値に応じた次に挙げる率とします。
	当該平均値が1.00%以上の場合 年率0.042%(税抜き0.04%)
	当該平均値が0.65%以上1.00%未満の場合 年率0.0315%(税抜き
	0.03%)
	当該平均値が0.30%以上0.65%未満の場合 年率0.021%(税抜き0.02
	%)
	当該平均値が0.20%以上0.30%未満の場合 年率0.00525%(税抜き
	0.005%)
	当該平均値が0.20%未満の場合 年率0.002625%(税抜き0.0025%)
	ただし、投資信託財産の純資産総額が以下の水準に達した場合には、信託
	報酬率はそれぞれ前文により適用される率の以下の割合となるものとす
	る。ただし、最低信託報酬率は年率0.002625%(税抜き 0.0025%)としま
	純資産総額が300億円を超過した場合 80% 10000000000000000000000000000000000
	純資産総額が500億円を超過した場合 70% 10000000000000000000000000000000000
	純資産総額が700億円を超過した場合 60% 6
	・ その他、投資信託財産に係る監査費用等を投資信託財産の純資産総額
	に対して年率0.10%(税込み)を上限として投資信託財産から支払
	う場合があります。(なお、当該上限率については変更する場合があ
	ります。)
	・ その他の手数料等については、運用状況等により変動しますので事前 に料率、上限額等を表示することができません。
	・ その他の手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりま
	すので、表示することができません。
 申込手数料	なし
決算日	4月30日
<u>/ </u>	47300 運用による収益は、期中に分配を行なわず、信託終了時まで投資信託財産
ノJ HUノJ 亚	注用にある状態は、物中に力能ではなわり、同心心 阿みて汉具信配別注

(3)【運用体制】

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、米国、欧州、日本、アジア・パシ フィックの世界主要拠点において、綿密なチーム体制のもと、調査・運用業務を遂行して います。

内に留保し、運用の基本方針に基づいて運用します。

フィデリティの企業調査情報の活用

フィデリティの企業調査

フィデリティは、投資対象の綿密な調査を重視しています。大規模なインハウス ・リサーチ(自社のスタッフによる独自調査)体制を有しており、世界主要拠 点で多くの企業調査の専門家が企業調査・運用に従事しています。企業内容の 調査・分析にあたっては、FIL Limitedと、関連会社であるFMR Co.が、世界主要 拠点のアナリストが独自に作成した企業調査情報をリアルタイムで共用でき

有価証券届出書(内国投資信託受益証券) るシステムを構築し、株式や債券の運用に活かしています。

フィデリティの運用・調査体制(2009年9月末日現在)

(単位:人)

拠点		米国	区欠州	日本	アジア・ パシ フィック	総計
+ 1 → +	株式	105	56	16	26	203
ポートフォリオ・ マネージャー	ハイ・イールド債券	11	0	0	0	11
	投資適格債券	23	7	0	2	32
	株式	230	96	36	47	409
アナリスト	ハイ・イールド債券	28	0	0	0	28
	投資適格債券	64	19	2	5	90
	株式	42	13	0	15	70
トレーダー	ハイ・イールド債券	4	0	0	0	4
	投資適格債券	30	9	0	4	43
合計		537	200	54	99	890
運用に関するコンプライアンス部門		50	8	5	10	73

FMR LLCおよびFIL Limitedとその関係会社を含みます。

アナリストには、リサーチ・アナリストとリサーチ・アソシエイトを含みます。管理職等は除きます。 上表中の数値は、将来変更となることがあります。

フィデリティの企業調査の特徴

フィデリティの調査の目的:

中長期的な成長力を持った企業を探し出すことにあります。中長期的な成長のエンジンとなる競争力のメカニズムを多面的なアプローチによって、調査を行なっています。

フィデリティの調査体制の特徴:

世界の調査部を7つのセクターに分けて、グローバルなチームによる調査を行なっており、これによって、グローバルな視点で、調査対象企業の競争力分析が容易となります。

多面的な調査:

フィデリティは、調査対象企業の情報のみで投資判断を下さず、グローバルな競争相手はもとより、仕入先、納品先といった取引先からも情報収集を行ない、より広くかつ客観的な情報をもとに、収益予測を行ない、投資判断を行なっています。

長期間にわたってファンドを運用していくうえで、運用担当者が交代となることがありますが、フィデリティの企業調査情報を活用する体制ならびにフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありません。

フィデリティのファンド調査体制と特徴

フィデリティのファンド調査は、欧米・日本を含むアジアの拠点で行なわれています。それぞれの拠点で調査ファンド・ユニバースを構築し、定量的スクリーニング、定性的ファンド調査により、投資候補となるファンドの絞り込み、分析を行なっています。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファンドの調査においてもフィデリティの基本である「ボトム・アップ・アプローチ」(すなわち、綿密な企業調査を行ない、投資銘柄を選択していくこと)の投資哲学を重視しています。

フィデリティのファンド調査の目的は、中長期的に良好な運用成績が期待されるファンドを探し出すことです。運用会社の体制から個別ファンドの運用状況にいたる様々な面を、定性・定量を含む多様なアプローチで調査・分析し、ファンドの運用力と運用の再現性を明らかにしています。

ファンドの運用プロセス

(a) 基本配分

ファンドでは、主な投資対象である「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」、「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」、「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ロールド債券・マザーファンド」、「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」についての基本配分を設定します。各マザーファンドへの基本配分は、各受益証券への投資を通じて国内株式、海外株式、国内債券、海外債券、国内外の不動産投資信託(REIT)、国内短期債券・短期金融商品へ実質的に分散投資を行ない、投資信託財産の長期的な成長を目指します。

主として各資産のリスク・リターン特性、資産間の相関などを考慮して決定します。各マザーファンドへの配分は原則として基本配分に対して概ね、中立を維持します。ただし、運用環境の変化により基本配分比率を変更または調整することがあります。

基本資産配分は、以下の通りです。(2009年12月現在)

各マザーファンド受益証券への資産配分は、概ね投資信託財産の純資産総額に対して以下の比率を基本投資割合とします。

マザーファンド	基本投資割合
フィデリティ・日本株式・マザーファンド	10%
フィデリティ・海外株式・マザーファンド	5%
フィデリティ・国内債券・マザーファンド	60%
フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド	10%
フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド	5%
フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド	10%

ただし、上記の基本資産配分については、流動性の変化やリスク・リターン特性の変化等に対応して、将来的に、比率の変更または資産の変更を行なう可能性があります。

実際のポートフォリオは、短期金融商品に直接投資を行なう場合があり、また短期的な見通しにおいて、上記基本資産配分と異なる資産配分をすることがファンドにとってより有利、または運用上必要であると判断される場合には、短期的に、上記基本資産配分から乖離する可能性があります。また、基本資産配分を変更することなく、他の資産を一時的にポートフォリオに組入れる可能性があります。

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(b) フィデリティ・日本株式・マザーファンド

フィデリティ・日本株式・マザーファンドの運用プロセス

投資対象ファンドの選定

投資信託証券への投資に際しては、別に定める投資信託証券(「ファンド・ユニバース」)の中から、主として、投資目的、リスク・リターン特性などを考慮して選定したファンドに投資します。

ファンド・ユニバースは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資対象を勘案して適宜見直します。

中期的な資産見通しの変化やリスク特性の変化に対応して、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

また、短期的な見通しにおいて投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産を変更することがより有利であると判断される場合には、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象ファンドの配分(ポートフォリオの構築)

主として各投資対象ファンドのリスク・リターン特性、投資対象ファンド間の相関などを考慮して組入れファンドおよび各ファンドへの資産配分を決定します。

組入れた投資信託証券(「投資対象ファンド」)は定期的にモニターを行ない、主として各投資対象ファンドのリスク・リターン特性、投資対象ファンド間の相関などを考慮して、組入れ比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入れ替えを行なう可能性もあります。組入れファンドおよび各ファンドへの資産配分にあたっては、フィデリティにおけるファンド分析および資産配分に関する情報も参考に用いることがあります。

ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、 運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動の チェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因につい て過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス 部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、 ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等につい て適切に運用されているかを管理しています。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

フィデリティ・日本株式・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス

投資対象ファンドの運用に関する意思決定の権限は、担当する投資対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量により投資対象ファンドの運営が行なわれます。

投資対象ファンドにおいては、個別企業分析により、主として配当利回りおよび長期的成長性等に注目した個別銘柄選択を行ないます。投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

投資対象ファンドにおいて、ポートフォリオ構築にあたっては、綿密な企業調査により投資価値の高い企業に分散投資を行なうことによりリスク分散を図ります。

投資対象ファンドの運用プロセス

投資アイディア

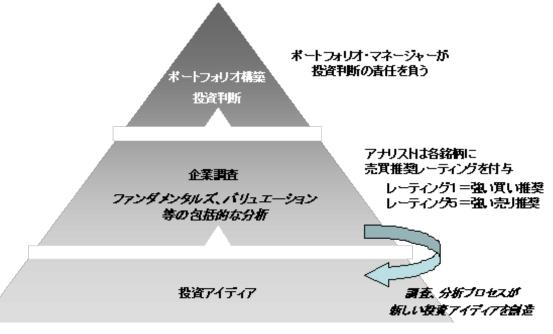
アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しており、この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイディアを発掘します。

企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材では、最高経営責任者(CEO)から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と面談を持ち、さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く事業環境について多面的な分析を行ないます。さらにアナリストは調査銘柄に対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からのバリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階からなるアナリスト自身の投資評価(レーティング)を付与します。

投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイディア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。



資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(c) フィデリティ・海外株式・マザーファンド

<u>フィデリティ・海外株式・マザーファンドの運用プロセス</u>

投資対象ファンドの選定

投資信託証券への投資に際しては、別に定める投資信託証券(「ファンド・ユニバース」)の中から選定します。「ファンド・ユニバース」は、外国株式を投資対象とするフィデリティの運用するすべての投資信託証券にて構成される「総ユニバース」の中から、ベンチマークであるMSCIコクサイインデックス(配当込み、円換算、ヘッジなし)の構成国や投資目的、リスク・リターン特性等を考慮し選定します。中期的な資産見通しの変化やリスク特性の変化に対応して、「ファンド・ユニバース」内の投資対象ファンドの変更を行なう可能性があります。また、短期的な見通しにおいて投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産を変更することがより有利であると判断される場合には、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

投資対象ファンドの配分(ポートフォリオの構築)

「ファンド・ユニバース」の中から、北米、欧州、アジア・パシフィックのそれぞれの地域毎に、主として各投資対象ファンドの投資対象資産、リスク・リターン特性、投資対象ファンド間の相関などを考慮して組入れファンドおよび各ファンドへの資産配分を決定します。組入れた投資信託証券(「投資対象ファンド」)は定期的にモニターを行ない、主として各投資対象ファンドのリスク・リターン特性、投資対象ファンド間の相関などを考慮して、組入れ比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入れ替えを行なう可能性もあります。組入れファンドおよび各ファンドへの資産配分にあたっては、フィデリティにおけるファンド分析および資産配分に関する情報も参考に用いることがあります。

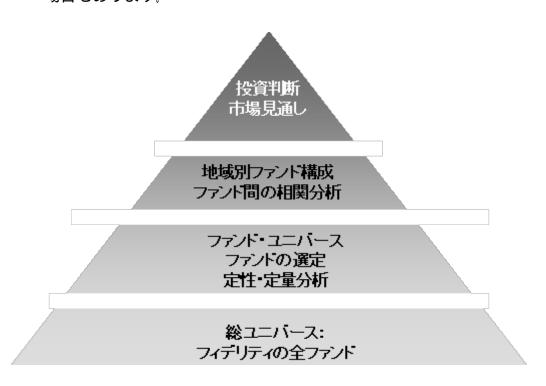
地域別資産配分

北米、欧州、アジア・パシフィックの三地域への資産配分については、フィデリティにおける資産配分の情報もポートフォリオ構築に反映させます。 資産に対する見通しにあたっては、トップ・ダウン分析手法とフィデリティの綿密な企業調査 - 「ボトム・アップ・アプローチ」等が活かされています。

ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、 運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投 資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環 境等の変化に応じて運用に万全を期します。

ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動の チェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因につい て過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス 部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、 ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない 場合もあります。



フィデリティ・海外株式・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス

意思決定の権限は、担当するファンドのポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量によりファンドの運営が行なわれます。

投資対象ファンドにおいては、個別企業分析により、主として長期的成長性等に注目した個別銘柄選択を行ないます。投資対象ファンドにおいては、個別企業分析にあたり、フィデリティの世界主要拠点のアナリストによる企業調査結果を活かし、ポートフォリオ・マネージャーによる「ボトム・アップ・アプローチ」を重視した運用を行ないます。

投資対象ファンドにおいては、ポートフォリオ構築にあたっては、綿密な企業 調査により投資価値の高い企業に分散投資を行なうことによりリスク分散 を図ります。

投資対象ファンドの運用プロヤス

アナリストおよびポートフォリオ・マネージャーが、多数の企業を調査しており、この中から、フィデリティのグローバルな企業調査情報も活用し、運用へのアイディアを発掘します。

企業調査

アナリストは、財務諸表分析、企業取材によるマネジメント評価、事業環境の分析など、担当する業種における徹底した調査分析を行ないます。企業取材では、最高経営責任者(CEO)から工場の生産ライン従業員まで幅広い関係者と

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

面談を持ち、さらに競合他社や取引企業への側面調査も実施、企業を取り巻く 事業環境について多面的な分析を行ないます。さらにアナリストは調査銘柄に 対して、市場で形成される株価と利益の成長性との比較等、様々な観点からの バリュエーション分析も行ないます。投資魅力の度合いに応じて、5段階から なるアナリスト自身の投資評価(レーティング)を付与します。

投資判断およびポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、アナリストのレーティングを参考にしつつ、独自のリサーチ・アイディア、ベンチマークとの比較、確信度、グローバルな産業動向などの観点を加味して、投資判断およびポートフォリオ構築を行ないます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(d) フィデリティ・国内債券・マザーファンド

フィデリティ・国内債券・マザーファンドの運用プロセス

投資対象ファンドの選定

投資信託証券への投資に際しては、別に定める投資信託証券(「ファンド・ユニバース」)の中から、主として、投資目的等を考慮して選定したファンドに投資します。

ファンド・ユニバースは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的等を勘案して適宜見直します。

投資対象ファンドの選定にあたっては、フィデリティのファンド分析および 資産配分に関する情報も参考に用いることがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの 低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象ファンドの配分(ポートフォリオの構築)

投資対象ファンドの配分および比率の決定(以下「ポートフォリオの構築」といいます。)については、主として投資目的を考慮して行ないます。また配分にあたっては、各債券セクターにおける投資目的等を考慮して組入れ比率の調整を行ないます。

ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、 運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投 資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環 境等の変化に応じて運用に万全を期します。

ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動の チェックはについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因につ いて過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアン ス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、 ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等につい て適切に運用されているかを管理しています。

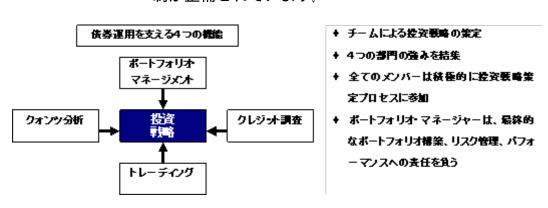
資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

<u>フィデリティ・国内債券・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス</u>

フィデリティは、投資適格債券の運用においては、徹底した調査・分析に基づき 複数の戦略を積み重ねることにより、リスクを軽減し、コンスタントに安定的な付加価値を創出することを目的としています。

社内の債券専任アナリストによるトップ・ダウン(市場/種別アロケーション、イールド・カーブ・アロケーション、セクター・アロケーション)とボトム・アップ(発行体信用リスク分析、銘柄のバリュエーション分析)の両プロセスを組み合わせたアプローチに基づき、運用を行ないます。

ポートフォリオの構築は、ポートフォリオ・マネージメント(運用)、クレジット調査(発行体の信用力分析)、クォンツ分析(計量分析)、トレーディングの4つの部門の強みを結集したチーム・アプローチにより支えられています。債券を発行する企業の信用力分析にあたっては、債券専任のアナリストが発行体企業の経営陣と直接ミーティングを行なうほか、業界、競合他社に関する調査に基づき、独自の財務、キャッシュフロー分析等を行ないます。さらに、フィデリティ内の株式アナリストによる企業調査分析結果も共有され、グローバルな、資産クラスを超えての調査面での連携体制が整備されています。



(e) フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドの運用プロセス

投資対象ファンドの選定

投資信託証券への投資に際しては、別に定める投資信託証券(「ファンド・ユニバース」)の中から、主として、投資目的、利回り水準、通貨配分、セクター配分、リスク・リターン特性などを考慮して選定したファンドに投資します。ファンド・ユニバースは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資対象を勘案して適宜見直します。

投資対象ファンドの選定にあたっては、フィデリティのファンド分析および 資産配分に関する情報も参考に用いることがあります。

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

中期的な資産見通しの変化やリスク特性の変化に対応して、投資対象ファンドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

また、短期的な見通しにおいて投資対象ファンドおよびその主たる投資対象 資産を変更することがより有利であると判断される場合には、投資対象ファン ドおよびその主たる投資対象資産の変更を行なう可能性があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象ファンドの配分(ポートフォリオの構築)

ポートフォリオの構築については、主として利回り水準、リスク・リターン特性、通貨分散、セクター分散などを考慮して行ないます。

また配分にあたっては、各債券セクターにおける利回り水準、通貨分散、リスク・リターン特性などを考慮して組入れ比率の調整を行ないます。

組入れた投資信託証券(「投資対象ファンド」)は定期的にモニターを行ない、主として、当ファンド全体の利回り水準、リスク・リターン特性、通貨分散、セクター分散などを考慮して、組入れ比率の調整を行ないます。また投資対象ファンドの入れ替えを行なう可能性もあります。

ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、 運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動の チェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因につい て過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス 部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、 ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等につい て適切に運用されているかを管理しています。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

<u>フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドの投資対象ファンドの運用プロセス</u>

投資対象ファンドの運用に関する意思決定の権限は、担当する投資対象ファンドのポートフォリオ・マネージャーに一任されており、各ポートフォリオ・マネージャーの裁量により投資対象ファンドの運営が行なわれます。

投資対象ファンドの運用調査体制は以下の通りです。いずれの部門にも、専任のポートフォリオ・マネージャー、アナリスト、トレーダーが配されており、徹底したクォンツ分析やボトム・アップの信用力調査に基づいた運用が行なわれています。各部門の調査分析内容等は相互に共有されています。

投資適格債券

主に投資適格債券(国債、政府機関債、地方債、社債、モーゲージ債など)、短期金融商品などの調査運用を行ないます。

ハイ・イールド債券

主に高利回り事業債(ハイ・イールド債券)の調査運用を行ないます。

エマージング債券

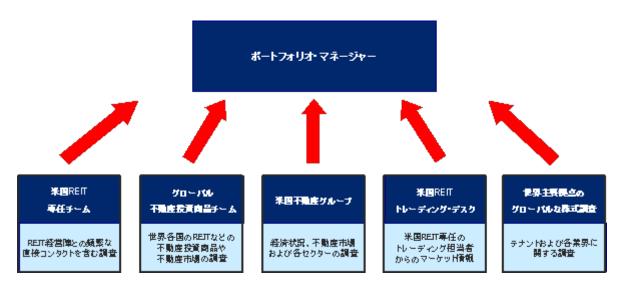
主にエマージング債券の調査運用を行ないます。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

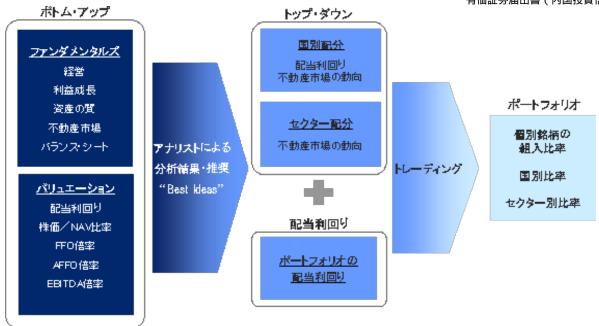
(f) フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

運用体制

運用においては、世界主要拠点のREITアナリストによる個別REITの綿密な調査・分析に加えて、不動産グループによる不動産市場調査なども活用します。また、REITの保有する不動産に入居する個別企業(テナント)やそれを取り巻く業界動向の理解のために、フィデリティの世界主要拠点の株式運用部が行なう企業のファンダメンタルズ調査、業界や地域経済の調査・分析も活用します。



運用プロセス



主要投資対象

日本を含む世界各国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている不動産投資信託(REIT)(これに準ずるものを含みます。)を主要投資対象とします。

ボトム・アップ・アプローチ

フィデリティのREITアナリストは、ボトム・アップのファンダメンタルズ分析やバリュエーション分析を活用して、個別REIT銘柄の推奨を行ないます。ファンダメンタルズ分析においては、REIT経営陣との直接コンタクトや主要物件訪問などを通じ、経営陣の質や、利益成長性、保有資産の質、不動産市場、バランスシートなどの観点から分析を行ないます。

また、REITのバリュエーション分析においては、配当利回り、株価純資産 倍率(株価NAV倍率)、株価FFO^{*1}倍率、株価AFFO^{*1}倍率、EBITDA^{*2}倍率等に注 目します。

- * 1 FFO (Funds From Operation)とは、減価償却費などを調整したREITのキャッシュフローを測る概念です。AFFO (Adjusted FFO)はFFOをさらに調整したものです。
- * 2 EBITDA(Earnings Before Interest Taxes Depreciation and Amortization) は、金利収支、税金、減価償却費、積立金などの項目を加算控除する前の企業損益です。会計上の調整を加えない、本来事業から直接算出された利益を表すといわれます。

トップ・ダウン分析

国毎やセクター毎の不動産市場の動向などを調査します。また、国別配分の検討においては、主として、国毎の配当利回りの水準を考慮します。

企業や業界調査

REITが保有する不動産に入居する個別企業(テナント)やそれを取り巻く業界動向の理解のために、フィデリティの世界主要拠点の株式運用部が行なう企業のファンダメンタルズ調査、業界や地域経済の調査・分析を活用します。

ポートフォリオ構築

ポートフォリオ・マネージャーは、個別REITのファンダメンタルズ分析とバリュエーション分析を基にしたアナリストの分析結果を活用し、組入銘柄の決定を行ないます。また、フィデリティの株式運用部からの企業調査情報、REIT専任のトレーディング担当者からのマーケット情報、国毎やセクター毎の不動産市場の動向や国毎の配当利回りに関するトップ・ダウンの分析を考慮することにより、銘柄選定の確信度に応じて個別REITと国別、セクター別の組入比率を決定します。また、国、地域やセクターの分散も勘案し、配当利回りが魅力的な水準となることを目指します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(g) フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの運用プロセス

投資対象ファンドの選定

投資信託証券への投資に際しては、別に定める投資信託証券(「ファンド・ユニバース」)の中から、主として、投資目的等を考慮して選定したファンドに投資します。

ファンド・ユニバースは、主として、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的等を勘案して適宜見直します。

投資対象ファンドの選定にあたっては、フィデリティのファンド分析および 資産配分に関する情報も参考に用いることがあります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

投資対象ファンドの配分(ポートフォリオの構築)

ポートフォリオの構築については、主として投資目的を考慮して行ないます。 また配分にあたっては、各債券セクターにおける投資目的等を考慮して組入れ 比率の調整を行ないます。

ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

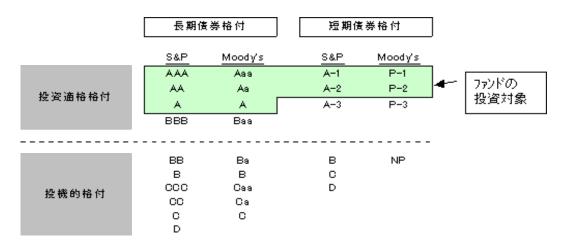
ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動の チェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因につい て過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス 部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、 ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等につい て適切に運用されているかを管理しています。 資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

<u>フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの投資対象ファンドの運</u> 用プロセス

ファンドは、安定した収益と流動性の確保を図ることを目的として運用を行ないます。投資判断にあたっては、組入資産の信用力(クレジット)を最も重視し、金利水準の変化がポートフォリオへ与える影響を限定的なものとするため、組入資産の残存期間に留意します。また、流動性確保の観点から充分な分散投資を行なうことを基本とします。

信用リスクの低減:格付による制限

原則として取得時において、長期格付A格相当以上、または短期格付A-2格相当以上の格付を有する公社債およびそれと同等の信用力を有すると判断した公社債に投資を行ないます。



金利変動リスクの低減:残存期間による制限

投資を行なう公社債の残存期間は、原則として1年以内とします(変動利付債については、次回利払日までの日数を残存期間とみなします。)。

組入資産の平均残存日数は、原則として180日以内とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

運用体制に関する社内規則等

ファンドの運用の指図にあたりましては、委託会社の投資信託に係る業務の方法を定めた「業務方法書」に従い、法令諸規則を遵守するとともに、その本旨に則り、「受益者本位に徹する」ことを基本としています。

ファンドの運用者であるポートフォリオ・マネージャーは、法令諸規則の遵守および禁止行為等のポートフォリオ・マネージャーに関する基本事項を定めた「服務規程」に従い、法令遵守、顧客の保護、ならびに取引の公正確保を図ることが求められています。

また、実際の運用の指図におきましては、種々の社内規則を設けて、利益相反となる取引、インサイダー取引等を防止しています。

投資リスクの管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過

度なリスクを取っていないかを検証しています。運用担当部門では、部門の担当責任者とポートフォリオ・マネージャーによる定期的なミーティング等を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。コンプライアンス部門では、ファンドが法令および投資信託約款等を遵守して運用されているかがチェックされ、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門にフィードバックしています。

投資対象ファンドの法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

ファンドの関係法人に対する管理としては、受託会社より、原則として年1回、内部統制に関する報告書を入手しているほか、必要に応じて適宜ミーティング等を行なっています。

上記「(3)運用体制」の内容は、今後変更となる場合があります。

(4)【分配方針】

収益分配方針

毎決算時(原則として毎年11月10日。同日が休業日の場合は翌営業日。) に、原則として以下の方針に基づき分配を行ないます。

- (a) 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた利子・配当等収入と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
- (b) 収益分配金額は、委託会社が基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行なうものではありません。
- (c) 留保益の運用については特に制限を設けず、委託会社の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行ないます。

利益の処理方式

投資信託財産から生ずる毎計算期末における利益は、次の方法により処理します。

- (a) 利子、貸付有価証券に係る品貸料およびこれ等に類する収益から支払利息を控除した額は、投資信託財産保管費用、借入金の利息および融資枠の設定に要する費用、信託事務の諸費用等(投資信託財産に関する租税、信託事務の処理に要する諸費用、立替金利息等を含みます。)、信託報酬(以下、総称して「支出金」といいます。)を控除した後その残金を受益者に分配することができます。なお、次期以降の分配金にあてるため、その一部を分配準備積立金として積み立てることができます。
- (b) 売買損益に評価損益を加減した利益金額(以下「売買益」といいます。) は、支出金を控除し、繰越欠損金のあるときは、その全額を売買益をもって補てんした後、受益者に分配することができます。 なお、次期以降の分配にあてるため、分配準備積立金として積み立てることができます。
- (c) 毎計算期末において、投資信託財産につき生じた損失は、次期に繰り越します。分配金は、決算日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金に係る決算日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る決算日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に、原則として決算日から起算して5営業日までにお支払いを開始するものとします。「累積投資コース」をお申込みの場合は、分配金は税引き後無手数料で再投資されますが、再投資により増加した受益権は、振替口座簿に記載または記録されます。

(5)【投資制限】

ファンドの投資信託約款に基づく投資制限

- (a)投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接投資は行ないません。
- (b) 外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。(当該外貨建資産については、為替ヘッジのため外国為替の売買の予約を行なうことができます。)
- (c) 同一銘柄の投資信託証券(マザーファンドの受益証券を除きます。) への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。
- (d) 同一銘柄の不動産投資信託証券への実質投資割合は、投資信託財産の純資産総額の 30%以内とします。
- (e) 公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。
- (f) 外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。
- (g) 借入金をもって有価証券等の運用は行なわないものとします。

一部解約に伴う支払資金の手当てに係る借入期間は、受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の売却代金の受渡日までの間または受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の解約代金入金日までの間もしくは受益者への解約代金支払開始日から投資信託財産で保有する有価証券等の償還金の入金日までの期間が5営業日以内である場合の当該期間とし、資金借入額は当該有価証券の売却代金、有価証券等の解約代金および有価証券等の償還金の合計額を限度とします。ただし、当該資金借入額は、借入指図を行なう日における投資信託財産の純資産総額の10%を超えないものとします。

収益分配金の再投資に係る借入期間は投資信託財産から収益分配金が支弁される日からその翌営業日までとし、資金借入額は収益分配金の再投資額を限度とします。

投資信託法および関係法令に基づく投資制限

- (a) 委託会社は、運用財産に関し、金利、通貨の価格、金融商品市場における相場その他の指標に係る変動その他の理由により発生し得る危険に対応する額としてあらかじめ金融商品取引業者等が定めた合理的な方法により算出した額が当該運用財産の純資産額を超えることとなる場合において、デリバティブ取引(新株予約権証券又はオプションを表示する証券もしくは証書に係る取引及び選択権付債券売買を含む。)を行なうこと、または継続することを内容とした運用を行なうことを受託会社に指図してはなりません。
- (b) 委託会社は、同一の法人の発行する株式について、委託会社が運用の指図を行なうすべての委託者指図型投資信託につき投資信託財産として有する当該株式に係る議決権の総数が、当該株式に係る議決権の総数に100分の50を乗じて得た数を超えることとなる場合においては、当該投資信託財産をもって当該株式を取得することを受託会社に指図してはなりません。

(参考)「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」の投資方針等

(1)投資態度

主として、わが国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を 主要な投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。 投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。

フィデリティの運用する投資信託証券に投資を行ないます。

投資信託証券への投資にあたっては、別に定める投資信託証券(以下「ファンド・ユニバース」といいます。)の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。

組入れた投資信託証券は、定期的にモニターを行ない、この信託全体のリスク分散などを考慮して、組入比率の調整を行ないます。また、組入れた投資信託証券の入替えを行なう場合もあります。

ファンド・ユニバースは定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに伴い、ファンド・ユニバースとして選定されていた投資信託証券がファンド・ユニバースから除外されたり、新たに追加指定される場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

フィデリティ・日本株式・マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産
 - 1.有価証券
 - 2. 金銭債権
 - 3.約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、フィデリティ・日本株式・マザーファンドの信託金を、主としてファンド・ユニバースのほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5.短期社債等
- 6.コマーシャル・ペーパー
- 7.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から6.までの証券または 証書の性質を有するもの
- 8.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で 定めるものをいいます。)
- 9.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1 項第11号で定めるものをいいます。)
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に限ります。)

投資対象とする金融商品

上記 にかかわらず、フィデリティ・日本株式・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託 を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

- 1.投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 2.投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指 図することができます。
- (3) フィデリティ・日本株式・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限 投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接 投資は行ないません。

株式への直接投資は行ないません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(参考)「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」の投資方針等

(1) 投資態度

主として、海外の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。)されている株式を直接または実質的な主要投資対象とする投資信託証券に投資を行ないます。

投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。

投資信託証券への投資にあたっては、投資対象ユニバース(以下「ファンド・ユニバース」といいます。)の中から、定性、定量評価等を考慮して選定した投資信託証券に分散投資することを基本とします。

組入れた投資信託証券は、定期的にモニターを行ない、この信託全体のリスク分散などを考慮して、組入れ比率の調整を行ないます。また、組入れた投資信託証券の入替えを 行なう場合もあります。

ファンド・ユニバースは定性、定量評価等に基づき適宜見直しを行ないます。見直しに 伴い、投資対象ユニバースとして選定されていた投資信託証券がファンド・ユニバー スから除外されたり、新たに追加指定される場合があります。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

フィデリティ・海外株式・マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産
 - 1.有価証券
 - 2. 金銭債権
 - 3.約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、フィデリティ・海外株式・マザーファンドの信託金を、主としてファンド・ユニバースのほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5. 短期計債等
- 6.コマーシャル・ペーパー
- 7.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から6.までの証券または証書の性質を有するもの
- 8.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で 定めるものをいいます。)
- 9.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1項第11号で定めるものをいいます。)
- 10.外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に限ります。)

投資対象とする金融商品

上記 にかかわらず、フィデリティ・海外株式・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

- 1.投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 2.投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (3) フィデリティ・海外株式・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

株式への直接投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(参考)「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」の投資方針等

(1)投資態度

投資信託証券への投資を通じて、実質的に主としてわが国の公社債(国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債等)に投資を行ないます。(ただし、海外の公社債等に一部投資を行なう投資信託証券を組入れる場合があります。)

投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。

フィデリティの運用する投資信託証券に投資を行ないます。

投資信託証券への投資に際しては、ファンド・ユニバースの中から、主として投資目的 等を考慮して選定したファンドに投資します。

ファンド・ユニバースは、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的を勘案して適宜見直しを行ないます。

組入外貨建資産については、原則として為替へッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

フィデリティ・国内債券・マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産
 - 1.有価証券
 - 2. 金銭債権
 - 3.約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産 為替手形

委託会社は、フィデリティ・国内債券・マザーファンドの信託金を、主としてファンド・ユニバースのほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5.短期社債等
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から6.までの証券または証書の性質を有するもの
- 8.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で 定めるものをいいます。)
- 9.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1 項第11号で定めるものをいいます。)
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に限ります。)

投資対象とする金融商品

上記 にかかわらず、フィデリティ・国内債券・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4 . 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

- 1.投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 2.投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指 図することができます。
- (3) フィデリティ・国内債券・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接 投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。(当該外 貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同会の時価総額の制限を設けません。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(参考)「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」の投資方針等

(1)投資態度

主として、世界(日本を含みます。)の各種債券(主として国債、政府機関債、投資適格 社債、ハイ・イールド債券、エマージング債券等)を主要投資対象とする投資信託証 券に投資を行ないます。

投資信託証券への投資は、原則として高位を維持します。

主としてフィデリティの運用する投資信託証券に投資を行ないます。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2) 投資対象

投資対象とする資産の種類

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産
 - 1.有価証券
 - 2. 金銭債権
 - 3.約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドの信託金を、主としてファンド・ユニバースおよび次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5.短期社債等
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から6.までの証券または 証書の性質を有するもの
- 8.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で 定めるものをいいます。)
- 9.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1 項第11号で定めるものをいいます。)
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書

11. 指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券発行信託の受益証券に限ります。)

投資対象とする金融商品

上記 にかかわらず、フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3. コール・ローン
- 4.手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

- 1.投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 2.投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指図することができます。
- (3) フィデリティ・ワールド債券・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接 投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(参考)「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」の投資方針等

(1)投資態度

主として日本を含む世界各国の取引所に上場(これに準ずるものを含みます。) されている不動産投資信託(REIT)に投資を行ないます。

組入れREITの選定に際しては、フィデリティのREITの調査・運用スタッフによる投資価値の分析に加え、フィデリティの世界主要拠点の株式アナリストによる企業調査情報なども活用されます。

ポートフォリオの構築においては、国、地域、セクターの分散、ポートフォリオ全体の利回り水準、流動性等を考慮し、長期的な潜在成長性が高いREITを選定します。

不動産投資信託証券への投資は、原則として高位を維持します。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行ないません。

フィデリティ・マネジメント・アンド・リサーチ・カンパニーにREITの運用の指図に関する権限を委託します。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2)投資対象

投資対象とする資産の種類

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドが投資の対象とする資産の種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産
 - 1.有価証券
 - 2. 金銭債権
 - 3.約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産

為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社(投資信託約款に規定する委託会社から委託を受けた者を含みます。)は、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの信託金を、主として次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3 . 特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5.短期社債等
- 6.コマーシャル・ペーパー
- 7.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から6.までの証券または証書の性質を有するもの
- 8.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で 定めるものをいいます。)
- 9.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1 項第11号で定めるものをいいます。)
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に限ります。)

投資対象とする金融商品

上記 にかかわらず、フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1. 預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)

- 3.コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

- 1)投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 2)投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約取引 を指図することができます。
- (3) フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限 不動産投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接 投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合には制限を設けません。

同一銘柄の不動産投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

(参考)「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」の投資方針等

(1) 投資態度

投資信託証券への投資を通じて、実質的に主として本邦通貨表示の公社債等(国債、地方債、政府保証債、利付金融債、事業債、短期金融商品等)に投資を行ないます。

投資信託証券の組入れは原則として高位を維持します。

フィデリティの運用する投資信託証券に投資を行ないます。

投資信託証券への投資に際しては、ファンド・ユニバースの中から、主として投資目的 等を考慮して選定したファンドに投資します。

ファンド・ユニバースは、フィデリティの運用する投資信託証券の中から、当該投資信託証券の投資目的を勘案して適宜見直しを行ないます。

組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を図ることを基本とします。

資金動向、市況動向、残存信託期間等によっては上記のような運用ができない場合もあります。

(2)投資対象

投資対象とする資産の種類

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドが投資の対象とする資産の 種類は、次に掲げるものとします。

- 1)次に掲げる特定資産
 - 1.有価証券

- 2. 金銭債権
- 3.約束手形
- 2)次に掲げる特定資産以外の資産 為替手形

投資対象とする有価証券

委託会社は、フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの信託金を、主としてファンド・ユニバースのほか、次の有価証券(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を除きます。)に投資することを指図します。

- 1.国債証券
- 2. 地方債証券
- 3.特別の法律により法人の発行する債券
- 4. 社債券(分離型新株引受権付社債券の新株引受権証券を除きます。)
- 5.短期社債等
- 6. コマーシャル・ペーパー
- 7.外国または外国の者の発行する証券または証書で、1.から6.までの証券または 証書の性質を有するもの
- 8.投資信託または外国投資信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第10号で 定めるものをいいます。)
- 9.投資証券もしくは投資法人債券または外国投資証券(金融商品取引法第2条第1 項第11号で定めるものをいいます。)
- 10. 外国法人が発行する譲渡性預金証書
- 11.指定金銭信託の受益証券(金融商品取引法第2条第1項第14号で定める受益証券 発行信託の受益証券に限ります。)

投資対象とする金融商品

上記 にかかわらず、フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの設定、解約、償還、投資環境の変動等への対応等、委託会社が運用上必要と認めるときには、委託会社は、信託金を、次に掲げる金融商品(金融商品取引法第2条第2項の規定により有価証券とみなされる同項各号に掲げる権利を含みます。)により運用することを指図することができます。

- 1.預金
- 2.指定金銭信託(金融商品取引法第2条第1項第14号に規定する受益証券発行信託を除きます。)
- 3.コール・ローン
- 4. 手形割引市場において売買される手形

その他の投資対象

- 1.投資信託財産に属する資産の効率的な運用に資するため、投資信託財産に属する公社債を貸付けることの指図をすることができます。なお、有価証券の貸付にあたって必要と認めたときは、担保の受入れの指図を行なうものとします。
- 2.投資信託財産に属する外貨建資産の為替ヘッジのため、外国為替の売買の予約を指 図することができます。
- (3) フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンドの投資信託約款に基づく投資制限

投資信託証券への投資割合には制限を設けません。

投資信託証券および短期金融商品(短期運用の有価証券を含みます。)以外への直接 投資は行ないません。

外貨建資産への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の30%以内とします。(当該外 貨建資産については、原則として為替ヘッジを行ないます。)

同一銘柄の投資信託証券への投資割合は、投資信託財産の純資産総額の50%以内とします。ただし、約款または規約においてファンド・オブ・ファンズにのみ取得されることが定められている投資信託証券については、投資信託財産の純資産総額に対する同一銘柄の時価総額の制限を設けません。

公社債の貸付は、貸付時点において、貸付公社債の額面金額の合計額が、投資信託財産で保有する公社債の額面金額の合計額の50%を超えないものとします。前文の限度額を超えることとなった場合には、委託会社は速やかに、その超える額に相当する契約の一部の解約を指図するものとします。

外貨建有価証券への投資については、わが国の国際収支上の理由等により特に必要と認められる場合には、制約されることがあります。

3【投資リスク】

(注:投資信託はリスク商品であり、投資元本は保証されていません。また収益や投資利回り等も未確定の商品です。)

(1) 投資リスク

ファンドがマザーファンドを通じて主に投資を行なう投資対象ファンドは、主として国内外の債券、株式および不動産投資信託(以下、本「3 投資リスク」において「REIT」といいます。)を投資対象としていますが、その他の有価証券に投資することもあります。

ファンドおよびマザーファンドの基準価額は、投資対象ファンドが組入れた債券、株式、REITおよびその他の有価証券の値動き、為替相場の変動等の影響により上下しますので、これにより投資元本を割り込むことがあります。また、原則として為替へッジを行ないませんので、投資対象国の通貨と日本円との間の為替変動により基準価額は変動します。さらに、投資対象ファンドが組入れた債券、株式、REITおよびその他の有価証券の発行者の経営・財務状況の変化およびそれらに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。すなわち、組入れた債券、株式、REITおよびその他の有価証券の価格の下落あるいは組入れた債券、株式、REITおよびその他の有価証券の発行会社の倒産ならびに財務状況の悪化等の影響により、基準価額が下落し、損失を被ることがあります。委託会社の指図に基づく行為によりファンドに生じた損益は全て受益者に帰属し、元本が保証されているものではありません。

証券投資信託の運用においては、一般的に主として下記にあげるリスクが想定されます。

有価証券(株式・債券・REIT等)の価格変動リスク 基準価額は有価証券等の市場価格の動きを反映して変動します。

為替リスク

日本以外の外国の有価証券等に投資を行なう場合は、為替リスクが発生し、各国通貨の円に対する為替レートにより、ファンドおよびマザーファンドの基準価額が変動します。なお、ファンドは原則として外貨建資産について為替リスクを回避するための為替ヘッジを行ないません。

カントリー・リスク

海外の金融・証券市場に投資を行なう場合は、当該国・地域の政治、経済および社会情勢の変化により、金融・証券市場が混乱した場合に、基準価額に大きな変動をもたらす可能性があります。また、投資対象先がエマージング・マーケット(新興諸国市場)の場合には、特有のリスク(政治・社会的不確実性、決済システム等市場インフラの未発達、情報開示制度や監督当局による法制度の未整備、為替レートの大きな変動、外国への送金規制等)が想定されます。

解約によるファンドの資金流出に伴う基準価額変動のリスク

解約資金を手当するため、投資対象ファンドにおいて保有証券を売却いたします。その際には、取引執行コストがかかり、ファンドおよびマザーファンドの基準価額の下落要因となります。また、売却の際の市況動向や取引量等の状況によっては基準価額が大きく変動する可能性があります。また、保有証券の売却代金回収までの期間、一時的にファンドで資金借入を行なうことによってファンドの解約代金の支払に対応する場合、借入金利はファンドが負担することになります。

信用リスク

有価証券等の発行企業が経営不安、倒産等に陥った場合には、投資資金が回収できなくなる場合があります。また、債券等へ投資を行なう場合には、発行体の債務不履行や支払遅延等が発生する場合があります。

収益分配による基準価額の下落リスク

ファンドの運用は、長期的な投資信託財産の成長を図ることを目的としておりますが、収益の分配により、基準価額が一時的に下落いたします。収益の分配対象額の範囲には、繰越分を含めた利子・配当等収入の他、売買益(評価益を含みます。)も含まれるため、多額の分配を行なった場合、投資元本を下回って基準価額が下落する可能性があります。

なお、株価変動や為替変動等の影響は相互に相殺される場合もあれば、逆に相乗効果で増幅される場合もあります。

また、ファンド、マザーファンドおよび投資対象ファンドの運用においては、上記に加え、 以下のリスクが加わると考えられます。

ベンチマークとの乖離に関するリスク

ファンドのパフォーマンスは、ベンチマークを上回る場合もあれば下回る場合もあります。ファンドは、長期的にベンチマークを上回る投資成果の実現を目指しますが、ベンチマークを上回ることを保証するものではありません。また、投資対象国または地域の市場の構造変化等によっては、ファンドのベンチマークを見直す場合があります。

金利リスク

投資対象ファンドの債券投資部分においては、金利の変動を受けて債券価格も変動します。一般に金利が上昇した場合には債券価格は下落し、金利が低下した場合には債券価格は上昇します。金利が上昇した場合、債券価格の下落に伴い、ファンドおよびマザーファンドの基準価額も下落することがあります。

投資対象ファンドにおいて投資を行なうREITは、取引所等で株式と同様に取引されますので、収益の分配状況によっては、金利の上昇局面において、他のより利回りの高い債券などとの比較で売却され、価格が下落することがあります。また、REITが資金調達を行なった場合、借入金の残高や借入期間によっては、金利上昇によって増大した借入コストが保有不動産から得られる収入を上回ることとなり、REITの財務内容が悪化して、REITの価格や配当率の下落に繋がることがあります。金利の上昇は、REITの本源的価値を決定する要因である保有不動産の評価額にもマイナスの影響を与え、REITの価格の下落に繋がる可能性があります。一方で、金利上昇は不動産開発に係る資金調達のコストを引き上げ、新たな不動産の供給を抑えることから、この面で、既存のREITにとっては競争抑制要因としてプラスに働くこともあります。

期限前償還リスク

投資対象ファンドの債券投資部分において、組入れた債券が期限前に償還された場合、償還された元本を別の債券等に再投資することになりますが、金利が低下している局面等では、再投資した債券の利回りが償還された債券の利回りより低くなる可能性があります。

ハイ・イールド債券への投資に伴うリスク

投資対象ファンドの債券投資部分において投資を行なうハイ・イールド債券は、上位 に格付けされた債券に比べて、企業の経営不振・倒産や、国家の政情・財政不安などに より、債務者が債権者に対して契約に定められた元利金支払を履行できない状態になる (以下「デフォルト」といいます。)リスクが高い傾向にあります。デフォルトが生じ た場合あるいはデフォルトが予想される場合、ハイ・イールド債券の価格は大きく下落 します。

また、ハイ・イールド債券は、金利の変化につれて価格が変動する債券としての性格 を持つとともに、株式に類似した特質を併せ有しています。このため、個々の企業の業 績、財務内容の変化や全般的な景気動向の影響を強く受け、債券価格は格付けの引き上 げ、引き下げなどによって上下に大きく変動します。

ボトム・アップ・アプローチに関するリスク

投資対象ファンドの株式投資部分は、ボトム・アップ・アプローチで組入銘柄を決定 します。国別配分、通貨配分および業種配分その他のリスク管理も行ないますが、結果的 に、ポートフォリオの国別配分、通貨配分および業種配分や銘柄構成等が投資対象国ま たは地域の株式市場全体とは大きく異なるものとなる場合も想定されます。その場合、 ファンドおよびマザーファンドの基準価額の値動きは、投資対象国または地域の株式市 場全体の動きと大きく異なる場合も想定されます。

不動産市場に関するリスク

投資対象ファンドにおいて投資を行なうREITは、主として様々な種類の不動産を 投資対象としており、REITの価格や配当率は、その保有している不動産の価値や収 益性と密接に結びついています。例えば、賃貸物件の供給過剰の場合や景気の悪化等に より空室率が上昇した場合には、テナント等の確保を目的として賃料低下を招き、RE ITの価格や配当率の下落に繋がることがあります。さらに、不動産の需給関係は、住 宅、コンドミニアム、オフィスビル、ショッピングモール、レジャー施設、病院など、不動 産の種類により異なり、REITの価格動向や配当率も異なります。

経済環境の地域差、不動産利用者の意識の変化に関するリスク

投資対象ファンドにおいて投資を行なうREITにおいては、経済環境が地域により 異なるため、不動産の需給や価格などの変動にも地域差を生じることがあります。また、 REITが特定の地域の不動産のみに集中して投資を行なっており、その地域のみが不 況となった場合には、全体の経済状況に関わらず、賃貸収入の減少等により収益性が悪 化し、REITの価格や配当率が大幅に下落する可能性があります。さらに、時間の流れ と共に、人や企業の行動様式も変化し、不動産に対する意識が変化し、特定のREITの 価格や配当率等に大きな影響を及ぼす可能性があります。

REITの保有する不動産に関するリスク

REITは主として不動産に投資するため、不動産の評価額がREITの価格の決定 に大きな影響を与えます。従って、REITが投資する不動産の質(築年数、所在地、使 用目的、権利関係、建築業者など)の違いにより、REITの価格や配当率は異なりま す。

REITの経営陣に関するリスク

REITは法人組織であり、運用計画の立案および実行は、委託会社ではなくREI Tの経営陣が行ないます。従って、REITの経営陣の運営如何によっては、収益性や財 務内容が大きく異なることがあります。

REITの規模に関するリスク

一部を除いてREITの時価総額は、一般の事業法人と比較して小規模のため、投資家の認知を得ることが難しく、資本市場での資金調達に支障を生じることがあります。

REITに係る規制環境に関するリスク

REITに関する法律、税制、会計など規制環境の変化により、REITの価格や配当率が影響を受けること、上場廃止となることがあります。

運用担当者の交代に関するリスク

「2 投資方針 (1)投資方針」中で示された銘柄選択基準等の考え方は、2010年2月現在のものであり、今後、変更となる場合があります。また、長期間にわたってファンドを運用していくうえで、ファンド、マザーファンドおよび投資対象ファンドの運用担当者が交代となることもあります。その場合においても、フィデリティの企業調査情報を活用する体制およびフィデリティの原点である「ボトム・アップ・アプローチ」が変わることはありませんが、運用担当者の交代等に伴い、保有銘柄の入替え等が行なわれる場合があります。

有価証券先物取引等のリスク

投資対象ファンドは、証券価格の変動または証券の価値に影響を及ぼすその他の諸要因に関するファンドのリスクを増加または減少させる運用手法(たとえば有価証券先物取引等)を用いることがあります。このような手法が想定された成果を収めない場合、ファンドはその投資目的を達成できず、損失を生じるおそれがあります。

(2)投資リスクの管理体制

投資リスク管理および投資行動のチェックにつきましては、運用担当部門が自ら行なう方法と運用担当部門から独立したコンプライアンス部門が行なう方法を併用し、過度なリスクを取っていないかを検証しています。

運用担当部門では、部門の担当責任者と運用の指図を行なうポートフォリオ・マネージャーが定期的に「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」を実施し、さまざまなリスク要因について協議しています。ポートフォリオ・マネージャーは銘柄選定、業種別配分、投資タイミングの決定等についての権限を保有していますが、この「ポートフォリオ・レビュー・ミーティング」では、各ポートフォリオ・マネージャーのポートフォリオ構築状況がレビューされます。この情報共有によって、ポートフォリオ・マネージャーが個人で判断することに起因するリスクが管理される仕組みとなっています。

また、運用部門から独立したコンプライアンス部門が行なうチェックでは、法令および 投資信託約款等の遵守状況について、定期的なモニタリングの結果を運用担当部門に フィードバックしています。

投資対象ファンドの法令遵守状況につきましては、現地のコンプライアンス部門が中心となり、投資制限等のモニタリングを実施しています。

(3) 販売会社に係る留意点

販売会社から委託会社に対してお申込み金額の払込みが現実になされるまでは、ファンドも委託会社もいかなる責任も負いません。

収益分配金・一部解約金・償還金の支払は全て販売会社を通じて行なわれます。委託会社は、それぞれの場合においてその金額を販売会社に対して支払った後は、受益者への支払についての責任を負いません。

委託会社は、販売会社(販売会社が選任する取次会社を含みます。)とは別法人であり、 委託会社はファンドの設定・運用について、販売会社は販売(お申込み金額の預り等を含

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

みます。) について、それぞれ責任を有し、互いに他について責任を有しません。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

申込手数料率は3.15%(税抜き3.00%)を超えないものとします。なお、申込手数料率の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込手数料は、お申込み口数、お申込み金額またはお申込み金総額等に応じて、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に販売会社がそれぞれ定める申込手数料率を乗じて得た額とします。

「お申込み金額」とは、取得申込受付日の翌営業日の基準価額にお申込み口数を乗じて得た金額をいいます。

「お申込み金総額」とは、「お申込み金額」に申込手数料および当該申込手数料に対する消費税等相当額を加算した、取得申込者の支払金総額をいいます。

ただし、「累積投資コース」を選択した受益者が収益分配金を再投資する場合のファンドの販売価格は取得申込受付日(各計算期間終了日)の基準価額とし、申込手数料は無手数料とします。

販売会社によっては「スイッチング」によるファンドの取得申込みを取扱う場合があります。スイッチングは、販売会社でお買付いただいた投資信託のうち、販売会社が指定するものとの間で可能です。この場合には、別途販売会社の定める手数料が適用されることがあります。

さらに、販売会社によっては、償還乗換えおよび換金乗換えの場合、異なる手数料が適用されることがあります。

スイッチング、償還乗換えおよび換金乗換えの取扱い等についての詳細は、販売会社にお問い合わせください。

(2)【換金(解約)手数料】

一部解約にあたって手数料はかかりません、従って、一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額となります。

(3)【信託報酬等】

信託報酬(消費税等相当額を含みます。)の総額は、計算期間を通じて毎日、投資信託 財産の純資産総額に年0.49875%(税抜き0.475%)の率を乗じて得た額とします。

上記 の信託報酬は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了の時に投資信託財産中から支弁するものとし、委託会社、販売会社および受託会社との間の配分は以下の通り定めます。

(年率)

委託会社	販売会社	受託会社	合計
0.08925%	0.3675%	0.042%	0.49875%
(税抜き0.085%)	(税抜き0.35%)	(税抜き0.04%)	(税抜き0.475%)

委託会社および販売会社に対する信託報酬は、ファンドから委託会社に対して支弁されます。信託報酬の販売会社への配分は、販売会社が行なうファンドの募集・販売の取扱い等に関する業務に対する代行手数料であり、ファンドから委託会社に支弁された後、委託会社より販売会社に対して支払われます。受託会社の報酬は、ファンドから受託会社に対して支弁されます。

委託会社は、マザーファンドの運用の指図に関する権限の委託を受けた者が受ける報酬を、上記に基づいて委託会社が受ける報酬から支弁するものとします。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

なお、投資対象ファンドにおいて、運用報酬等が別途課されるため、合計で年率0.79%±0.10%(税抜き)程度の信託報酬等を実質的に支弁する予定です。ただし、この実質的な信託報酬等は、2010年1月26日現在の投資対象ファンドに基づくものであり、投資対象ファンドの変更等により将来的に変動することがあります。

(4)【その他の手数料等】

ファンドは以下の費用も負担します。

ファンドの組入有価証券の売買の際に発生する売買委託手数料等の有価証券取引に係 る費用

外貨建資産の保管費用

借入金の利息、融資枠の設定に要する費用

投資信託財産に関する租税

信託事務の処理に要する諸費用

受託会社の立替えた立替金の利息

その他、以下の諸費用

- 1.投資信託振替制度に係る手数料および費用
- 2 . 有価証券届出書、有価証券報告書、半期報告書および臨時報告書の作成、印刷および 提出に係る費用
- 3.目論見書の作成、印刷および交付に係る費用
- 4.投資信託約款の作成、印刷および届出に係る費用
- 5. 運用報告書の作成、印刷および交付に係る費用(これを監督官庁に提出する場合の 提出費用も含みます。)
- 6.ファンドの受益者に対してする公告に係る費用ならびに投資信託約款の変更または信託契約の解約に係る事項を記載した書面の作成、印刷および交付に係る費用
- 7.ファンドの監査人、法律顧問および税務顧問に対する報酬および費用

委託会社は、上記 の諸費用の支払をファンドのために行ない、その金額を合理的に見積った結果、投資信託財産の純資産総額に対して年率0.10%(税込み)を上限とする額を、かかる諸費用の合計額とみなして、実際または予想される費用額を上限として、ファンドより受領することができます。ただし、委託会社は、投資信託財産の規模等を考慮して、信託の期中に、随時かかる諸費用の年率を見直し、これを変更することができます。

上記 の諸費用は、ファンドの計算期間を通じて毎日計上されます。かかる諸費用は、毎計算期間の最初の6ヵ月終了日および毎計算期間末または信託終了の時に、投資信託財産中から委託会社に対して支弁されます。

なお、上記 ~ の費用については、運用状況等により変動するものであり、事前に 料率、上限額等を表示することができません。

上記(1)~(4)に係る手数料等の合計額については、保有期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

(5)【課税上の取扱い】

日本の居住者(法人を含みます。)である受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

個別元本方式について

1.個別元本について

追加型株式投資信託については、受益者毎の信託時の受益権の価額等(申込手数料 および当該申込手数料に対する消費税等相当額は含まれません。)が当該受益者の元 本(個別元本)にあたります。

受益者が同一ファンドの受益権を複数回取得した場合、個別元本は、当該受益者が追加信託を行なうつど当該受益者の受益権口数で加重平均することにより算出されます。

ただし、同一ファンドを複数の販売会社で取得する場合については各販売会社毎に、個別元本の算出が行なわれます。また、同一販売会社であっても複数支店等で同一ファンドを取得する場合は当該支店等毎に、「一般コース」と「累積投資コース」の両コースで取得する場合はコース別に、個別元本の算出が行なわれる場合があります。

受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。(「特別分配金」については下記「3.収益分配金の課税について」をご参照ください。)

- 2. 一部解約時および償還時の課税について
 - < 個人の受益者の場合 >
 - 一部解約時および償還時の解約価額および償還価額から取得費用(申込手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。)を控除した利益が譲渡益として課税対象となります。
 - <法人の受益者の場合>
 - 一部解約時および償還時の個別元本超過額が課税対象となります。
- 3. 収益分配金の課税について

追加型株式投資信託の収益分配金には、課税扱いとなる「普通分配金」と、非課税扱いとなる「特別分配金」(受益者毎の元本の一部払戻しに相当する部分)の区分があります。

受益者が収益分配金を受け取る際()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本と同額の場合または当該受益者の個別元本を上回っている場合には、当該収益分配金の全額が普通分配金となり、()当該収益分配金落ち後の基準価額が当該受益者の個別元本を下回っている場合には、その下回る部分の額が特別分配金となり、当該収益分配金から当該特別分配金を控除した額が普通分配金となります。

なお、受益者が特別分配金を受け取った場合、収益分配金発生時にその個別元本から 当該特別分配金を控除した額が、その後の当該受益者の個別元本となります。

個人、法人別の課税の取扱いについて

1.個人の受益者に対する課税

個人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金について、2011年12月31日までは10%(所得税7%および地方税3%)、2012年1月1日か

フィデリティ投信株式会社(E12481)

らは20%(所得税15%および地方税5%)の税率で源泉徴収(申告不要)されます。 なお、確定申告を行なうことにより総合課税または申告分離課税のいずれかを選択す ることもできます。収益分配金のうち所得税法上課税対象となるのは普通分配金のみ であり特別分配金は課税されません。

一部解約時および償還時については、解約価額および償還価額から取得費用(申込 手数料および当該申込手数料に係る消費税等相当額を含みます。) を控除した利益が 譲渡益として課税対象(譲渡所得)となり、2011年12月31日までは10%(所得税7% および地方税3%)、2012年1月1日からは20%(所得税15%および地方税5%)の 税率による申告分離課税が適用されます。ただし、特定口座(源泉徴収選択口座)を 選択した場合は申告不要となります。

2.法人の受益者に対する課税

法人の受益者が支払を受ける収益分配金のうち課税扱いとなる普通分配金ならびに 一部解約時および償還時の個別元本超過額については、2011年12月31日までは7% (所得税 7%)、2012年 1月 1日からは15%(所得税15%)の税率により源泉徴収さ れます。(地方税の源泉徴収はありません。)収益分配金のうち所得税法上課税対象 となるのは普通分配金のみであり、特別分配金は課税されません。なお、益金不算入制 度の適用はありません。

上記「(5)課税上の取扱い」の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変 更となる場合があります。

税金の内容等について、詳しくは販売会社までお問い合わせください。また、上記 「(5)課税上の取扱い」の記載は、法的助言または税務上の助言をなすものでは ありません。ファンドへの投資を検討される方は、ファンドの購入、保有、換金等がも たらす税務上の意味合いにつき専門家と相談されることをお勧めします。

5【運用状況】

(1)【投資状況】

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
親投資信託受益証券	日本	3,130,820,670	99.02
小計		3,130,820,670	99.02
その他の資産			
預金・その他	日本	33,565,279	1.06
小計		33,565,279	1.06
負債	-	2,577,251	0.08
合計 (純資産総額)		3,161,808,698	100.00

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(参考)マザーファンドの投資状況 フィデリティ・日本株式・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)	
有価証券				
投資信託受益証券	日本	3,528,700,891	100.00	
小計		3,528,700,891	100.00	
その他の資産				
預金・その他	日本	5,401,875	0.15	
小計		5,401,875	0.15	
負債	-	5,401,874	0.15	
合計(純資産総額)		3,528,700,892	100.00	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)	
有価証券				
投資信託受益証券	日本	1,545,997,572	47.61	
投資証券	ルクセンブルグ	1,679,086,730	51.71	
小計		3,225,084,302	99.33	
その他の資産				
預金・その他	-	52,109,333	1.60	
小計		52,109,333	1.60	
負債	-	30,235,685	0.93	
合計 (純資産総額)		3,246,957,950	100.00	

(注)投資比率とは、ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)	
為替予約取引(売建)	日本	12,627,744	0.39	

(注)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資信託受益証券	日本	6,937,425,562	100.00
小計		6,937,425,562	100.00
その他の資産			
預金・その他	日本	6,904,845	0.10
小計		6,904,845	0.10
負債	-	6,904,845	0.10
合計 (純資産総額)		6,937,425,562	100.00

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)	
有価証券		, ,		
投資信託受益証券	日本	52,262,815,704	41.33	
小計		52,262,815,704	41.33	
投資証券	ルクセンブルグ	64,094,425,596	50.69	
	イギリス	9,930,765,212	7.85	
小計		74,025,190,808	58.55	
その他の資産				
預金・その他	-	510,682,113	0.40	
小計		510,682,113	0.40	
負債	-	358,436,801	0.28	
合計 (純資産総額)		126,440,251,824	100.00	

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)	
為替予約取引(売建)	日本	182,918,788	0.14	

(注)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)												
有価証券															
投資証券	日本	1,443,456,000	4.43												
	アメリカ	17,567,257,272	53.87												
	オーストラリア	4,932,292,981	15.13												
	カナダ	2,211,089,559	6.78												
	フランス	2,128,224,076	6.53												
	イギリス	1,472,311,129	4.52												
	シンガポール	1,104,566,522	3.39												
	オランダ	838,959,364	2.57												
	香港	571,069,735	1.75												
小計		32,269,226,638	98.96												
その他の資産	-														
預金・その他														387,856,202	1.19
小計	-	387,856,202	1.19												
負債		49,453,749	0.15												
合計 (純資産総額)		32,607,629,091	100.00												

(注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

その他資産の投資状況

(2009年12月30日現在)

資産の種類	資産の種類 国 名 時価合計 (円)		投資比率 (%)	
為替予約取引(買建)	日本	26,658,829	0.08	
為替予約取引(売建)	日本	75,427,834	0.23	

(注)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

資産の種類	国 名	時価合計 (円)	投資比率 (%)
有価証券			
投資信託受益証券	日本	832,449,249	100.00
小計		832,449,249	100.00
その他の資産			
預金・その他	日本	932,091	0.11
小計		932,091	0.11
負債	-	932,090	0.11
合計 (純資産総額)		832,449,250	100.00

⁽注)投資比率とは、マザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。

(2)【投資資産】 【投資有価証券の主要銘柄】

(2009年12月30日現在)

順位	種 類	銘柄名	国名	数量 (口数)	帳簿価 額単価 (円)	帳簿価額 金額 (円)	評価額 単価 (円)	評価額 金額 (円)	投資 比率 (%)
1	親投資信託受益証券	フィデリティ・国内 債券・マザーファン ド	日本	1,828,715,993	1.0052	1,838,225,366	1.0192	1,863,827,340	58.95
2	親投資信託受益証券	フィデリティ・日本 株式・マザーファン ド	日本	506,375,926	0.5941	300,888,575	0.6247	316,333,040	10.00
3	親投資信託受益証券	フィデリティ・ワー ルド債券・マザー ファンド	日本	317,979,945	0.9802	311,683,969	0.9894	314,609,357	9.95
4	親投資信託受益証券	フィデリティ・円 キャッシュ・リザー ブ・マザーファンド	日本	308,119,216	1.0103	311,292,846	1.0104	311,323,655	9.85
5	親投資信託受益証券	フィデリティ・ワー ルドREIT・マ ザーファンド	日本	255,904,963	0.5888	150,676,844	0.6393	163,600,042	5.17
6	親投資信託受益証券	フィデリティ・海外 株式・マザーファン ド	日本	224,442,452	0.6897	154,797,961	0.7179	161,127,236	5.10

種類別投資比率

種 類	投資比率(%)
親投資信託受益証券	99.02

(参考)マザーファンドの投資有価証券の主要銘柄フィデリティ・日本株式・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

順位	銘柄名	通貨地域	種 類	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	フィデリティ・ 日本成長株・ ファンド (適格 機関投資家専 用)	日本・円日本	投資信託	5,606,718,247	0.6210 3,481,772,037	0.6266 3,513,169,653	99.56
2	フィデリティ・ マネー・プール (適格機関投資 家専用)	日本・円日本	投資信託受益証券	15,503,333	1.0038 15,563,795	1.0018 15,531,238	0.44

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

順位	銘柄名	通 貨地 域	種 類	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	フィデリティ ・米国優良株 ・ファンド (適格機関投 資家専用)	日本・円日本	投資信託	2,215,531,058	0.6783 1,502,794,717	0.6978 1,545,997,572	47.61
2	FF-EUROPEAN GROWTH FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	390,884	1,152.62 450,542,487	1,171.36 457,869,219	14.10
3	FF-EUROPEAN LARGER COS A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	94,872	3,418.80 324,348,738	3,562.67 337,998,932	10.41
4	FF-AMERICA FUND A	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	655,928	401.09 263,090,029	412.70 270,701,819	8.34
5	FF-AUSTRALIA FUND A	オーストラリア ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	41,689	3,384.17 141,085,399	3,429.43 142,972,026	4.40
6	FF-EURO SMALLER COS FD (class1) A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	47,793	2,608.31 124,659,802	2,658.47 127,057,105	3.91
7	FF-EURO AGGRESSIVE FUND A	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	76,784	1,388.63 106,625,430	1,415.03 108,652,530	3.35

順位	銘柄名	通 貨 地 域	種 類	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
8	FF-AMERICAN GROWTH FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	49,018	1,894.49 92,866,046	1,940.54 95,123,362	2.93
9	FF-EUROPEAN SPECIAL SITS FUND A-EUR	ユーロ ルクセンブルグ	投資証券	56,238	1,106.02 62,201,090	1,130.18 63,559,581	1.96
10	FF-SOUTH EAST ASIA FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	86,164	523.95 45,146,688	528.83 45,567,284	1.40
11	FF-ASIAN SPEC SITS FUND A	アメリカ・ドル ルクセンブルグ	投資証券	11,835	2,459.99 29,116,133	2,499.59 29,584,869	0.91

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

					•		
順位	銘柄名	通貨地域	種類	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	フィデリティ・日本債券・ファンド (適格機関投資家専用)	日本・円日本	投資信託受益証券	5,975,125,864	0.9934 5,935,690,046	0.9909 5,920,752,218	85.35
2	フィデリティ・日 本債券・ファンド (適格機関投資 家専用)	日本・円日本	投資信託受益証券	988,692,413	0.9775 966,545,702	0.9730 961,997,717	13.87
3	フィデリティ・マ ネー・プール (適 格機関投資家専 用)	日本・円日本	投資信託受益証券	54,577,388	1.0038 54,790,239	1.0018 54,675,627	0.79

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

_						705 + 12/100H3	~~
順位	銘柄名	通貨地域	種 類	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	フィデリティ・米国投資適格債 ・ファンド(適格機関投資家専 用)	日本・円 日本	投管信託 受益 証券	61,410,926,929	0.7319 44,946,657,423	0.7463 45,830,974,767	36.25
2	FF-EURO BOND FUND A-MDIST-EURO	ユーロ ルクセン ブルグ	投資証券	37,411,166	1,196.97 44,780,268,795	1,205.81 45,111,133,149	35.68
3	FF-EMERGING MKT DEBT FD (class6) A-MIDST-USD	アメリカ ・ドル ルクセン ブルグ	投資証券	13,078,028	975.33 12,755,511,426	972.57 12,719,376,830	10.06
4	FID STERLING BOND FUND (class1)-INCOME	イギリス ・ポンド イギリス	投資証券	262,685,716	37.51 9,853,782,541	37.80 9,930,765,212	7.85
5	フィデリティ・USハイ・イー ルド・ファンド (適格機関投資 家専用)	日本・円 日本	投資信託 受益 証券	9,465,549,577	0.6450 6,105,279,482	0.6795 6,431,840,937	5.09
6	FF-EURO HIGH YIELD A-MDIST-EURO	ユーロ ルクセン ブルグ	投資 証券	4,797,685	1,271.68 6,101,158,942	1,305.61 6,263,915,617	4.95

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

						- 12/ 100 Д	
順位	銘柄名	通 貨地 域	種 類	数 量	簿価単価(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	SIMON PROPERTY GROUP INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	324,066	6,607.88 2,141,390,611	7,555.88 2,448,605,104	7.51
2	WESTFIELD GROUP STAPLED UNIT	オーストラリア・ ドル オーストラリア	投資証券	1,727,201	1,015.33 1,753,687,972	1,028.50 1,776,426,228	5.45
3	UNIBAIL- RODAMCO SE	ユーロ フランス	投資証券	83,549	20,367.59 1,701,692,612	19,707.60 1,646,550,272	5.05
4	DUKE REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	1,153,200	1,081.25 1,246,902,112	1,155.85 1,332,931,986	4.09
5	EQUITY RESIDENTIAL	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	382,900	2,769.44 1,060,421,256	3,222.57 1,233,925,499	3.78
6	UDR INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	790,046	1,359.39 1,073,985,372	1,542.67 1,218,784,213	3.74
7	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	オーストラリア・ ドル オーストラリア	投資証券	7,391,786	159.21 1,176,859,554	154.27 1,140,367,785	3.50
8	SL GREEN REALTY CORP REIT	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	230,400	3,763.20 867,042,662	4,766.17 1,098,126,720	3.37
9	PROLOGIS	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	776,600	1,155.85 897,636,993	1,327.16 1,030,673,232	3.16
10	VENTAS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	237,600	3,771.49 896,107,212	4,029.37 957,379,500	2.94
11	APARTMENT INV & MGMT CO A	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	647,263	1,228.61 795,236,383	1,476.36 955,595,144	2.93
12	HIGHWOODS PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	285,800	2,774.05 792,824,061	3,113.90 889,952,905	2.73
13	RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	カナダ・ドル カナダ	投資証券	502,600	1,580.85 794,538,476	1,734.09 871,557,805	2.67
14	DEXUS PROPERTY GRP	オーストラリア・ ドル オーストラリア	投資証券	12,397,963	66.23 821,184,038	67.88 841,586,125	2.58
15	HOME PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	187,000	3,908.72 730,931,388	4,465.00 834,956,496	2.56
16	DEVELOPERS DIVERSIFIED REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	953,999	796.66 760,017,613	858.37 818,886,029	2.51

							国汉县口中
順位	銘柄名	通 貨地 域	種 類	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
17	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	401,800	1,923.96 773,050,744	2,005.01 805,615,830	2.47
18	ジャパンリアル エステイト投資 法人	日本・円日本	投資証券	1,135	729,000.00 827,415,000	684,000.00 776,340,000	2.38
19	BRITISH LAND CO PLC	イギリス・ポンド イギリス	投資証券	1,125,563	687.70 774,050,636	677.40 762,465,593	2.34
20	STOCKLAND TRUST GRP	オーストラリア・ ドル オーストラリア	投資証券	2,375,542	302.79 719,291,312	320.89 762,292,423	2.34
21	FORTUNE REAL ESTATE INVT TRUST	香港・ドル シンガポール	投資証券	16,426,000	32.67 536,637,420	36.70 602,985,319	1.85
22	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TR	香港・ドル香港	投資証券	2,415,570	205.76 497,031,548	236.41 571,069,734	1.75
23	PRIMARIS RETAIL REIT UT	カナダ・ドル カナダ	投資証券	370,300	1,410.00 522,123,259	1,417.92 525,058,368	1.61
24	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	シンガポール・ド ル シンガポール	投資証券	3,696,000	123.25 455,542,348	135.70 501,581,203	1.54
25	KIMCO REALTY CORP	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	391,000	1,179.80 461,302,191	1,275.58 498,753,735	1.53
26	COMINAR REAL ESTAT INV TR UNIT	カナダ・ドル カナダ	投資証券	282,500	1,666.28 470,725,343	1,739.38 491,375,556	1.51
27	FONCIERE LYONNAISE SA	ユーロ フランス	投資証券	113,997	4,184.39 477,009,046	4,225.32 481,673,804	1.48
28	CEDAR SHOPPING CENTERS INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	721,836	550.75 397,556,951	599.57 432,791,932	1.33
29	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	127,500	3,136.00 399,840,637	3,240.07 413,109,945	1.27
30	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	アメリカ・ドル アメリカ	投資証券	409,800	813.24 333,266,981	942.18 386,106,593	1.18

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

順位	銘柄名	通 貨地 域	種 類	数 量	簿価単価(円) 簿価金額(円)	評価単価(円) 時価金額(円)	投資 比率 (%)
1	フィデリティ・円 キャッシュ・ファ ンド (適格機関投 資家専用)	日本・円日本	投資信託受益証券	818,708,119	1.0116 828,205,142	1.0117 828,287,003	99.50
2	フィデリティ・マ ネー・プール (適 格機関投資家専 用)	日本・円日本	投資信託	4,154,768	1.0039 4,170,980	1.0018 4,162,246	0.50

(参考)マザーファンドの種類別投資比率フィデリティ・日本株式・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

		(/ / / / / / / / / / / / / / / / /
種 類	国内 / 外国	投資比率
		(%)
投資信託受益証券	国内	100.00
	小計	100.00
合計(対純資	100.00	

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種 類	国内 / 外国	投資比率
1生 犬只		(%)
投資信託受益証券	国内	47.61
	小計	47.61
投資証券	外国	51.71
	小計	51.71
合計(対純資	資産総額比)	99.33

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

種 類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	100.00
	小計	100.00
合計(対純資	100.00	

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種 類	国内 / 外国	投資比率
1里 犬 貝 	国内/外国 	(%)
投資信託受益証券	国内	41.33
	小計	41.33
投資証券	外国	58.55
	小計	58.55
合計(対純資	99.88	

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資証券	国内	4.43
	小計	4.43
	外国	94.54
	小計	94.54
合計(対純資産総額比)		98.96

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種 類	国内 / 外国	投資比率 (%)
投資信託受益証券	国内	100.00
	小計	100.00
合計(対純資	100.00	

【投資不動産物件】 該当事項はありません。

【その他投資資産の主要なもの】 該当事項はありません。

(参考)マザーファンドのその他投資資産の主要なものフィデリティ・日本株式・マザーファンド 該当事項はありません。

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種類	通貨	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	評価損益 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	ユーロ	売建	26,917	3,544,599	3,552,900	8,301	0.11
	アメリカ・ドル	売建	98,543	9,022,616	9,074,844	52,228	0.28

フィデリティ・国内債券・マザーファンド 該当事項はありません。

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種類	通貨	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	評価損益(円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	売建	856,269	78,417,170	78,853,867	436,697	0.06
	ユーロ	売建	788,430	103,656,710	104,064,921	408,211	0.08

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種類	通貨	買建/ 売建	数量	簿価金額 (円)	時価金額 (円)	評価損益 (円)	投資 比率 (%)
為替予約取引	アメリカ・ドル	買建	289,486	26,641,341	26,658,829	17,488	0.08
	シンガポール・ ドル	売建	103,267	6,729,964	6,768,173	38,209	0.02
	カナダ・ドル	売建	95,497	8,338,841	8,409,509	70,668	0.03
	ユーロ	売建	68,193	9,001,527	9,000,845	682	0.03
	オーストラリア ・ドル	売建	113,040	9,300,973	9,295,321	5,652	0.03
	アメリカ・ドル	売建	455,575	42,000,000	41,953,986	46,014	0.13

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド 該当事項はありません。

(注1)投資比率は、ファンドの純資産総額に対する当該銘柄の時価金額の比率をいいます。 (注2)為替予約取引の時価については、原則として対顧客先物売買相場の仲値で評価しています。 、為替予約取引の数量については、現地通貨建契約金額です。

(3)【運用実績】

【純資産の推移】

2009年12月末日および同日前1年以内における各月末ならびに下記計算期間末の純資産の推移は次のとおりです。

期	年月日	純資産総額 (百万円) (分配落)	純資産総額 (百万円) (分配付)	1口当たり純資産額 (円) (分配落)	1 口当たり純資産額 (円) (分配付)
1期	(2007年11月12日)	4,526	4,526	0.9932	0.9932
2期	(2008年11月10日)	3,473	3,473	0.8444	0.8444
3期	(2009年11月10日)	3,166	3,166	0.8900	0.8900
	2008年12月末日	3,386	-	0.8371	-
	2009年 1 月末日	3,314	-	0.8230	-
	2009年2月末日	3,249	-	0.8160	-
	2009年3月末日	3,258	-	0.8243	-
	2009年4月末日	3,318	-	0.8413	-
	2009年 5 月末日	3,349	1	0.8575	-
	2009年 6 月末日	3,305	1	0.8704	-
	2009年7月末日	3,308	1	0.8847	-
	2009年8月末日	3,293	1	0.8971	-
	2009年 9 月末日	3,251	1	0.8993	-
	2009年10月末日	3,223	•	0.8992	-
	2009年11月末日	3,098	1	0.8839	-
	2009年12月末日	3,161	-	0.9076	-

【分配の推移】

期	1 口当たりの分配金(円)
第1期	0.0000
第2期	0.0000
第3期	0.0000

【収益率の推移】

期	収益率(%)
第1期	0.7
第2期	15.0
第3期	5.4

(注)収益率とは、各計算期間末の基準価額(分配付)から前計算期間末の基準価額(分配落) を控除した額を前計算期間末の基準価額(分配落)で除して得た数に100を乗じて得た数字で す。なお、小数点以下2桁目を四捨五入し、小数点以下1桁目まで表示しております。

6【手続等の概要】

(1) 申込(販売) 手続等

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日および英国における休業日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.15%(税抜き3.00%)を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

なお、販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、販売会社が定める期日までにお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ当該取得申込者が受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を申し出るものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込みの代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(2)換金(解約)手続等

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日および英国における休業日には解約の受付は行ないません。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。こ

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

れらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

- 一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額(解約価額)とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。
- 一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

7【管理及び運営の概要】

(1) 資産管理等の概要

1. 資産の評価

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券:基準価額で評価します。

投資信託受益証券:原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

投資証券:原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から 提示される気配相場に基づいて評価します。

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

2.保管

該当事項はありません。

3.信託期間

信託期間は無期限とします。ただし、下記「5.信託の終了」の場合には、信託は終了します。

4.計算期間

計算期間は原則として毎年11月11日から翌年11月10日までとします。各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

5.信託の終了

委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することによりファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合、またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ信託契約に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヵ月を下らないものとします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えるときは、信託契約を解約しないものとします。委託会社は、信託契約を解約しないこととした場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として、公告を行ないません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、 上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用され ません。

委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。

受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。)、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

6.投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ投資信託約款に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヵ月を下らないものとします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えるときは、投資信託約款の変更は行なわないものとします。委託会社は、投資信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として、公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、 投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に 従います。

7. 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

8. 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有 価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販 売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

9.組入有価証券等の管理

投資信託財産に属する資産の保管・管理は、原則として受託会社がこれを行ないま す。ただし、下記に掲げる場合、受託会社は、投資信託財産に属する資産の保管・管理を 他の者に委任することができます。

信託業務の委託等

- 1)受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第 1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合する もの(受託会社の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準 用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段 落において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1.委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があ ると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分 する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 2)受託会社は、上記1)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記1) 1.から4.に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 3)上記1)および2)にかかわらず、受託会社は、次の1.から4.に掲げる業務(裁 量性のないものに限ります。)を、受託会社および委託会社が適当と認める者(受託 会社の利害関係人を含みます。) に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的と する業務
 - 3.委託会社のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達 成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託会社が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為

混蔵寄託

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商 品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する 者をいいます。以下この段落において同じ。)から、売買代金および償還金等につい て円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性 預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契 約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるもの とします。

投資信託財産の登記等および記載等の留保等

- 1)信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記 または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記また は登録を留保することがあります。
- 2)上記1)にかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認 めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。
- 3)投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産につ いては、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明ら かにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合

は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。

- 4)動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 10. 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口 数に、それぞれ均等に分割します。

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に 定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

11. 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

12. 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

- * 1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- * 2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。

13. 受益権の帰属と受益証券の不発行

ファンドの受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱うことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関の振替口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

14. 受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

15.一部解約の請求および有価証券売却等の指図、再投資の指図

委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、前文による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

16. 受託会社による資金の立替え

投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりその つど別にこれを定めます。

17.投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

18. 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

19. 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託会社を解任した場合、委託会社は、前記「6.投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

- 1.支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- 2 . 手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3.投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- 4. 受託会社がファンドの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
- 5. その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社

は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

20.投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

21.信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

22. 受益権の取得申込みの勧誘の種類

ファンドに係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲げる場合に該当し、投資信託法第2条第8項で定める公募により行なわれます。

23. 損益の帰属

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて 受益者に帰属します。

24. 信託の種類、委託会社および受託会社

ファンドは、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託会社とし、三菱UFJ信託銀行株式会社を受託会社とします。また、投資信託財産に属する財産についての対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

(2) 受益者の権利等

受益者の有する主な権利は次の通りです。

1. 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有し ます。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

2. 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金(信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産

総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利 を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

3. 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「6 手続等の概要 (2)換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

4. 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

5.帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

6.投資信託約款の重大な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「(1)資産管理等の概要 5.信託の終了」に規定する信託の解約または「同6.投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申し立てることのできる期間が1ヵ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には、適用しません。

7.反対者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「(1)資産管理等の概要 5. 信託の終了」または「同6.投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

8. 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

9. 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託会社の免責 受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については 支払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定す る預金口座等に払い込みます。

受託会社は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

第2【財務ハイライト情報】

以下の記載事項は、有価証券届出書「第三部 ファンドの詳細情報」に記載の「財務諸表」から 抜粋して記載したものです。

当該財務諸表については、あらた監査法人により監査証明を受けており、監査報告書は当該財務諸表の箇所に添付されております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算型)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第2期計算期間 平成20年11月10日現在	第3期計算期間 平成21年11月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	81,634,069	41,276,824
親投資信託受益証券	3,404,282,751	3,135,429,709
未収入金	<u> </u>	10,825,896
流動資産合計	3,485,916,820	3,187,532,429
資産合計	3,485,916,820	3,187,532,429
負債の部		
流動負債		
未払解約金	88,071	10,775,293
未払受託者報酬	846,116	693,559
未払委託者報酬	9,201,823	7,542,948
その他未払費用	2,014,580	1,651,387
流動負債合計	12,150,590	20,663,187
負債合計	12,150,590	20,663,187
純資産の部		
元本等		
元本	4,113,886,210	3,558,256,360
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	640,119,980	391,387,118
(分配準備積立金)	55,917,708	92,582,583
元本等合計	3,473,766,230	3,166,869,242
純資産合計	3,473,766,230	3,166,869,242
負債純資産合計	3,485,916,820	3,187,532,429

(単位:円)

(2)【損益及び剰余金計算書】

第2期計算期間 第3期計算期間 自 平成19年11月13日 自 平成20年11月11日 至 平成20年11月10日 至 平成21年11月10日 営業収益 614,386,684 191,758,804 有価証券売買等損益 営業収益合計 614,386,684 191,758,804 営業費用 受託者報酬 1,767,978 1,388,677 委託者報酬 19,227,556 15,102,812 その他費用 4,209,537 3,306,476 19,797,965 営業費用合計 25,205,071 営業利益又は営業損失() 639,591,755 171,960,839 経常利益又は経常損失(639,591,755 171,960,839) 当期純利益又は当期純損失(639,591,755 171,960,839 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 34,127,927 10,277,472 約に伴う当期純損失金額の分配額() 640,119,980 期首剰余金又は期首欠損金(30,860,409 剰余金増加額又は欠損金減少額 5,497,911 95,406,779 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 5,497,911 95,406,779 剰余金減少額又は欠損金増加額 9,293,654 8,357,284 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 9,293,654 8,357,284 加額 分配金 期末剰余金又は期末欠損金() 640,119,980 391,387,118

次へ

(3)注記表

	第2期計算期間	第3期計算期間
項目	自 平成19年11月13日	自 平成20年11月11日
	至 平成20年11月10日	至 平成21年11月10日
1 . 有価証券の評価基準及	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評	同左
	価しております。 時価評価にあ	
	たっては、親投資信託受益証券の	
	基準価額に基づいて評価しており	
	ます。	
2.その他財務諸表作成の	計算期間の取扱い	
ための基本となる重要	ファンドの計算期間は前期末日	
な事項	およびその翌日が休日のため、平	
	成19年11月13日から平成20年11月	
	10日までとなっております。	

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」、「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」、「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」、「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	1	1
投資信託受益証券	3,656,062,347	3,436,744,998
流動資産合計	3,656,062,348	3,436,744,999
資産合計	3,656,062,348	3,436,744,999
純資産の部		
元本等		
元本	6,856,792,820	5,783,761,797
剰余金		
剰余金又は欠損金()	3,200,730,472	2,347,016,798
元本等合計	3,656,062,348	3,436,744,999
純資産合計	3,656,062,348	3,436,744,999
負債純資産合計	3,656,062,348	3,436,744,999

(2)注記表

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所にあける最いまでは、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	903	1,184
金銭信託	28,701,982	9,411,008
投資信託受益証券	1,505,212,775	1,506,138,536
投資証券	1,548,103,392	1,779,957,483
その他未収収益	1,193,082	1,472,379
流動資産合計	3,083,212,134	3,296,980,590
資産合計	3,083,212,134	3,296,980,590
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	5,000,000
流動負債合計	-	5,000,000
負債合計	-	5,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	5,219,080,072	4,772,971,237
剰余金		
剰余金又は欠損金()	2,135,867,938	1,480,990,647
元本等合計	3,083,212,134	3,291,980,590
純資産合計	3,083,212,134	3,291,980,590
負債純資産合計	3,083,212,134	3,296,980,590

(2)注記表

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価しては、金融商品のについては、金融商品を引いているものにしまずる価額といれる気配相場のないものに関連がでいる。 終相場に基づいては、投資に基づいては、投資に表がいまり、金融商品取引所等に上場資にをおります。 (2)投資に基づいては、投資にで評価にあたのます。 (2)投資に基づいています。時間にあたります。 (2)投資に基づいてには、金融商品取引場で評価にあたのは、金融商品取引所等には、基づいて評価にあります。 (2)投資に基づいます。原則として評価にあたります。 (3)との基準価値にあり、時価にあたります。 (4)とのは、金融商品をいては、金融の品のにでは、金融のよいものにでは、金融の品のにでは、金融の品のにでは、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のは、それに準ずる価額)、できないのは、それに準ずる価額)、できないのは、それに準ずる価額)、できないのは、それに準ずる価額)、できないのは、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のは、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品の品のには、金融の品の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品の品のには、金融の品の品のには、金融の品の品のには、金融の品の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品の品のには、金融の品のには、金融の品の品のには、金融の品のには、金融の品のには、金融の品の品のには、金融の品の品の品の品の品のには、金融の品の品のには、金融の品の品のには、金融の品の品のには、金融の品の品のには、金融の品の品のには、金融の品の品の品のには、金融の品の品の品の品の品の品の品の品の品の品の品の品の品の品の品の品の品の品の品	(1)投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左
2 . デリバティブの評価基 準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、 わが国における計算期間末日の対 顧客先物売買相場の仲値によって 計算しております。	為替予約取引 同左

項目			7 四世为田山首(四日汉县)
ための基本となる重要 な事項	項目		
理を採用しております。	ための基本となる重要	外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第60条に基づき、取引発生時の外国通貨の額をもって記録する方法を採用しております。但し、同第61条に基づき、外国通貨の売却時において、当該外国通貨に加えて、外国通貨に加えて、外貨運資産等の外貨基金勘定及び外貨建資産額に対する当該外国通貨の売却時の外国為替相場等で円換算を当該外国通貨の制定に対する制定の割合相当の外貨基金勘定の割合相当の外貨基金勘定の割合相当の利貨基金勘定の割合相当の利貨基金勘定の割合相当の利貨基金勘定の割合相当の利貨基金勘定の割合相当の利貨基金勘定の割合相当の利貨基金勘定の割合相当の利貨基金勘定の割合相当の利貨を表替差損益とする計理処た差額を為替差損益とする計理処	· · · · · · · · · ·

「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	637,308	1,087,562
投資信託受益証券	7,610,341,434	7,045,622,481
未収入金	14,923,645	5,600,000
流動資産合計	7,625,902,387	7,052,310,043
資産合計	7,625,902,387	7,052,310,043
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,923,645	5,600,000
流動負債合計	14,923,645	5,600,000
負債合計	14,923,645	5,600,000
純資産の部		
元本等		
元本	7,734,333,006	7,010,174,076
剰余金		
剰余金又は欠損金()	123,354,264	36,535,967
元本等合計	7,610,978,742	7,046,710,043
純資産合計	7,610,978,742	7,046,710,043
負債純資産合計	7,625,902,387	7,052,310,043

(2)注記表

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	299,268,657	163,665,956
投資信託受益証券	60,600,133,084	52,569,414,615
投資証券	81,102,733,907	78,398,308,525
派生商品評価勘定	-	33
未収入金	-	39,440,046
未収配当金	389,528,038	253,908,915
その他未収収益	37,499,032	35,156,861
流動資産合計	142,429,162,718	131,459,894,951
資産合計	142,429,162,718	131,459,894,951
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	31,046
未払解約金	-	39,406,786
流動負債合計	-	39,437,832
負債合計	-	39,437,832
純資産の部		
元本等		
元本	173,617,769,137	134,068,926,707
剰余金		
剰余金又は欠損金()	31,188,606,419	2,648,469,588
元本等合計	142,429,162,718	131,420,457,119
純資産合計	142,429,162,718	131,420,457,119
負債純資産合計	142,429,162,718	131,459,894,951

(2)注記表

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しては、金融商品取引所に上場で記しているものについては、金融商品取引所における最終相場のないものは、それに準ずる価のに対ける。会社のおり、では、金融商品をは、それに準ずる価値にあらいでは、金融で評価をある。金融で評価をある。まず、では、金融では、おり、とは、おり、とは、おり、とは、おり、とは、おり、とは、おり、とは、おり、とは、おり、とは、おり、とは、おり、とは、おり、とは、おり、は、これに準ずる価値にあた。には、ないとは、ないのには、おり、は、これに準ずる価値にある。に、これに準ずる価値にある。これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、これに、	(1)投資信託受益証券同左
2 . デリバティブの評価基 準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、	為替予約取引 同左
	わが国における計算期間末日の対 顧客先物売買相場の仲値によって	
	計算しております。	

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第 60条に基づき、取引発生時の外国 通貨の額をもって記録する方法を 採用づき、外国通貨の売却時においます。但しております。但したがは 建資産額に加えて、外国通貨に加えて、当該外国通貨に加えて、外国通貨に加えて、外国通貨に加えて、外国通貨に加えて、外国通貨に対立を 建資産額に対する当該外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の割合制 度額に対する当該外国通貨の割合の外国為替相場等でに対する 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合相当の 第1日の外貨基金勘定の割合目の 第1日の外貨基金勘定の 第1日の外貨基金勘定の 第1日の外貨基金勘定の 第1日の外貨基金勘定の 第1日の外貨基金勘定の 第1日の外貨基金勘定の 第1日の外貨基金勘定の 第1日の外貨基金勘定の 第1日の外貨基金勘定の 第1日の 第1日の外貨基金勘定の 第1日の 第1日の 第1日の 第1日の 第1日の 第1日の 第1日の 第1日	外貨建取引等の処理基準同左

「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	611,654,777	521,549,687
金銭信託	52,658	875,150
投資証券	26,274,703,541	31,146,894,070
派生商品評価勘定	4,224	5,462
未収入金	95,296,802	75,585,055
未収配当金	268,200,687	95,271,430
流動資産合計	27,249,912,689	31,840,180,854
資産合計	27,249,912,689	31,840,180,854
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	148,225	34,782
未払金	181,991,080	248,341,663
流動負債合計	182,139,305	248,376,445
負債合計	182,139,305	248,376,445
純資産の部		
元本等		
元本	51,291,586,252	53,655,785,813
剰余金		
剰余金又は欠損金()	24,223,812,868	22,063,981,404
元本等合計	27,067,773,384	31,591,804,409
純資産合計	27,067,773,384	31,591,804,409
負債純資産合計	27,249,912,689	31,840,180,854

(2)注記表

(里安な云司刀町に添る事		
項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
1 . 有価証券の評価基準及 び評価方法	投資証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所又は店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しております。	投資証券 同左
2.デリバティブの評価基準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、 わが国における計算期間末日の対 顧客先物売買相場の仲値によって 計算しております。	為替予約取引同左
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第 60条に基づき、取引発生時の外国 通貨の額をもって記録する第60条に基づき、即国通貨の売却時にあります。但し、同第61条に基づき、外国通貨に加えて、外国通貨に加えて、外国通貨に加えてび外国通貨を割削を当該外国通貨を割削を当該外国通貨の割合の外質基金勘定の割合を当該外国通貨の割合を当該外国通貨の割合を当該外国通貨の割合を当該外国通貨の割合を当該外国通貨の割合を当該外国通貨の割合を当該外国通貨の割合を当該外国通貨の割合を当該外国通貨の割合を当該外国通貨の割合を当該外国通貨の割合を当該を当該を当該を引きる計算のの外貨基金勘に対する制定を対した差額を対しております。	外貨建取引等の処理基準同左

「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区 分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	6,207,859	3,154,274
投資信託受益証券	947,739,403	855,914,380
未収入金	31,198	15,851
流動資産合計	953,978,460	859,084,505
資産合計	953,978,460	859,084,505
負債の部		
流動負債		
未払解約金	6,239,056	3,170,124
流動負債合計	6,239,056	3,170,124
負債合計	6,239,056	3,170,124
純資産の部		
元本等		
元本	939,938,025	847,190,218
剰余金		
剰余金又は欠損金()	7,801,379	8,724,163
元本等合計	947,739,404	855,914,381
純資産合計	947,739,404	855,914,381
負債純資産合計	953,978,460	859,084,505

(2)注記表

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所によける最いでは、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券 同左

第3【内国投資信託受益証券事務の概要】

- (1) 名義書換 名義書換は行ないません。
- (2) 受益者名簿 作成しません。
- (3) 受益者に対する特典 該当するものはありません。
- (4) 内国投資信託受益権の譲渡制限の内容 ファンドの受益権の譲渡制限は設けておりません。
- (注)委託会社は、この信託の受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定 を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を 承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表 示する受益証券を発行しません。

受益権の譲渡

- 1. 受益者は、その保有する受益権を譲渡する場合には、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等に振替の申請をするものとします。
- 2.上記1.の申請のある場合には、上記1.の振替機関等は、当該譲渡に係る譲渡人の保有する受益権の口数の減少および譲受人の保有する受益権の口数の増加につき、その備える振替口座簿に記載または記録するものとします。ただし、上記1.の振替機関等が振替先口座を開設したものでない場合には、譲受人の振替先口座を開設した他の振替機関等(当該他の振替機関等の上位機関を含みます。)に社振法の規定に従い、譲受人の振替先口座に受益権の口数の増加の記載または記録が行なわれるよう通知するものとします。
- 3.上記1.の振替について、委託会社は、当該受益者の譲渡の対象とする受益権が記載または記録されている振替口座簿に係る振替機関等と譲受人の振替先口座を開設した振替機関等が異なる場合等において、委託会社が必要と認めたときまたはやむを得ない事情があると判断したときは、振替停止日や振替停止期間を設けることができます。

受益権の譲渡の対抗要件

受益権の譲渡は、振替口座簿への記載または記録によらなければ、委託会社および受託会社に対抗することができません。

受益権の再分割

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

償還金

償還金は、償還日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者 (償還日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該償 還日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記 録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払います。

質権口記載または記録の受益権の取扱いについて

振替機関等の振替口座簿の質権口に記載または記録されている受益権に係る収益分配金の支払、一部解約の実行の請求の受付、一部解約金および償還金の支払い等については、投資信託約款の規定によるほか、民法その他の法令等に従って取扱われます。

第4【ファンドの詳細情報の項目】

- 第1 ファンドの沿革
- 第2 手続等
 - 1 申込(販売)手続等
 - 2 換金(解約)手続等
- 第3 管理及び運営
 - 1 資産管理等の概要
 - (1) 資産の評価
 - (2) 保管
 - (3) 信託期間
 - (4) 計算期間
 - (5) その他
 - 2 受益者の権利等
- 第4 ファンドの経理状況
 - 1 財務諸表
 - (1) 貸借対照表
 - (2) 損益及び剰余金計算書
 - (3)注記表
 - (4) 附属明細表
 - 2 ファンドの現況
 - (純資産額計算書)

資産総額

負債総額

純資産総額(-)

発行済数量

1単位当たり純資産額(/)

第5 設定及び解約の実績

第三部【ファンドの詳細情報】

第1【ファンドの沿革】

2007年2月7日 ファンドの募集開始 2007年3月1日 信託契約の締結、ファンドの当初設定、ファンドの運用開始

第2【手続等】

1【申込(販売)手続等】

ファンドの取得申込みは、申込期間における販売会社の営業日において行なわれます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日および英国における休業日にはお申込みの受付は行ないません。取得申込みの受付は、原則として午後3時までに取得申込みが行なわれ、かつ当該取得申込みの受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの取得申込みは翌営業日の取扱いとなります。

ファンドの販売価格は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額とします。なお、取得申込みには、手数料がかかります。手数料は、取得申込受付日の翌営業日の基準価額に、販売会社所定の申込手数料率を乗じて得た額となります。ただし、申込手数料率は3.15%(税抜き3.00%)を超えないものとします。

税法が改正された場合等には、上記数値が変更になることがあります。

申込単位は、販売会社が別途定める単位とします。ただし、「累積投資コース」に基づいて収益分配金を再投資する場合には、1口の整数倍をもって取得の申込みができます。

なお、販売会社の申込手数料率および申込単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス:http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

申込代金は、販売会社が定める期日までにお支払いください。

委託会社は、投資信託財産の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、または取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、委託会社の判断により、ファンドの受益権の取得申込みの受付を停止することおよび既に受付けた取得申込みの受付を取消すことがあります。

ファンドの受益権の取得申込者は、販売会社に、取得申込みと同時にまたはあらかじめ、自己のために開設されたファンドの受益権の振替を行なうための振替機関等の口座を示すものとし、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録が行なわれます。なお、販売会社は、当該取得申込の代金の支払いと引換えに、当該口座に当該取得申込者に係る口数の増加の記載または記録を行なうことができます。委託会社は、追加信託により分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

2【換金(解約)手続等】

受益者は、解約請求による換金を行なうことが可能です。

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社の営業日に一部解約の実行を請求することができます。ただし、ニューヨーク証券取引所の休業日、ニューヨークにおける銀行休業日および英国における休業日には解約の受付は行ないません。一部解約の実行の請求の受付は、原則として午後3時までに一部解約の実行の請求が行なわれ、かつ当該請求の受付に係る販売会社所定の事務手続きが完了したものを当日の申込受付分として取扱います。ただし、受付時間は販売会社によって異なることもありますので、ご注意ください。これらの受付時間を過ぎてからの一部解約の実行の請求は翌営業日の取扱いとなります。

受益者が一部解約の実行の請求をするときは、販売会社に対し、振替受益権をもって行なうものとします。委託会社は、一部解約の実行の請求を受付けた場合には、ファンドの信託契約の一部を解約します。ただし、やむを得ない事情のある場合にはこの限りではありません。

一部解約の価額は、解約請求受付日の翌営業日の基準価額(解約価額)とします。なお、一部解約にあたり手数料はかかりません。

一部解約の単位は、販売会社が別途定める単位とします。

解約価額および販売会社の解約単位の詳細については、委託会社のホームページ(アドレス: http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール(0120-00-8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社までお問い合わせください。

個人の受益者の場合のお手取額(1口当たり)は、一部解約時の差益(譲渡益)に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

法人の受益者の場合のお手取額(1口当たり)は、解約価額の個別元本超過額に対してかかる税金を差し引いた金額となります。

上記の記載は、税法が改正された場合等には、内容が変更となる場合があります。

解約代金は、原則として一部解約の実行の請求を受付けた日から起算して6営業日目から、 販売会社の営業所等においてお支払いいたします。

委託会社は、一部解約の金額が多額な場合、投資信託の効率的な運用が妨げられると委託会社が合理的に判断する場合、取引所における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他やむを得ない事情があるときは、一部解約の実行の請求の受付を中止することおよび既に受付けた一部解約の実行の請求の受付を取消すことができます。一部解約の実行の請求の受付が中止された場合には、受益者は当該受付中止以前に行なった当日の一部解約の実行の請求を撤回できます。ただし、受益者がその一部解約の実行の請求を撤回しない場合には、当該受益権の一部解約の価額は当該受付中止を解除した後の最初の基準価額の計算日に一部解約の実行の請求を受付けたものとして計算された価額とします。

投資信託財産の資金管理を円滑に行なうため、1日1件5億円を超える一部解約はできません。また、大口解約には別途制限を設ける場合があります。

EDINET提出書類

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

ファンドの受益権の換金の請求を行なう受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して当該受益者の請求に係るこの信託契約の一部解約を委託会社が行なうのと引換えに、当該一部解約に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。

第3【管理及び運営】

1【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

ファンドの基準価額は、投資信託財産に属する資産(受入担保金代用有価証券を除きます。)を法令および社団法人投資信託協会規則に従って時価または一部償却原価法により評価して得た投資信託財産の資産総額から負債総額を控除した金額を計算日における受益権総口数で除した金額をいいます。なお、外貨建資産(外国通貨表示の有価証券、預金その他の資産をいいます。)の円換算については、原則としてわが国における当日の対顧客電信売買相場の仲値によって計算します。予約為替の評価は、原則として、わが国における計算日の対顧客先物売買相場の仲値によるものとします。

主な投資資産の評価方法の概要は以下の通りです。

マザーファンド受益証券:基準価額で評価します。

投資信託受益証券:原則として、金融商品取引所等に上場されているものについては、金融商品取引所における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価します。

投資証券:原則として、金融商品取引所または店頭市場における最終相場(最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、または金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価します。

基準価額は毎営業日計算され、委託会社のホームページ(アドレス: http://www.fidelity.co.jp/fij/fund/japan.html)をご参照いただくか、委託会社のフリーコール (0120 - 00 - 8051(受付時間:営業日の午前9時~午後5時))または販売会社に問い合わせることにより知ることができるほか、原則として翌日付の日本経済新聞に掲載されます。(日本経済新聞においては、「退職設年」として略称で掲載されます。)

なお、基準価額は便宜上、1万口当たりをもって表示されることがあります。

(2)【保管】

該当事項はありません。

(3)【信託期間】

信託期間は無期限とします。ただし、下記「(5) その他 (a) 信託の終了」の場合には、信託は終了します。

(4)【計算期間】

計算期間は原則として毎年11月11日から翌年11月10日までとします。各計算期間終了日が休業日のときは、各計算期間終了日は、該当日の翌営業日とし、その翌日より次の計算期間が開始するものとします。ただし、最終計算期間の終了日は、信託期間の終了日とします。

(5)【その他】

(a)信託の終了

1.委託会社は、信託期間中において信託契約の一部を解約することによりファンドの受益権の残存口数が30億口を下回った場合、またはファンドの信託契約を解約することが受益者のために有利であると認めるときその他やむを得ない事情が発生したと

きは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、信託契約を解約し、信託を終了させることができます。この場合、委託会社は、あらかじめ、これを公告し、かつ信託契約に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヵ月を下らないものとします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に信託契約の解約に異議を述べた受益者の受益権の口数が受益権の総口数の50%を超えるときは、信託契約を解約しないものとします。委託会社は、信託契約を解約しないこととした場合には、解約しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を信託契約に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、信託契約に係る全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として、公告を行ないません。

なお、信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、 上記一定期間が1ヵ月を下らないこととすることが困難な場合には、前段は適用され ません。

- 2.委託会社は、監督官庁よりファンドの信託契約の解約の命令を受けたときは、その命令に従い、信託契約を解約し、信託を終了させます。
- 3.委託会社が監督官庁より登録の取消を受けたとき、解散したときまたは業務を廃止したときは、委託会社は、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。ただし、監督官庁がファンドの信託契約に関する委託会社の業務を他の投資信託委託会社に引き継ぐことを命じたときは、信託は、異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超える場合を除き、当該投資信託委託会社と受託会社との間において存続します。
- 4. 受託会社が信託業務を営む銀行でなくなったとき(ただしファンドに関する受託会社の業務を他の受託会社が引き継ぐ場合を除きます。)、受託会社の辞任および解任に際し委託会社が新受託会社を選任できないとき、委託会社はファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

(b) 投資信託約款の変更

委託会社は、受益者の利益のため必要と認めるときまたはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、あらかじめ監督官庁に届け出ることにより、投資信託約款を変更することができます。

委託会社は、変更事項のうち、その内容が重大なものについては、あらかじめ、これを公告し、かつ投資信託約款に係る知られたる受益者に対して書面を交付します。ただし、投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付したときは、原則として、公告を行ないません。

前段の公告および書面には、受益者で異議のある者は一定期間(1ヵ月を下らないものとします。)内に委託会社に対して異議を述べるべき旨を付記するものとします。当該一定期間内に投資信託約款の変更に異議を述べた受益者の受益権の口数がファンドの受益権の総口数の50%を超えるときは、投資信託約款の変更は行なわないものとします。委託会社は、投資信託約款の変更を行なわないこととしたときは、変更しない旨およびその理由を公告し、かつ、これらの事項を記載した書面を投資信託約款に係る知られたる受益者に対して交付します。ただし、投資信託約款に係る全ての受益者に対して書面を交付した場合は、原則として、公告を行ないません。

委託会社は監督官庁より投資信託約款の変更の命令を受けたときは、その命令に従い、 投資信託約款を変更します。その変更内容が重大なものとなる場合には前2段の手法に 従います。

(c) 関係法人との契約の更改

委託会社と販売会社との間のファンドの募集・販売等に係る契約書は、期間満了の3ヵ月前までにいずれの当事者からも別段の意思表示がないときは、自動的に1年間延長されます。自動延長後も同様です。委託会社と他の関係法人との契約は無期限です。

(d) 公告

委託会社が受益者に対してする公告は日本経済新聞に掲載します。

(e) 運用報告書の作成

委託会社は、ファンドの計算期間終了後および償還後に当該期間中の運用経過、組入有価証券の内容および有価証券の売買状況などを記載した運用報告書を作成し、これを販売会社を通じて知られたる受益者に対して交付します。

(f)組入有価証券等の管理

信託業務の委託等

- 1)受託会社は、委託会社と協議のうえ、信託業務の一部について、信託業法第22条第1項に定める信託業務の委託をするときは、以下に掲げる基準のすべてに適合するもの(受託会社の利害関係人(金融機関の信託業務の兼営等に関する法律にて準用する信託業法第29条第2項第1号に規定する利害関係人をいいます。以下この段落において同じ。)を含みます。)を委託先として選定します。
 - 1.委託先の信用力に照らし、継続的に委託業務の遂行に懸念がないこと
 - 2. 委託先の委託業務に係る実績等に照らし、委託業務を確実に処理する能力があると認められること
 - 3. 委託される投資信託財産に属する財産と自己の固有財産その他の財産とを区分する等の管理を行なう体制が整備されていること
 - 4. 内部管理に関する業務を適正に遂行するための体制が整備されていること
- 2)受託会社は、上記1)に定める委託先の選定にあたっては、当該委託先が上記1) 1.から4.に掲げる基準に適合していることを確認するものとします。
- 3)上記1)および2)にかかわらず、受託会社は、次の1.から4.に掲げる業務(裁量性のないものに限ります。)を、受託会社および委託会社が適当と認める者(受託会社の利害関係人を含みます。)に委託することができるものとします。
 - 1. 投資信託財産の保存に係る業務
 - 2.投資信託財産の性質を変えない範囲内において、その利用または改良を目的と する業務
 - 3. 委託会社のみの指図により投資信託財産の処分およびその他の信託の目的の達成のために必要な行為に係る業務
 - 4. 受託会社が行なう業務の遂行にとって補助的な機能を有する行為 混蔵寄託

金融機関または証券会社(金融商品取引法第28条第1項に規定する第一種金融商品取引業を行なう者および外国の法令に準拠して設立された法人でこの者に類する者をいいます。以下この段落において同じ。)から、売買代金および償還金等について円貨で約定し円貨で決済する取引により取得した外国において発行された譲渡性預金証書またはコマーシャル・ペーパーは、当該金融機関または証券会社が保管契約を締結した保管機関に当該金融機関または証券会社の名義で混蔵寄託できるものとします。

投資信託財産の登記等および記載等の留保等

- 1)信託の登記または登録をすることができる投資信託財産については、信託の登記または登録をすることとします。ただし、受託会社が認める場合は、信託の登記または登録を留保することがあります。
- 2)上記1)にかかわらず、受益者保護のために委託会社または受託会社が必要と認めるときは、速やかに登記または登録をするものとします。

- 3)投資信託財産に属する旨の記載または記録をすることができる投資信託財産については、投資信託財産に属する旨の記載または記録をするとともに、その計算を明らかにする方法により分別して管理するものとします。ただし、受託会社が認める場合は、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- 4)動産(金銭を除きます。)については、外形上区別することができる方法によるほか、その計算を明らかにする方法により分別して管理することがあります。
- (g) 受益権の分割および再分割、信託日時の異なる受益権の内容

委託会社は、追加信託によって生じた受益権については、これを追加信託のつど追加口 数に、それぞれ均等に分割します。

委託会社は、受益権の再分割を行ないません。ただし、受託会社と協議のうえ、社振法に 定めるところに従い、一定日現在の受益権を均等に再分割できるものとします。

ファンドの受益権は、信託の日時を異にすることにより差異を生ずることはありません。

(h) 追加信託金

追加信託金は、追加信託を行なう日の前営業日の基準価額に当該追加信託に係る受益権の口数を乗じた額とします。

(i) 収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金

収益分配金、償還金および一部解約金に係る収益調整金^{*1}は、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額等^{*2}に応じて計算されるものとします。

- * 1 「収益調整金」は、所得税法施行令第27条の規定によるものとし、各受益者毎の信託時の受益権の価額と元本の差額をいい、原則として、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- * 2 「各受益者毎の信託時の受益権の価額等」とは、原則として、各受益者毎の信託時の受益権の価額をいい、追加信託のつど当該口数により加重平均され、収益分配のつど調整されるものとします。
- (i) 受益権の帰属と受益証券の不発行

ファンドの受益権の帰属は、委託会社があらかじめこの投資信託の受益権を取り扱う ことについて同意した一の振替機関および当該振替機関の下位の口座管理機関の振替 口座簿に記載または記録されることにより定まります。

委託会社は、ファンドの受益権を取扱う振替機関が社振法の規定により主務大臣の指定を取消された場合または当該指定が効力を失った場合であって、当該振替機関の振替業を承継する者が存在しない場合その他やむを得ない事情がある場合を除き、振替受益権を表示する受益証券を発行しません。

委託会社は、分割された受益権について、振替機関等の振替口座簿への新たな記載または記録をするため社振法に定める事項の振替機関への通知を行なうものとします。振替機関等は、委託会社から振替機関への通知があった場合、社振法の規定に従い、その備える振替口座簿への新たな記載または記録を行ないます。

(k) 受益権の設定に係る受託会社の通知

受託会社は、追加信託により生じた受益権については追加信託のつど、振替機関の定める方法により、振替機関へ当該受益権に係る信託を設定した旨の通知を行ないます。

(1) 一部解約の請求および有価証券売却等の指図、再投資の指図

委託会社は、投資信託財産に属するマザーファンドの受益証券に係る信託契約の一部解約の請求および投資信託財産に属する有価証券の売却等の指図ができます。委託会社は、前文による一部解約の代金、有価証券の売却代金、有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の収入金を再投資することの指図ができます。

(m) 受託会社による資金の立替え

投資信託財産に属する有価証券について、借替がある場合で、委託会社の申出があるときは、受託会社は資金の立替えをすることができます。

投資信託財産に属する有価証券に係る償還金等、有価証券等に係る利子等およびその他の未収入金で、信託終了日までにその金額を見積りうるものがあるときは、受託会社がこれを立替えて投資信託財産に繰り入れることができます。

上記の立替金の決済および利息については、受託会社と委託会社との協議によりその つど別にこれを定めます。

(n) 投資信託財産に関する報告

受託会社は、毎計算期末に損益計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

受託会社は、信託終了のときに最終計算を行ない、投資信託財産に関する報告書を作成して、これを委託会社に提出します。

(o) 委託会社の事業の譲渡および承継に伴う取扱い

委託会社は、事業の全部または一部を譲渡することがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を譲渡することがあります。

委託会社は、分割により事業の全部または一部を承継させることがあり、これに伴い、ファンドの信託契約に関する事業を承継させることがあります。

(p) 受託会社の辞任および解任に伴う取扱い

受託会社は、委託会社の承諾を受けてその任務を辞任することができます。受託会社がその任務に背いた場合、その他重要な事由が生じたときは、委託会社または受益者は、裁判所に受託会社の解任を請求することができます。受託会社が辞任した場合、または裁判所が受託者を解任した場合、委託会社は、上記「(b)投資信託約款の変更」の規定に従い、新受託会社を選任します。

委託会社が新受託会社を選任できないときは、委託会社は、あらかじめ監督官庁に届出のうえ、ファンドの信託契約を解約し、信託を終了させます。

委託会社は、受託会社につき、以下の事由が生じた場合、受益者の利益のため必要と認めるときは、法令に従い受託会社を解任することができます。受託会社の解任に伴う取扱いについては、前2段に定める受託会社の辞任に伴う取扱いに準じます。

- 1.支払の停止または破産、民事再生手続開始、会社更生手続開始もしくは特別清算開始の申立があったとき。
- 2.手形交換所の取引停止処分を受けたとき。
- 3.投資信託財産について仮差押、保全差押または差押の命令、通知が発送されたとき。
- 4. 受託会社がファンドの投資信託約款上の重大な義務の履行を怠ったとき。
- 5. その他委託会社の合理的な判断において、受託会社の信用力が著しく低下し、委託会社による投資信託財産の運用の指図または受託会社による投資信託財産の保管に支障をきたすと認められるとき。

上記に基づき受託会社が辞任しまたは解任されたまたは解任されうる場合において、委託会社が投資信託約款に定める受託会社の義務を適切に履行する能力ある新受託会社を選任することが不可能または困難であるときには、委託会社は解任権を行使する義務も新受託会社を選任する義務も負いません。委託会社は、本項に基づく受託会社の解任または新受託会社の選任についての判断を誠実に行なうよう努めるものとしますが、かかる判断の結果解任されなかった受託会社または選任された新受託会社が倒産等により投資信託約款に定める受託会社の義務を履行できなくなった場合には、委託会社は、当該判断時において悪意であった場合を除き、これによって生じた損害について受益者に対し責任を負いません。

(a) 投資信託約款に関する疑義の取扱い

投資信託約款の解釈について疑義を生じたときは、委託会社と受託会社との協議により定めます。

(r)信託事務処理の再信託

受託会社は、ファンドに係る信託事務の処理の一部について日本マスタートラスト信

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

託銀行株式会社と再信託契約を締結し、これを委託することがあります。その場合には、 再信託に係る契約書類に基づいて所定の事務を行ないます。

(s) 受益権の取得申込みの勧誘の種類

ファンドに係る受益権の取得申込みの勧誘は、金融商品取引法第2条第3項第1号に掲 げる場合に該当し、投資信託法第2条第8項で定める公募により行なわれます。

(t)損益の帰属

委託会社の指図に基づく行為により投資信託財産に生じた利益および損失は、すべて 受益者に帰属します。

(u) 信託の種類、委託会社および受託会社

ファンドは、証券投資信託であり、フィデリティ投信株式会社を委託会社とし、三菱U F」信託銀行株式会社を受託会社とします。また、投資信託財産に属する財産について の対抗要件に関する事項を除き、信託法(大正11年法律第62号)の適用を受けます。

2【受益者の権利等】

受益者の有する主な権利は次の通りです。

(1) 収益分配金に対する請求権

受益者は、委託会社が支払を決定した収益分配金を持分に応じて請求する権利を有します。

収益分配金は、毎計算期間の終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として計算期間終了日から起算して5営業日まで)から、毎計算期間の末日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(当該収益分配金にかかる計算期間の末日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該収益分配金に係る計算期間の末日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。収益分配金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

上記にかかわらず、累積投資契約に基づいて収益分配金を再投資する受益者に対しては、受託会社が委託会社の指定する預金口座等に払い込むことにより、原則として、毎計算期間終了日の翌営業日に収益分配金が販売会社に交付されます。この場合販売会社は、受益者に対し遅滞なく収益分配金の再投資に係る受益権の売付を行ないます。当該売付により増加した受益権は振替口座簿に記載または記録されます。

受益者が収益分配金について支払開始日から5年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(2) 償還金に対する請求権

受益者は、ファンドの償還金(信託終了時におけるファンドの投資信託財産の純資産総額を受益権総口数で除した額をいいます。以下同じ。)を持分に応じて請求する権利を有します。

償還金は、信託終了日後1ヵ月以内の委託会社の指定する日(原則として信託終了日から起算して5営業日まで)から、信託終了日において振替機関等の振替口座簿に記載または記録されている受益者(信託終了日以前において一部解約が行なわれた受益権に係る受益者を除きます。また、当該信託終了日以前に設定された受益権で取得申込代金支払前のため販売会社の名義で記載または記録されている受益権については原則として取得申込者とします。)に支払いを開始するものとします。なお、当該受益者は、その口座が開設されている振替機関等に対して委託会社がこの信託の償還をするのと引換えに、当該償還に係る受益権の口数と同口数の抹消の申請を行なうものとし、社振法の規定に従い当該振替機関等の口座において当該口数の減少の記載または記録が行なわれます。償還金の支払は、販売会社の営業所等において行ないます。

受益者が信託終了による償還金について支払開始日から10年間その支払を請求しないときは、その権利を失い、受託会社から交付を受けた金銭は委託会社に帰属します。

(3) 受益権の一部解約請求権

受益者は、自己に帰属する受益権につき、販売会社が定める解約単位をもって、委託会社に一部解約の実行を請求することができます。詳細は、前記「第2 手続等 2 換金(解約)手続等」の項をご参照ください。

(4) 委託会社の免責

収益分配金、償還金および一部解約金の受益者への支払については、委託会社は販売会社に対する支払をもって免責されるものとします。かかる支払がなされた後は、当該収益分

配金、償還金および一部解約金は、源泉徴収されるべき税額(および委託会社が一定期間経過後販売会社より回収した金額があればその金額)を除き、受益者の計算に属する金銭になるものとします。

(5) 帳簿閲覧権

受益者は、委託会社に対し、その営業時間内にファンドの投資信託財産に関する帳簿書類の閲覧を請求することができます。

(6) 投資信託約款の重大な内容の変更・信託契約の解約に係る異議申立権

委託会社が前記「1 資産管理等の概要 (5) その他 (a) 信託の終了」に規定する信託の解約または「同 (b) 投資信託約款の変更」に規定する投資信託約款の変更を行なう場合において、その変更内容が重大なものとなる場合には、受益者は所定の期間内に委託会社に対して異議を述べることができます。ただし、信託の解約の場合において、投資信託財産の状態に照らし、真にやむを得ない事情が生じている場合であって、異議を申し立てることのできる期間が1ヵ月を下らずに信託の解約の公告および書面の交付を行なうことが困難な場合には、適用しません。

(7) 反対者の買取請求権

前記に基づき異議を述べた受益者は、受託会社に対し、自己に帰属する受益権を投資信託財産をもって買取るべき旨を請求することができます。

上記の買取請求の取扱いについては、委託会社、受託会社および販売会社の協議により決定するものとします。

上記の買取請求の内容および手続に関する事項は、前記「1 資産管理等の概要 (5)その他 (a)信託の終了」または「同 (b)投資信託約款の変更」に規定する公告または書面に付記します。

(8) 当初の受益者

ファンドの信託契約締結当初および追加信託当初の受益者は、委託会社の指定する受益権取得申込者とし、分割された受益権は、その取得申込口数に応じて、取得申込者に帰属します。

(9) 収益分配金、償還金および一部解約金の払い込みと支払に関する受託会社の免責 受託会社は、収益分配金については毎計算期間終了日の翌営業日に、償還金については支 払開始日までに、一部解約金については支払日までに、その全額を委託会社の指定する預 金口座等に払い込みます。

受託会社は、上記により委託会社の指定する預金口座等に収益分配金、償還金および一部解約金を払い込んだ後は、受益者に対する支払につき、その責に任じません。

第4【ファンドの経理状況】

ファンドの財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和38年大蔵省令第59号)ならびに同規則第2条の2の規定により、改正前の「投資信託財産の計算に関する規則」(平成12年総理府令第133号)に基づいて作成しております。

なお、財務諸表に記載している金額は、円単位で表示しております。

ファンドは、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、第2期計算期間(平成19年11月13日から平成20年11月10日まで)、および第3期計算期間(平成20年11月11日から平成21年11月10日まで)の財務諸表について、あらた監査法人により監査を受けております。

1【財務諸表】

【フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算型)】 (1)【貸借対照表】

(単位:円)

	第 2 期計算期間 平成20年11月10日現在	第3期計算期間 平成21年11月10日現在
資産の部		
流動資産		
金銭信託	81,634,069	41,276,824
親投資信託受益証券	3,404,282,751	3,135,429,709
未収入金	-	10,825,896
流動資産合計	3,485,916,820	3,187,532,429
資産合計	3,485,916,820	3,187,532,429
負債の部		
流動負債		
未払解約金	88,071	10,775,293
未払受託者報酬	846,116	693,559
未払委託者報酬	9,201,823	7,542,948
その他未払費用	2,014,580	1,651,387
流動負債合計	12,150,590	20,663,187
負債合計	12,150,590	20,663,187
純資産の部		
元本等		
元本	4,113,886,210	3,558,256,360
剰余金		
期末剰余金又は期末欠損金()	640,119,980	391,387,118
(分配準備積立金)	55,917,708	92,582,583
元本等合計	3,473,766,230	3,166,869,242
純資産合計	3,473,766,230	3,166,869,242
負債純資産合計	3,485,916,820	3,187,532,429

(2)【損益及び剰余金計算書】

(単位:円) 第2期計算期間 第3期計算期間 自 平成19年11月13日 自 平成20年11月11日 至 平成20年11月10日 至 平成21年11月10日 営業収益 191,758,804 有価証券売買等損益 614,386,684 営業収益合計 614,386,684 191,758,804 営業費用 受託者報酬 1,767,978 1,388,677 委託者報酬 19,227,556 15,102,812 その他費用 4,209,537 3,306,476 営業費用合計 25,205,071 19,797,965 営業利益又は営業損失(639,591,755 171,960,839 経常利益又は経常損失(639,591,755 171,960,839 当期純利益又は当期純損失(639,591,755 171,960,839 一部解約に伴う当期純利益金額の分配額又は一部解 34,127,927 10,277,472 約に伴う当期純損失金額の分配額() 期首剰余金又は期首欠損金(30,860,409 640,119,980 剰余金増加額又は欠損金減少額 5,497,911 95,406,779 当期一部解約に伴う剰余金増加額又は欠損金減 5,497,911 95,406,779 剰余金減少額又は欠損金増加額 9,293,654 8,357,284 当期追加信託に伴う剰余金減少額又は欠損金増 9,293,654 8,357,284 加額 分配金 期末剰余金又は期末欠損金() 640,119,980 391,387,118

(3)【注記表】

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

	第2期計算期間	第3期計算期間
項 目	自 平成19年11月13日	自 平成20年11月11日
	至 平成20年11月10日	至 平成21年11月10日
1 . 有価証券の評価基準及	親投資信託受益証券	親投資信託受益証券
び評価方法	移動平均法に基づき、時価で評	同左
	価しております。 時価評価にあ	
	たっては、親投資信託受益証券の	
	基準価額に基づいて評価しており	
	ます。	
2.その他財務諸表作成の	計算期間の取扱い	
ための基本となる重要	ファンドの計算期間は前期末日	
な事項	およびその翌日が休日のため、平	
	成19年11月13日から平成20年11月	
	10日までとなっております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	第2期計算期間	第3期計算期間
以 日	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
1.元本の推移		
期首元本額	4,557,573,206 円	4,113,886,210 円
期中追加設定元本額	269,919,113 円	57,405,216 円
期中一部解約元本額	713,606,109 円	613,035,066円
2 . 計算期間末日における受益権の総数	4,113,886,210 🗆	3,558,256,360 □
3.元本の欠損	貸借対照表上の純資	貸借対照表上の純資
	産額が元本総額を下	産額が元本総額を下
	回っており、その差額は	回っており、その差額は
	640,119,980円です。	391,387,118円です。
4 . 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.8444 円	0.8900 円

(損益及び剰余金計算書に関する注記)

第2期計算期間

自 平成19年11月13日	自 平成20年11月11日
至 平成20年11月10日	至 平成21年11月10日
分配金の計算過程	分配金の計算過程
計算期間末における配当等収益から費用を控	計算期間末における配当等収益から費用を控
除した額(49,985,224円、本ファンドに帰属すべ	除した額(44,929,432円、本ファンドに帰属すべ
き親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売	き親投資信託の配当等収益を含む)、有価証券売
買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約	買等損益から費用を控除した額(0円)、信託約
款に規定される収益調整金(2,016,594円)及び	款に規定される収益調整金(2,481,450円)及び
分配準備積立金(5,932,484円)より分配対象収	分配準備積立金(47,653,151円)より分配対象
益は57,934,302円(1口当たり0.014083円)で	収益は95,064,033円(1口当たり0.026716円)
ありますが、分配は行っておりません。	でありますが、分配は行っておりません。

第3期計算期間

(有価証券に関する注記)

第2期計算期間(平成20年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,404,282,751	605,162,944
合 計	3,404,282,751	605,162,944

第3期計算期間(平成21年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
親投資信託受益証券	3,135,429,709	163,903,396
合 計	3,135,429,709	163,903,396

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(4)【附属明細表】

有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

通貨	種 類	銘 柄	券面総額	評価額	備考
日本・円	親投資信託 受益証券	フィデリティ・日本株式・マ ザーファンド	506,375,926	300,888,575	-
		フィデリティ・海外株式・マ ザーファンド	233,104,866	160,772,426	-
		フィデリティ・国内債券・マ ザーファンド	1,873,031,819	1,882,771,584	-
		フィデリティ・ワールド債券・ マザーファンド	321,995,867	315,620,348	-
		フィデリティ・ワールドREI T・マザーファンド	269,733,764	158,819,240	-
		フィデリティ・円キャッシュ・ リザーブ・マザーファンド	313,330,235	316,557,536	-
	合 計		3,517,572,477	3,135,429,709	

(注)親投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

(参考情報)

ファンドは、「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」、「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」、「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」、「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」、「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」受益証券を主要投資対象としており、貸借対照表の資産の部に計上された「親投資信託受益証券」は、すべて同親投資信託の受益証券です。なお、同親投資信託の状況は以下のとおりです。

「フィデリティ・日本株式・マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在	
	金額(円)	金額(円)	
資産の部			
流動資産			
金銭信託	1	1	
投資信託受益証券	3,656,062,347	3,436,744,998	
流動資産合計	3,656,062,348	3,436,744,999	
資産合計	3,656,062,348	3,436,744,999	
純資産の部			
元本等			
元本	6,856,792,820	5,783,761,797	
剰余金			
剰余金又は欠損金()	3,200,730,472	2,347,016,798	
元本等合計	3,656,062,348	3,436,744,999	
純資産合計	3,656,062,348	3,436,744,999	
負債純資産合計	3,656,062,348	3,436,744,999	

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所によける最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券同左

(貸借対照表に関する注記)

(貝佰刈忠衣に関する注記)			
項 目	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在	
1.元本の推移			
期首元本額	6,084,122,807円	6,856,792,820 円	
期中追加設定元本額	980,416,203 円	18,477,312 円	
期中一部解約元本額	207,746,190 円	1,091,508,335 円	
2.期末元本額及びその内訳			
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド (安定型)	237,165,195 円	215,980,243 円	
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド (安定成長型)	1,957,623,367 円	1,715,345,738 円	
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド (成長型)	3,692,509,368円	3,103,771,609 円	
フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算型)	676,809,425 円	506,375,926 円	
フィデリティ・退職設計・ファンド(隔月決算型)	292,685,465 円	242,288,281 円	
計	6,856,792,820 円	5,783,761,797 円	
3.計算期間末日における受益権の総数	6,856,792,820 □	5,783,761,797 🛘	
4.元本の欠損	貸借対照表上の純	貸借対照表上の純	
	資産額が元本総額を	資産額が元本総額を	
	下回っており、その差	下回っており、その差	
	額は3,200,730,472円	額は2,347,016,798円	
	です。	です。	
5.計算期間末日における1口当たり純資産額	0.5332 円	0.5942 円	

(有価証券に関する注記) (平成20年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	3,656,062,347	331,797,052
合 計	3,656,062,347	331,797,052

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年10月28日から平成20年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(平成21年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	3,436,744,998	144,102,510
合 計	3,436,744,998	144,102,510

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成21年10月27日から平成21年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。 (3)附属明細表 有価証券明細表 (ア)株式 該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

	種類 / 通貨 銘 柄		券面総額	評価額	備考
投資	省信託受益証券				
	日本・円	フィデリティ・日本成長株・ファ ンド(適格機関投資家専用)	5,741,197,605	3,421,179,652	-
		フィデリティ・マネー・プール (適格機関投資家専用)	15,503,333	15,565,346	-
	日本・円 小計		5,756,700,938	3,436,744,998	
投資信託受益証券合 計				3,436,744,998	
合計				3,436,744,998	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

「フィデリティ・海外株式・マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	903	1,184
金銭信託	28,701,982	9,411,008
投資信託受益証券	1,505,212,775	1,506,138,536
投資証券	1,548,103,392	1,779,957,483
その他未収収益	1,193,082	1,472,379
流動資産合計	3,083,212,134	3,296,980,590
資産合計	3,083,212,134	3,296,980,590
負債の部		
流動負債		
未払解約金	-	5,000,000
流動負債合計	-	5,000,000
負債合計	-	5,000,000
純資産の部		
元本等		
元本	5,219,080,072	4,772,971,237
剰余金		
剰余金又は欠損金()	2,135,867,938	1,480,990,647
元本等合計	3,083,212,134	3,291,980,590
純資産合計	3,083,212,134	3,291,980,590
負債純資産合計	3,083,212,134	3,296,980,590

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
1 . 有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価では、金融商品取引所により、金融のについては、金融のについては、金融のにおけるのには、金融のは、それに準ずる価のにあれている。会社のは、金融のは、それに準ずる価のでにより、金融のは、それに準ずるがでには、投資には、おり、金融のは、金融のは、金融のは、金融のは、金融のは、金融のは、金融のは、金融のは	(1)投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左
2 . デリバティブの評価基 準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、 わが国における計算期間末日の対 顧客先物売買相場の仲値によって 計算しております。	為替予約取引 同左

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第 60条に基づき、取引発生時の外国 通貨の表に基づき、取引発生時の外国 通貨の表に基づき、取引発生時の外国 通貨の売却時におります。但したのの がの外国通貨に加えて、外国通貨に加えて、当該外国通貨に加えて、外国通貨に加えて、 建資産額に対する当該外国通貨の 建資産額に対する当該外国通貨の 割合相場等で対する 前日の外貨基金勘定の割合相場の がりりでで対する相当の がりりでで対する相当の がりりでで対する相当の がりりでで対する相当の がりりでで対する相当の がりりでで対する相当の がりりでで対する相当と、 のののののののののののののののののののののののののののののののののののの	外貨建取引等の処理基準同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
1.元本の推移		
期首元本額	4,410,584,002 円	5,219,080,072 円
期中追加設定元本額	978,700,906 円	192,551,256 円
期中一部解約元本額	170,204,836 円	638,660,091 円
2.期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・海外株式・ファンド(DC年金)	8,803,898円	132,962,341 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド (安定型)	101,235,157 円	99,791,441 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド (安定成長型)	919,024,005 円	774,769,959 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド (成長型)	3,772,576,290 円	3,426,154,084 円
フィデリティ・退職設計・ファンド(1 年決算型)	291,536,291 円	233,104,866 円
フィデリティ・退職設計・ファンド(隔月決算型)	125,904,431 円	106,188,546 円
計	5,219,080,072 円	4,772,971,237 円
3 . 計算期間末日における受益権の総数	5,219,080,072 🛘	4,772,971,237 🛘
4.元本の欠損	貸借対照表上の純	貸借対照表上の純
	資産額が元本総額を	資産額が元本総額を
	下回っており、その差	下回っており、その差
	額は2,135,867,938円	額は1,480,990,647円
	です。	です。
5 . 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.5908 円	0.6897 円

(有価証券に関する注記) (平成20年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,505,212,775	162,551,435
投資証券	1,548,103,392	93,408,500
合 計	3,053,316,167	255,959,935

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年10月28日から平成20年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(平成21年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	1,506,138,536	33,363,829
投資証券	1,779,957,483	9,074,780
合 計	3,286,096,019	42,438,609

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成21年10月27日から平成21年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

―――――――――――――――――――――――――――――――――――――		
項 目	自 平成19年11月13日	自 平成20年11月11日
	至 平成20年11月10日	至 平成21年11月10日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデ	同左
	リバティブ取引は、為替予約で	
	あります。	
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の	同左
	為替の変動によるリスク回避を	
	目的としており、投機的な取引	
	は行なわない方針であります。	
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建	同左
	金銭債権債務等の為替変動リス	
	クを回避し、安定的な利益の確	
	保を図る目的で利用しておりま	
	उ ,	
4.取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリ	同左
	スクは、為替相場の変動による	
	リスクであります。	
「		
5.取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管	同左
	理については、取引権限及び取	
	引限度額等を定めた社内ルール	
	に従い、資金担当部門が決済担	
	当者の承認を得て行っておりま	
	す。	
	ソ 0	

取引の時価等に関する事項該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

> (3)附属明細表 有価証券明細表(ア)株式該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

(1)休式以外の有価証券					
 種類 / 通貨 	銘 柄	券面総額	評価額	備考	
投資信託受益証券					
日本・円	フィデリティ・米国優良株・ファン ド(適格機関投資家専用)	2,269,648,187	1,506,138,536	-	
日本・円 小計		2,269,648,187	1,506,138,536		
投資信託受益証券 合 計			1,506,138,536		
投資証券					
アメリカ・ドル	FF-AMERICA FUND A	655,928.650	2,839,515.120	-	
	FF-AMERICAN GROWTH FUND A	58,621.500	1,204,085.610	-	
	FF-ASIAN SPEC SITS FUND A	13,544.880	363,950.920	-	
	FF-SOUTH EAST ASIA FUND A	96,136.410	549,900.260	-	
アメリカ・ドル 小計		824,231.440	4,957,451.910 (446,121,097)		
オーストラリア・ドル	FF-AUSTRALIA FUND A	43,930.210	1,768,190.950	-	
オーストラリア・ ドル 小計		43,930.210	1,768,190.950 (147,997,582)		
ユーロ	FF-EURO AGGRESSIVE FUND A	76,784.070	801,625.690	-	
	FF-EURO SMALLER COS FD (class1) A	47,793.140	945,826.240	-	
	FF-EUROPEAN GROWTH FUND A	410,895.380	3,572,324.430	-	
	FF-EUROPEAN LARGER COS A	116,345.610	3,002,880.190	-	
	FF-EUROPEAN SPECIAL SITS FUND A-EUR	56,238.260	467,846.080	-	
ユーロ 小計		708,056.460	8,790,502.630 (1,185,838,804)		
			1,779,957,483		
合計			(1,779,957,483)		
合計			3,286,096,019		
" " "			(1,779,957,483)		

有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘标	5数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	4 銘柄	100.00%	25.06%
オーストラリア・ドル	投資証券	1 銘柄	100.00%	8.31%
ユーロ	投資証券	5 銘柄	100.00%	66.62%

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

「フィデリティ・国内債券・マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	637,308	1,087,562
投資信託受益証券	7,610,341,434	7,045,622,481
未収入金	14,923,645	5,600,000
流動資産合計	7,625,902,387	7,052,310,043
資産合計	7,625,902,387	7,052,310,043
負債の部		
流動負債		
未払解約金	14,923,645	5,600,000
流動負債合計	14,923,645	5,600,000
負債合計	14,923,645	5,600,000
純資産の部		
元本等		
元本	7,734,333,006	7,010,174,076
剰余金		
剰余金又は欠損金()	123,354,264	36,535,967
元本等合計	7,610,978,742	7,046,710,043
純資産合計	7,610,978,742	7,046,710,043
負債純資産合計	7,625,902,387	7,052,310,043

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所における最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
1 . 元本の推移		
期首元本額	11,512,814,618 円	7,734,333,006 円
期中追加設定元本額	131,289,022 円	22,582,492 円
期中一部解約元本額	3,909,770,634 円	746,741,422 円
2 . 期末元本額及びその内訳		
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド (安定型)	888,004,712 円	797,047,304 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド (安定成長型)	2,214,196,034 円	2,060,225,039 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド (成長型)	1,489,804,515 円	1,409,336,358 円
フィデリティ・退職設計・ファンド(1 年決算型)	2,050,825,895 円	1,873,031,819 円
フィデリティ・退職設計・ファンド(隔月決算型)	1,091,501,850 円	870,533,556 円
計	7,734,333,006 円	7,010,174,076 円
3 . 計算期間末日における受益権の総数	7,734,333,006 🏻	7,010,174,076 🗆
4.元本の欠損	貸借対照表上の純	
	資産額が元本総額を	
	下回っており、その差	-
	額は123,354,264円で	
	す。	
5.計算期間末日における1口当たり純資産額	0.9841 円	1.0052 円

(有価証券に関する注記) (平成20年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	7,610,341,434	948,607
合 計	7,610,341,434	948,607

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年10月28日から平成20年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(平成21年11月10日現在)

売買目的有価証券

 種類 	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	7,045,622,481	116,850,843
合 計	7,045,622,481	116,850,843

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成21年10月27日から平成21年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。 (3)附属明細表 有価証券明細表 (ア)株式 該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

	種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資	資信託受益証券				
	日本・円	フィデリティ・日本債券・ファンド (適格機関投資家専用)	6,181,938,174	6,040,989,983	-
		フィデリティ・日本債券・ファンド (適格機関投資家専用)	988,692,413	949,836,801	-
		フィデリティ・マネー・プール (適 格機関投資家専用)	54,577,388	54,795,697	-
	日本・円 小計		7,225,207,975	7,045,622,481	
投資合	資信託受益証券 計			7,045,622,481	
合	計			7,045,622,481	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

「フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド」の状況なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
金銭信託	299,268,657	163,665,956
投資信託受益証券	60,600,133,084	52,569,414,615
投資証券	81,102,733,907	78,398,308,525
派生商品評価勘定	-	33
未収入金	-	39,440,046
未収配当金	389,528,038	253,908,915
その他未収収益	37,499,032	35,156,861
流動資産合計	142,429,162,718	131,459,894,951
資産合計	142,429,162,718	131,459,894,951
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	-	31,046
未払解約金	-	39,406,786
流動負債合計	-	39,437,832
負債合計	-	39,437,832
純資産の部		
元本等		
元本	173,617,769,137	134,068,926,707
剰余金		
剰余金又は欠損金()	31,188,606,419	2,648,469,588
元本等合計	142,429,162,718	131,420,457,119
純資産合計	142,429,162,718	131,420,457,119
負債純資産合計	142,429,162,718	131,459,894,951

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
1.有価証券の評価基準及び評価方法	(1)投資信託券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しては、金融商品には、金融をはいるのにこれでいる最近のにより、会社ののでは、金融をはいるのには、金融をはいるのでは、金融をはいるのでは、それに準ずる価値にあらいでは、をでは、金融をはいるのででは、をでいるでは、をでいるでは、をでいるでは、をでいるでは、金融をでいます。 (2)投資には、金融をいるででででは、金融をはいるのをできたが、金融をはいるでは、をでいるでは、をでいるでは、をでいるでは、金融をは、金融をは、金融をは、金融をは、金融をは、金融をは、金融をは、金融を	(1)投資信託受益証券 同左 (2)投資証券 同左
2 . デリバティブの評価基 準及び評価方法	為替予約取引 為替予約の評価は、原則として、 わが国における計算期間末日の対 顧客先物売買相場の仲値によって 計算しております。	為替予約取引 同左

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
3.その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項	外貨建取引等の処理基準 外貨建取引については、「投資信託財産の計算に関する規則」 (平成12年総理府令第133号)第 60条に基づき、取引発生時の外国 通貨の額をもって記録する方法を 採用しております。但し、同第61条 に基が国通貨に加えて、外国通貨に加えて、外国通貨に加えて、外国通貨に加えて、外国通貨に加えて、外国通貨に加えて、外国通貨に対りまず。 建各損益財産の外質基金勘定の割合相当額を当該外国通貨の割合相当額を当該外国通貨の割合制で 関連を当該外国通貨の割合制での対資基金勘定の割合相場での対資基金勘定の割合相場の が資基金勘定の割合相と、 に対するとは、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は、 は	外貨建取引等の処理基準同左

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
1.元本の推移		
期首元本額	224,714,120,331 円	173,617,769,137 円
期中追加設定元本額	89,369,553 円	12,937,673 円
期中一部解約元本額	51,185,720,747 円	39,561,780,103 円
2.期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界3資産・ファンド(毎月	120,950,650,883 円	93,667,686,025 円
決算型)	120,950,050,005 🗇	93,007,000,025 🗍
フィデリティ・世界分散・ファンド(債券重	40,211,387,397 円	30,463,004,288 円
視型)	40,211,307,337 []	30,403,004,200]
フィデリティ・世界分散・ファンド(株式重	9,358,571,118 円	7,346,500,585 円
視型)	0,000,071,11013	7,010,000,000
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファン	168,569,675 円	139,409,338 円
ド(安定型)	.00,000,010	190, 190, 900 (3
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファン	938,912,870 円	816,176,641 円
ド(安定成長型)	, , ,	, , ,
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファン	1,360,843,942 円	1,163,093,905 円
ド(成長型)		
フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決	419,247,288 円	321,995,867 円
算型)		
フィデリティ・退職設計・ファンド(隔月決 無刑 、	209,585,964 円	151,060,058 円
算型) 計	173,617,769,137 円	134,068,926,707 円
3 . 計算期間末日における受益権の総数	173,617,769,137 ☐	134,068,926,707 D
		134,000,920,707 Ц
4.元本の欠損	貸借対照表上の純資 辛額が三本級額を工	貸借対照表上の純資
	産額が元本総額を下	産額が元本総額を下
	回っており、その差額	回っており、その差額は
	は31,188,606,419円で	2,648,469,588円です。
	す。 	0.0000 5
5 . 計算期間末日における1口当たり純資産額	0.8204 円	0.9802 円

(有価証券に関する注記) (平成20年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	60,600,133,084	10,791,302,185
投資証券	81,102,733,907	13,342,804,122
合 計	141,702,866,991	24,134,106,307

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年5月13日から平成20年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(平成21年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	52,569,414,615	390,911,858
投資証券	78,398,308,525	10,170,398,942
合 計	130,967,723,140	9,779,487,084

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成21年5月12日から平成21年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自 平成19年11月13日	自 平成20年11月11日
↓ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □ □	至 平成20年11月10日	至 平成21年11月10日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデ	同左
	リバティブ取引は、為替予約で	
	あります。	
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の	同左
	為替の変動によるリスク回避を	
	目的としており、投機的な取引	
	は行なわない方針であります。	
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建	同左
	金銭債権債務等の為替変動リス	
	クを回避し、安定的な利益の確	
	保を図る目的で利用しておりま	
	∮,	
4 . 取引に係るリスクの内容	為替予約取引に係る主要なリ	同左
	スクは、為替相場の変動による	
	リスクであります。	
5.取引に係るリスク管理体制	デリバティブ取引の執行・管	同左
	理については、取引権限及び取	
	引限度額等を定めた社内ルール	
	に従い、資金担当部門が決済担	
	当者の承認を得て行っておりま	
	す。	
6.取引の時価等に関する事項	-	取引の時価等に関する事項に
についての補足説明		ついての契約額等は、あくまで
		もデリバティブ取引における名
		目的な契約額であり、当該金額
		自体がデリバティブ取引のリス
		クの大きさを示すものではあり
		ません。

取引の時価等に関する事項 通貨関連 (平成20年11月10日現在)

(平成20年11月10日現在) 該当事項はありません。

(平成21年11月10日現在)

 種 類	契約額等((円)	吐/ 燕/ 田 \	並(無提 袟 / 四)
性 類		うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
ユーロ	39,406,122	-	39,437,121	30,999
買建				
アメリカ・ドル	10,811	-	10,797	14
合 計	39,416,933	-	39,447,918	31,013

(注)時価の算定方法

- 1.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1)計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対 顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先 物相場の仲値により評価しております。
 - (2)計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない 場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、 発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客 先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

- 計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合に は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価して おります。
- 2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。
- (関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。
- (重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。

(3)附属明細表 有価証券明細表

(ア)株式

該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

	種類	/ 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資	資信託	受益証券				
	日本・	円	フィデリティ・USハイ・イール ド・ファンド(適格機関投資家専 用)	10,130,813,780	6,534,374,888	-
			フィデリティ・米国投資適格債・ ファンド(適格機関投資家専用)	62,897,991,157	46,035,039,727	-
	日本・ 小計	円		73,028,804,937	52,569,414,615	
1	資信託 計	受益証券			52,569,414,615	
投資	資証券					
	アメリ	リカ・ドル	FF-EMERGING MKT DEBT FD (class6) A-MIDST-USD	13,767,964.310	145,802,742.040	-
	アメリ 小計	リカ・ドル		13,767,964.310	145,802,742.040 (13,120,788,756)	
	イギリ	リス・ポンド	FID STERLING BOND FUND (class1)-INCOME	274,713,016.570	70,326,532.240	-
	イギリ 小計	リス・ポンド		274,713,016.570	70,326,532.240 (10,609,460,654)	
	ユーロ	1	FF-EURO BOND FUND A-MDIST- EURO	39,331,301.920	356,656,245.810	-
			FF-EURO HIGH YIELD A-MDIST- EURO	5,043,857.640	48,592,524.500	-
	ユーロ]		44 275 450 560	405,248,770.310	
	小計			44,375,159.560	(54,668,059,115)	
投資	資証券				78,398,308,525	
合	計				(78,398,308,525)	
合	≐ ∔				130,967,723,140	
			▎ 		(78,398,308,525)	

有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

通貨	銘柄	数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
アメリカ・ドル	投資証券	1 銘柄	100.00%	16.74%
イギリス・ポンド	投資証券	1 銘柄	100.00%	13.53%
ユーロ	投資証券	2 銘柄	100.00%	69.73%

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。

「フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
	金額(円)	金額(円)
資産の部		
流動資産		
預金	611,654,777	521,549,687
金銭信託	52,658	875,150
投資証券	26,274,703,541	31,146,894,070
派生商品評価勘定	4,224	5,462
未収入金	95,296,802	75,585,055
未収配当金	268,200,687	95,271,430
流動資産合計	27,249,912,689	31,840,180,854
資産合計	27,249,912,689	31,840,180,854
負債の部		
流動負債		
派生商品評価勘定	148,225	34,782
未払金	181,991,080	248,341,663
流動負債合計	182,139,305	248,376,445
負債合計	182,139,305	248,376,445
純資産の部		
元本等		
元本	51,291,586,252	53,655,785,813
剰余金		
剰余金又は欠損金()	24,223,812,868	22,063,981,404
元本等合計	27,067,773,384	31,591,804,409
純資産合計	27,067,773,384	31,591,804,409
負債純資産合計	27,249,912,689	31,840,180,854

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

		,
 項 目	自 平成19年11月13日	自 平成20年11月11日
	至 平成20年11月10日	至 平成21年11月10日
	投資証券	投資証券
び評価方法	 移動平均法に基づき、原則とし	 同左
	 て時価で評価しております。 時価	
	評価にあたっては、金融商品取引	
	 所又は店頭市場における最終相場	
	 (最終相場のないものについて	
	` は、それに準ずる価額)、又は金融	
	 商品取引業者等から提示される気	
	- ┃ 配相場に基づいて評価しておりま	
	す。	
2 . デリバティブの評価基	為替予約取引	為替予約取引
準及び評価方法	為替予約の評価は、原則として、	同左
	わが国における計算期間末日の対	
	顧客先物売買相場の仲値によって	
	計算しております。	
3.その他財務諸表作成の	外貨建取引等の処理基準	外貨建取引等の処理基準
ための基本となる重要	外貨建取引については、「投資	同左
な事項	信託財産の計算に関する規則」	
	(平成12年総理府令第133号)第	
	60条に基づき、取引発生時の外国	
	通貨の額をもって記録する方法を	
	採用しております。但し、同第61条	
	に基づき、外国通貨の売却時にお	
	いて、当該外国通貨に加えて、外貨	
	建資産等の外貨基金勘定及び外貨	
	建各損益勘定の前日の外貨建純資	
	産額に対する当該売却外国通貨の	
	割合相当額を当該外国通貨の売却	
	時の外国為替相場等で円換算し、	
	前日の外貨基金勘定に対する円換	
	算した外貨基金勘定の割合相当の	
	邦貨建資産等の外国投資勘定と、	
	円換算した外貨基金勘定を相殺し	
	│ た差額を為替差損益とする計理処 │	
	理を採用しております。	

(貸借対照表に関する注記)

項目	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
1 . 元本の推移		
」 期首元本額	53,077,570,489 円	51,291,586,252 円
 期中追加設定元本額	2,751,611,541 円	5,748,578,888 円
期中一部解約元本額	4,537,595,778 円	3,384,379,327 円
2 . 期末元本額及びその内訳		
フィデリティ・世界3資産・ファンド(毎月決	28,671,872,317 円	32,836,516,763 円
算型)		
フィデリティ・世界分散・ファンド(債券重 視型)	9,679,145,244 円	9,679,145,244 円
フィデリティ・世界分散・ファンド(株式重視型)	4,679,495,574 円	4,679,495,574 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファン ド (安定型)	105,711,551 円	116,779,446 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファン ド(安定成長型)	981,932,492 円	911,995,856円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファン ド(成長型)	1,352,951,350円	1,318,985,472 円
フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決 算型)	327,106,926 円	269,733,764 円
フィデリティ・退職設計・ファンド(隔月決 算型)	134,466,860 円	124,154,370 円
フィデリティ・資産分散投信(安定型)	761,183,266 円	548,725,897円
フィデリティ・資産分散投信(成長型)	4,597,720,672 円	3,170,253,427 円
計	51,291,586,252 円	53,655,785,813 円
3 . 計算期間末日における受益権の総数	51,291,586,252 🏻	53,655,785,813 🗆
4.元本の欠損	貸借対照表上の純資	貸借対照表上の純資
	産額が元本総額を下	産額が元本総額を下
	回っており、その差額	回っており、その差額
	は24,223,812,868円で	は22,063,981,404円で
	す。	す。
5.計算期間末日における1口当たり純資産額	0.5277 円	0.5888 円

(有価証券に関する注記) (平成20年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	26,274,703,541	16,049,004,280
合 計	26,274,703,541	16,049,004,280

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年5月13日から平成20年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(平成21年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資証券	31,146,894,070	6,014,360,923
合 計	31,146,894,070	6,014,360,923

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成21年5月12日から平成21年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引に関する注記)

取引の状況に関する事項

項目	自 平成19年11月13日	自 平成20年11月11日
块 口	至 平成20年11月10日	至 平成21年11月10日
1.取引の内容	当ファンドの利用しているデリ	同左
	バティブ取引は、為替予約であり	
	ます。	
2.取引に対する取組方針	デリバティブ取引は、将来の為	同左
	替の変動によるリスク回避を目的	
	としており、投機的な取引は行な	
	わない方針であります。	
3.取引の利用目的	デリバティブ取引は、外貨建金	同左
	銭債権債務等の為替変動リスクを	
	回避し、安定的な利益の確保を図	
	る目的で利用しております。	
4.取引に係るリスクの内	為替予約取引に係る主要なリス	同左
容	クは、為替相場の変動によるリス	
	クであります 。	
5.取引に係るリスク管理	デリバティブ取引の執行・管理	同左
体制	については、取引権限及び取引限	
	度額等を定めた社内ルールに従	
	い、資金担当部門が決済担当者の	
	承認を得て行っております。	
6.取引の時価等に関する	取引の時価等に関する事項につ	同左
事項についての補足説	いての契約額等は、あくまでもデ	
明	リバティブ取引における名目的な	
	契約額であり、当該金額自体がデ	
	リバティブ取引のリスクの大きさ	
	を示すものではありません。	

取引の時価等に関する事項 通貨関連

(平成20年11月10日現在)

1 4 *5	契約額等(円)		味体(田)	5.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1.1
種 類		うち1年超	時価(円)	評価損益(円)
市場取引以外の取引				
為替予約取引				
売建				
オーストラリア・ドル	2,061,600	-	2,061,000	600
カナダ・ドル	30,572,465	-	30,568,841	3,624
買建				
アメリカ・ドル	32,634,065	-	32,485,840	148,225
合 計	65,268,130	-	65,115,681	144,001

(平成21年11月10日現在)

種 類	契約額等(円)		吐(無(円)	並(無提 ↔ (□)	
性規		うち 1 年超	時価(円)	評価損益(円)	
市場取引以外の取引					
為替予約取引					
売建					
カナダ・ドル	3,913,351	-	3,912,892	459	
ユーロ	6,110,732	-	6,142,254	31,522	
買建					
アメリカ・ドル	10,024,083	-	10,025,826	1,743	
合 計	20,048,166	-	20,080,972	29,320	

(注)時価の算定方法

- 1.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されている外貨については以下のように評価しております。
 - (1)計算期間末日において予約為替の受渡し日(以下「当該日」という。)の対 顧客先物相場の仲値が発表されている場合は、当該予約為替は当該対顧客先 物相場の仲値により評価しております。
 - (2)計算期間末日において当該日の対顧客先物相場の仲値が発表されていない 場合は、以下の方法によっております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されている場合には、 発表されている対顧客先物相場のうち当該日に最も近い前後二つの対顧客 先物相場の仲値をもとに算出したレートにより評価しております。

計算期間末日に当該日を超える対顧客先物相場が発表されていない場合に は、当該日に最も近い発表されている対顧客先物相場の仲値により評価して おります。

- 2.計算期間末日に対顧客先物相場の仲値が発表されていない外貨については、計算期間末日の対顧客相場の仲値により評価しております。
- (関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。
- (重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。
 - (3)附属明細表 有価証券明細表 (ア)株式 該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

種類 / 通貨	はながの有価証券 銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資証券				
日本・円	日本アコモデーションファンド投資 法人	20	9,420,000	-
	日本ビルファンド投資法人	507	383,292,000	-
	オリックス不動産投資法人	308	129,052,000	-
	ケネディクス不動産投資法人	657	168,717,600	1
	ジャパンリアルエステイト投資法人	1,163	847,827,000	-
日本・円 小計		2,655	1,538,308,600	
香港・ドル	FORTUNE REAL ESTATE INVT TRUST	16,926,000.000	46,546,500.000	-
	LINK REAL ESTATE INVESTMENT TR	2,415,570.000	41,837,672.400	-
香港・ドル 小計		19,341,570.000	88,384,172.400 (1,026,140,241)	
アメリカ・ドル	APARTMENT INV & MGMT CO A	647,263.000	8,634,488.420	-
	BOSTON PROPERTIES INC	28,300.000	1,794,786.000	-
	BRANDYWINE REALTY TRUST	187,600.000	1,860,992.000	-
	CBL & ASSOCIATES PROPERTIES INC	270,000.000	2,403,000.000	-
	CEDAR SHOPPING CENTERS INC	721,836.000	4,316,579.280	-
	DCT INDUSTRIAL TRUST INC	250,000.000	1,232,500.000	-
	DEVELOPERS DIVERSIFIED REALTY CORP	953,999.000	8,252,091.350	-
	DUKE REALTY CORP	1,244,400.000	14,609,256.000	-

種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備
	EQUITY RESIDENTIAL	385,000.000	11,576,950.000	
	FEDERAL REALTY INVESTMENT TRUST	16,400.000	1,098,472.000	-
	FIRST INDUSTRIAL REALTY TRUST INC	100,000.000	455,000.000	-
	HCP INC	94,700.000	2,732,095.000	-
	HEALTHCARE REALTY TRUST INC	401,800.000	8,393,602.000	-
	HIGHWOODS PROPERTIES INC	285,800.000	8,608,296.000	-
	HOME PROPERTIES INC	187,000.000	7,936,280.000	-
	HOST HOTELS & RESORTS INC	250,000.000	2,642,500.000	-
	KIMCO REALTY CORP	391,000.000	5,008,710.000	-
	KITE REALTY GROUP TRUST	245,000.000	820,750.000	-
	MACERICH CO/THE	26,800.000	853,580.000	-
	MEDICAL PROPERTIES TRUST INC	414,800.000	3,662,684.000	-
	NATIONAL RETAIL PROPERTIES INC	182,200.000	3,578,408.000	-
	NATIONWIDE HEALTH PROPERTIES INC	127,500.000	4,341,375.000	-
	PROLOGIS	776,600.000	9,746,330.000	_
	SIMON PROPERTY GROUP INC	378,424.000	27,140,569.280	-
	SL GREEN REALTY CORP REIT	328,400.000	13,418,424.000	-
	TANGER FACTORY OUTLET - REIT	37,200.000	1,466,796.000	-
	U STORE IT TRUST	88,400.000	566,644.000	-
	UDR INC	817,046.000	12,059,598.960	-
	VENTAS INC	237,600.000	9,729,720.000	-
アメリカ・ドル 小計		10,075,068.000	178,940,477.290 (16,102,853,551)	
イギリス・ポン ド	BRITISH LAND CO PLC	1,110,522.000		-
	LAND SECURITIES GROUP PLC	390,000.000	2,724,150.000	Ι.
	SEGRO PLC	660,000.000	2,285,580.000	-
イギリス・ポン ド 小計		2,160,522.000	10,220,299.220	
オーストラリア・ドル	CFS RETAIL PROPERTY TRUST	7,901,786.000	15,289,955.910	-
	COMMONWEALTH PROP OFFICE UNITS	4,014,475.000	3,833,823.620	-
	DEXUS PROPERTY GRP	12,497,963.000	10,060,860.210	<u> </u>
	STOCKLAND TRUST GRP	2,425,542.000	8,925,994.560	<u> </u>
	WESTFIELD GROUP STAPLED UNIT	1,767,201.000	21,807,260.340	-
オーストラリア・ドル		28,606,967.000	59,917,894.640	
小計			(5,015,127,781)	
カナダ・ドル 	BOARDWALK REIT UNIT	99,800.000	3,727,530.000	-
	COMINAR REAL ESTAT INV TR UNIT	282,500.000	5,344,900.000	
	PRIMARIS RETAIL REIT UT	380,300.000	6,088,603.000	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

				1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	
	種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
		RIOCAN REAL ESTATE INVEST TRUST	532,600.000	9,560,170.000	-
	カナダ・ドル		1 205 200 000	24,721,203.000	
	小計		1,295,200.000	(2,105,999,284)	
	シンガポール・	ASCENDAS REAL ESTATE INV TRT	3,746,000.000	7,042,480.000	
	ドル	ASCENDAS REAL ESTATE TINV TRT	3,740,000.000	7,042,460.000	-
	シンガポール・			7,042,480.000	
	ドル		3,746,000.000	7,042,400.000	
	小計			(457, 127, 377)	
	ユーロ	ALSTRIA OFFICE REIT-AG	5,000.000	39,500.000	-
		CORIO NV	53,000.000	2,524,390.000	-
		EUROCOMMERCIAL PROP NV CVA	104,292.000	2,982,751.200	-
		FONCIERE LYONNAISE SA	117,669.000	3,730,107.300	-
		NIEUWE STEEN INVTS NV REIT	79,681.000	1,122,705.290	-
		UNIBAIL-RODAMCO SE	94,000.000	14,504,200.000	-
	ユーロ		453,642.000	24,903,653.790	
	小計		455,642.000	(3,359,502,896)	
投資	 資証券			31,146,894,070	
合	計			(29,608,585,470)	
	<u></u>			31,146,894,070	
合	āΙ			(29,608,585,470)	

(注)投資証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

有価証券明細表注記

- 1.通貨種類毎の小計欄の()内は、邦貨換算額であります。
- 2.合計金額欄の()内は、外貨建有価証券に関るもので、内書きであります。
- 3. 外貨建有価証券の内訳

通 貨	銘柄	ī数	組入投資証券 時価比率	合計金額に 対する比率
香港・ドル	投資証券	2 銘柄	100.00%	3.47%
アメリカ・ドル	投資証券	29 銘柄	100.00%	54.39%
イギリス・ポンド	投資証券	3 銘柄	100.00%	5.21%
オーストラリア・ドル	投資証券	5 銘柄	100.00%	16.94%
カナダ・ドル	投資証券	4 銘柄	100.00%	7.11%
シンガポール・ドル	投資証券	1 銘柄	100.00%	1.54%
ユーロ	投資証券	6 銘柄	100.00%	11.35%

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表 「注記表(デリバティブ取引に関する注記)」に記載しております。 「フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド」の状況 なお、以下に記載した情報は監査対象外であります。

(1)貸借対照表

区分	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在	
	金額(円)	金額(円)	
資産の部			
流動資産			
金銭信託	6,207,859	3,154,274	
投資信託受益証券	947,739,403	855,914,380	
未収入金	31,198	15,851	
流動資産合計	953,978,460	859,084,505	
資産合計	953,978,460	859,084,505	
負債の部			
流動負債			
未払解約金	6,239,056	3,170,124	
流動負債合計	6,239,056	3,170,124	
負債合計	6,239,056	3,170,124	
純資産の部			
元本等			
元本	939,938,025	847,190,218	
剰余金			
剰余金又は欠損金()	7,801,379	8,724,163	
元本等合計	947,739,404	855,914,381	
純資産合計	947,739,404	855,914,381	
負債純資産合計	953,978,460	859,084,505	

(2)注記表

(重要な会計方針に係る事項に関する注記)

項目	自 平成19年11月13日 至 平成20年11月10日	自 平成20年11月11日 至 平成21年11月10日
有価証券の評価基準及び評価方法	投資信託受益証券 移動平均法に基づき、原則として時価で評価しております。時価評価にあたっては、金融商品取引所によける最終相場のないものについては、それに準ずる価額)、又は金融商品取引業者等から提示される気配相場に基づいて評価しており、金融商品取引所等に上場されていないものについては、投資信託受益証券の基準価額に基づいて評価しております。	投資信託受益証券同左

(貸借対照表に関する注記)

	1	
項目	平成20年11月10日現在	平成21年11月10日現在
1.元本の推移		
期首元本額	1,321,153,025 円	939,938,025 円
期中追加設定元本額	46,414,597 円	643,002 円
期中一部解約元本額	427,629,597 円	93,390,809 円
2.期末元本額及びその内訳		
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド (安定型)	149,769,326 円	134,313,243 円
MUFG・フィデリティ・退職金活用ファンド (安定成長型)	268,861,143 円	252,764,166 円
フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算 型)	333,616,746 円	313,330,235 円
フィデリティ・退職設計・ファンド (隔月決算型)	187,690,810円	146,782,574 円
計	939,938,025 円	847,190,218 円
3 . 計算期間末日における受益権の総数	939,938,025 🏻	847,190,218 🏻
4.計算期間末日における1口当たり純資産額	1.0083 円	1.0103 円

(有価証券に関する注記) (平成20年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	947,739,403	282,087
合 計	947,739,403	282,087

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成20年10月28日から平成20年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(平成21年11月10日現在)

売買目的有価証券

種 類	貸借対照表計上額(円)	当計算期間の損益に 含まれた評価差額(円)
投資信託受益証券	855,914,380	421
合 計	855,914,380	421

(注)上記の当計算期間の損益に含まれた評価差額は、当親投資信託の計算期間の開始日から本報告書における開示対象ファンドの期末日までの期間(平成21年10月27日から平成21年11月10日まで)に対応するものとなっております。

(デリバティブ取引に関する注記) 該当事項はありません。

(関連当事者との取引に関する注記) 該当事項はありません。

(重要な後発事象に関する注記) 該当事項はありません。 (3)附属明細表 有価証券明細表 (ア)株式 該当事項はありません。

(イ)株式以外の有価証券

	(,)	** 1 -> 131HH= >3			
	種類 / 通貨	銘 柄	券面総額	評価額	備考
投資	資信託受益証券				
	日本・円	フィデリティ・円キャッシュ・ファンド(適格機関投資家専用)	841,869,128	851,634,809	-
		フィデリティ・マネー・プール (適 格機関投資家専用)	4,262,521	4,279,571	-
	日本・円 小計		846,131,649	855,914,380	
投資合	資信託受益証券 計			855,914,380	
合	計			855,914,380	

(注)投資信託受益証券における券面総額の数値は証券数を表示しております。

信用取引契約残高明細表該当事項はありません。

デリバティブ取引及び為替予約取引の契約額等及び時価の状況表該当事項はありません。

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2009年12月30日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	3,164,385,949	円
負債総額	2,577,251	円
純資産総額(-)	3,161,808,698	円
発行済数量	3,483,754,350	П
1 単位当たり純資産額(/)	0.9076	円

(参考)マザーファンドの純資産額計算書 フィデリティ・日本株式・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	3,534,102,766	円
負債総額	5,401,874	円
純資産総額(-)	3,528,700,892	円
発行済数量	5,649,021,472	
1 単位当たり純資産額(/)	0.6427	円

フィデリティ・海外株式・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	3,277,193,635	円
負債総額	30,235,685	円
純資産総額(-)	3,246,957,950	円
発行済数量	4,522,628,956	П
1 単位当たり純資産額(/)	0.7179	円

フィデリティ・国内債券・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	6,944,330,407	円
負債総額	6,904,845	円
純資産総額(-)	6,937,425,562	円
発行済数量	6,806,756,957	П
1 単位当たり純資産額(/)	1.0192	円

フィデリティ・ワールド債券・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種 類	金 額	単 位
資産総額	126,798,688,625	円
負債総額	358,436,801	円
純資産総額(-)	126,440,251,824	円
発行済数量	127,798,769,366	
1 単位当たり純資産額(/)	0.9894	円

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

種 類	金 額	単位
資産総額	32,657,082,840	円
負債総額	49,453,749	円
純資産総額(-)	32,607,629,091	円
発行済数量	51,002,485,129	
1 単位当たり純資産額(/)	0.6393	円

フィデリティ・円キャッシュ・リザーブ・マザーファンド

(2009年12月30日現在)

	()	
種 類	金 額	単 位
資産総額	833,381,340	円
負債総額	932,090	円
純資産総額(-)	832,449,250	円
発行済数量	823,882,450	
1 単位当たり純資産額(/)	1.0104	円

第5【設定及び解約の実績】

下記計算期間中の設定および解約の実績ならびに当該計算期間末の発行済数量は次のとおりです。

期	設定数量 (口)	解約数量 (口)	発行済数量 (口)	
第1期	4,706,693,573	149,120,367	4,557,573,206	
第2期	269,919,113	713,606,109	4,113,886,210	
第3期	57,405,216	613,035,066	3,558,256,360	

⁽注)本邦外における設定及び解約はありません。

第四部【特別情報】

第1【委託会社等の概況】

1【委託会社等の概況】

(1) 資本金等

(2009年12月末日現在)

資本金の額	金10億円
発行する株式の総数	80,000株
発行済株式総数	20,000株
最近5年間における資本金の額の増減	該当事項はありません。

(2) 委託会社等の機構

経営体制

委託会社は、委員会設置会社であり、指名委員会、監査委員会、報酬委員会を設けています。各委員会を構成する取締役は、取締役会において選任されます。

取締役会は、委託会社の経営管理の意思決定機関として法定事項を決議するとともに、経営の基本方針および経営業務執行上の重要な事項を決定あるいは承認し、取締役および執行役の職務を監督します。

取締役は8名以内とし、株主総会の決議によって選任されます。取締役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された取締役の任期は、他の現任取締役の任期の満了すべき時までとします。

執行役は取締役会の決議に基づき委任を受けた事項の決定を行ない、当会社の業務を執行します。執行役は10名以内とし、取締役会において選任されます。執行役の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結後最初に招集される取締役会の終結の時までとし、補欠または増員により選任された執行役の任期は、他の現執行役の任期の満了すべき時までとします。

運用体制

投資信託の運用の流れは以下の通りです。

フィデリティは、一貫した投資哲学と運用手法に基づき、投資対象の綿密な調査を重視 した国際的な資産運用業務を行なってきました。

- 1.関係会社を含めた調査グループが行なう個別企業の訪問調査等により、内外の経済動向や株式および債券の市場動向の分析を行ないます。委託会社は、日本国内に専任のアナリストを擁し綿密な企業調査を行なうのみならず、フィデリティの世界主要拠点のアナリストより各国の企業調査結果をタイムリーに入手できる調査・運用体制を整えています。
- 2.ポートフォリオ・マネージャーは投資判断に際し、投資信託約款等を遵守し、運用方針、投資制限、リスク許容度、その他必要な事項を把握したうえで投資戦略を策定し、自身の判断によって投資銘柄を決定するとともに、投資環境等の変化に応じて運用に万全を期します。

フィデリティ投信株式会社(E12481)

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3.ポートフォリオ・マネージャーの運用に係るリスク管理および投資行動のチェックについては、運用担当部門において、さまざまなリスク要因について過度なリスクを取っていないかを検証するとともに、コンプライアンス部門において投資制限等のモニタリングを実施いたします。これにより、ファンドが投資信託約款等に記載されている運用方針や投資制限等について適切に運用されているかを管理しています。

2【事業の内容及び営業の概況】

「投資信託及び投資法人に関する法律」に定める投資信託委託会社である委託会社は、証券投資信託の設定を行なうとともに「金融商品取引法」に定める金融商品取引業者としてその運用(投資運用業)を行なっています。また「金融商品取引法」に定める投資助言業務を行なっています。

2009年12月30日現在、委託会社の運用する証券投資信託は、追加型株式投資信託132本、親投資信託50本で、親投資信託を除いた純資産の合計は総額2,018,096,548,879円です。

3【委託会社等の経理状況】

委託会社の財務諸表は、第22期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び第23期事業年度 (平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)については、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する 規則」(昭和38年大蔵省令第59号)並びに同規則第2条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣 府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

委託会社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」(昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。)並びに同規則第38条および第57条の規定に基づき、「金融商品取引業等に関する内閣府令」(平成19年内閣府令第52号)に基づいて作成しております。

委託会社は、第22期事業年度(平成19年4月1日から平成20年3月31日まで)及び第23期事業年度(平成20年4月1日から平成21年3月31日まで)の財務諸表について、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、あらた監査法人により監査を受けております。第24期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の中間財務諸表について、あらた監査法人により中間監査を受けております。

(1)【貸借対照表】

期別	期別		第22期 0年3月31日現	在)	(平成2	第23期 1年3月31日現	在)
科目	注記番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)							
流動資産							
現金・預金			701,950			457,408	
前払費用			154,012			196,449	
未収委託者報酬			5,981,897			3,351,037	
未収収益			1,220,531			662,964	
未収入金	*1		488,389			894,622	
立替金			283,086			222,426	
繰延税金資産			1,868,041			935,773	
短期貸付金	*1		9,840,000			9,270,000	
未収還付法人税等			-			197,489	
未収還付消費税等			-			228,772	
流動資産計			20,537,908	87.1		16,416,944	85.3
固定資産							
無形固定資産			7,487	0.0		7,487	0.0
電話加入権		7,487			7,487		
投資その他の資産			3,039,964	12.9		2,826,510	14.7
投資有価証券		1,853			3,471		
長期差入保証金		771,239			874,052		
会員預託金		27,430			26,430		
繰延税金資産		2,239,440			1,922,556		
固定資産計			3,047,451	12.9		2,833,998	14.7
資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0

期別		(平成20	第22期 成20年3月31日現在)		第23期 (平成21年3月31日現在		图投資信息 在)
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	構成比 (%)
(負債の部)							
流動負債							
預り金			14,152			33,911	
未払金	*1		3,662,236			1,918,022	
未払手数料		2,531,153			1,415,082		
その他未払金		1,131,083			502,939		
未払費用			1,896,516			1,210,915	
未払法人税等			71,597			-	
未払消費税等			200,480			-	
賞与引当金			3,010,901			1,626,866	
流動負債計			8,855,885	37.6		4,789,715	24.9
固定負債							
長期賞与引当金			1,111,793			1,135,406	
退職給付引当金			4,383,632			3,581,242	
長期未払費用			114,129			-	
固定負債計			5,609,555	23.8		4,716,648	24.5
負債合計			14,465,440	61.4		9,506,364	49.4
(純資産の部)							
株主資本							
資本金			1,000,000	4.2		1,000,000	5.2
利益剰余金			8,119,921	34.4		8,744,868	45.4
その他利益余剰金							
繰越利益剰余金		8,119,921			8,744,868		
株主資本合計			9,119,921	38.6		9,744,868	50.6
評価・換算差額等							
その他有価証券評価差額金			3	0.0		289	0.0
評価・換算差額等合計			3	0.0		289	0.0
純資産合計			9,119,918	38.6		9,744,578	50.6
負債・純資産合計			23,585,359	100.0		19,250,942	100.0

(2)【損益計算書】

期別	期別		第22期 成19年4月 1 成20年3月31	日 日	自 平 至 平	第23期 成20年4月 1 成21年3月31	日日
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比(%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比(%)
営業収益 委託者報酬			30,293,085			20,065,182	
その他営業収益			10,304,276			6,472,679	
営業収益計			40,597,362	100.0		26,537,861	100.0
営業費用							
支払手数料			12,918,756			8,760,856	
広告宣伝費			1,213,161			414,173	
公告料			1,708			864	
受益証券発行費			4,559			1,837	
調査費			4,492,154			3,334,172	
調査費		593,336			666,611		
委託調査費		3,898,817			2,667,561		
営業雑経費			235,224			256,629	
通信費		52,579			45,146		
印刷費		158,047			181,167		
協会費		18,876			27,746		
諸会費		5,722			2,569		
営業費用計			18,865,566	46.5		12,768,533	48.1
一般管理費							
給料			8,338,428			4,930,791	
役員報酬		512,540			424,304		
給料・手当		3,804,933			3,705,312		
賞与		4,020,955			801,174		
福利厚生費			2,037,434			1,099,112	
交際費			53,849			23,400	
旅費交通費			290,874			186,651	
租税公課			86,121			58,534	
弁護士報酬			54,653			41,810	
不動産賃借料・共益費			733,150			654,698	
支払ロイヤリティ			204,294			345,440	
退職給付費用			1,288,984			209,286	
消耗器具備品費			73,578			67,201	
事務委託費			5,695,165			4,076,521	
諸経費			457,572			440,388	
一般管理費計			19,314,108	47.6		12,133,838	45.7
営業利益			2,417,687	6.0		1,635,490	6.2

期別	期別		第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日		自平	価証券届出書(京 第23期 成20年4月 1 成21年3月31	
科目	注記 番号	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)	内訳 (千円)	金額 (千円)	百分比 (%)
営業外収益	*1						
受取利息			89,618			136,208	
保険配当金			11,056			12,678	
為替差益			-			5,421	
雑益			116,656			1,290	
営業外収益計			217,330	0.5		155,599	0.6
営業外費用							
寄付金			27,376			5,315	
為替差損			8,035			-	
維損			6,360			94,376	
営業外費用計			41,772	0.1		99,692	0.4
経常利益			2,593,245	6.4		1,691,397	6.4
特別利益							
投資有価証券売却益			-			4	
退職給付引当金戻入益			-			383,190	
賞与引当金戻入益			-			418,216	
特別利益計			-	-		801,411	3.0
特別損失							
特別退職金			-			570,633	
過年度賞与引当金繰入			2,581,659			-	
事務過誤損失			48,251			4,155	
投資有価証券売却損			23,162			-	
その他			254			-	
特別損失計			2,653,328	6.5		574,789	2.2
税引前当期純利益又は税引前 当期純損失()			60,082	0.1		1,918,019	7.2
法人税、住民税及び事業税			933,203	2.3		43,925	0.2
法人税等調整額			839,364	2.1		1,249,147	4.7
当期純利益又は当期純損失 ()			153,921	0.4		624,946	2.4

(3)【株主資本等変動計算書】

第22期(自平成19年4月1日至平成20年3月31日)

(単位:千円)

		株当	E資本	評価・換			
		利益乗	則余金				
	資本金	その他利益 資本金 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券	評価・換算 差額等合計	純資産合計
		繰越利益 剰余金	合計	評価差額金			
平成19年3月31日残高	1,000,000	8,273,843	8,273,843	9,273,843	-	-	9,273,843
事業年度中の変動額							
当期純損失		153,921	153,921	153,921			153,921
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					3	3	3
事業年度中の変動額合計	_	153,921	153,921	153,921	3	3	153,924
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	3	3	9,119,918

第23期(自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

(単位:千円)

(十屆・113)							
		株当	上資本	評価・換			
		利益乗	制余金				
	資本金	その他利益 剰余金	利益剰余金	株主資本合計	その他有価証券	評価・換算 差額等合計	純資産合計
		繰越利益 剰余金	合計		評価差額金		
平成20年3月31日残高	1,000,000	8,119,921	8,119,921	9,119,921	3	3	9,119,918
事業年度中の変動額							
当期純利益		624,946	624,946	624,946			624,946
株主資本以外の項目 事業年度中の変動額 〔純額〕					286	286	286
事業年度中の変動額合計		624,946	624,946	624,946	286	286	624,660
平成21年3月31日残高	1,000,000	8,744,868	8,744,868	9,744,868	289	289	9,744,578

重要な会計方針

項目	第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
1.有価証券の評価基準 及び評価方法	その他有価証券 時価のあるもの 期末日の市場価額等に基づく時 価法(評価差額は、全部純資産 直入法により処理し、売却原価 は、総平均法によっておりま	その他有価証券 時価のあるもの 同左
	す。) 時価のないもの 総平均法による原価法	時価のないもの 同左
2. 引当金の計上基準	(1)貸倒引当金 債権等の貸倒れによる損失に備え るため、一般債権については貸倒 実績率により、貸倒懸念債権等特 定の債権については個別に回収不能見込額を 計上しております。 (2)退職給付引当金 従業員の退職金支給に充てるた め、当事業年度末における退職給 付債務の見込額に基づき計上して おります。 過去勤務債務については、その発 生時の従業員の平均残存勤務期間 以内の年数(10年)による按分額 を定額法により費用処理していま す。 数理計算上の差異については、発 生年度に全額費用処理しておりま す。	(1)貸倒引当金 (2)退職給付引当金 同左

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

項目	第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金 賞与引当金は、従業員に支給する	(3) 賞与引当金、長期賞与引当金同左
		四生
	賞与の支払に充てるため、支払見	
	込額を計上しております。	
3. その他財務諸表作成	(1)消費税等の会計処理	(1)消費税等の会計処理
のための基本となる	消費税および地方消費税の会計処	同左
重要な事項	理は、税抜方式によっております。	
	(2)連結納税制度の適用	(2) 連結納税制度の適用
	連結納税制度を適用しておりま	同左
	す 。	

会計処理方法の変更

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
(賞与引当金の計上基準)	-
親会社のインセンティブ・シェア・プランによ	
る業績連動型特別賞与の会計処理は、従来支給額	
確定時の費用として処理しておりましたが、当事	
業年度より当該プランに基づき計算された当事業	
年度末要支給見込額を賞与引当金として計上する	
方法に変更いたしました。この変更は、過去の支給	
実績等に基づき将来支払われると見込まれる額の	
合理的見積りが可能となったことから、期間損益	
の適正化を図るために行ったものであります。こ	
の結果、従来と同一の方法を採用した場合と比較	
して、営業利益及び経常利益はそれぞれ648,525千	
円増加し、税引前純損失は1,933,133千円増加して	
おります。	

注記事項

(貸借対照表関係)

(損益計算書関係)

第22期 自 平成19年4月 1 日 至 平成20年3月31日	第23期 自 平成20年4月 1 日 至 平成21年3月31日
*1 関係会社に係る営業外収益	*1 関係会社に係る営業外収益
関係会社からの受取利息が89,618千円含ま	関係会社からの受取利息が136,208千円含
れております。	まれております。

(株主資本等変動計算書関係)

第22期 (自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

第23期 (自 平成20年4月1日 至 平成21年3月31日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末 株式数	当事業年度 増加株式数	当事業年度 減少株式数	当事業年度末 株式数
発行済株式				
普通株式	20,000株	-	-	20,000株
合計	20,000株	-	-	20,000株

(リース取引関係)

第22期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日) 当社は、該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日) 当社は、該当事項はありません。

(有価証券関係)

第22期(平成20年3月31日現在)

1.その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	貸借対照表日におけ る貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超 えないもの			
その他	100	91	8
小計	100	91	8
合計	100	91	8

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額 (千円)	摘要
その他有価証券		
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,761	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
352,337	-	23,162

第23期(平成21年3月31日現在)

1.その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	貸借対照表日におけ る貸借対照表計上額 (千円)	差額(千円)
貸借対照表計上額が取得原価を超 えないもの			
その他	2,000	1,710	289
小計	2,000	1,710	289
合計	2,000	1,710	289

2. 時価評価されていない主な有価証券の内容

区分	貸借対照表計上額(千円)	摘要
その他有価証券		
非上場株式(店頭売買株式を除く)	1,761	

3. 当事業年度中に売却したその他有価証券(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

売却額(千円)	売却益の合計額 (千円)	売却損の合計額 (千円)
104	4	-

(デリバティブ取引関係)

第22期(自平成19年4月1日 至平成20年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

第23期(自平成20年4月1日 至平成21年3月31日)

当社は、デリバティブ取引を行なっておりませんので、該当事項はありません。

(退職給付関係)

第22期 (平成20年3月31日現在)		第23期 (平成21年3月31日現在)		
1 . 採用している退職給付制度の概要 当社は、確定給付型の制度として、退職一時金 制度を採用しております。 2 . 退職給付債務に関する事項		同左	の概要	
	2.返辄	流り順務に関9 の 事項		
7,498千円 7,498千円 6,134千円 3,632千円 3,632千円	(2) (3) (4)	未積立退職給付債務 未認識過去勤務債務 貸借対照表計上額純額	3,551,310千円 3,551,310千円 29,932千円 3,581,242千円 3,581,242千円	
3.退職給付費用に関する事項		給付費用に関する事項		
7,973千円 5,258千円 2,360千円 0,175千円 9,093千円 9,790千円 数値で	(2) (3) (4) (5) (6)	利息費用 数理計算上の差異の費 用処理額 過去勤務債務の費用処 理額 臨時に支払った割増退 臨時に支払った割増退 職金 退職給付費用の額	255,065千円 26,951千円 21,321千円 16,202千円 - 244,493千円 控除前の数値で	
4.退職給付債務等の計算の基礎に関する事項		給付債務等の計算の基	礎に関する事項	
2.0%	(1)	割引率	1.8%	
定額基準		退職給付見込額の期間 配分方法	期間定額基準	
10年			10年	
	7,498千円 7,498千円 6,134千円 3,632千円 7,973千円 6,258千円 2,360千円 0,175千円 0,093千円 0,790千円 数値で る事項 2.0% 記定額基準	職一時金 7,498千円 7,498千円 6,134千円 6,134千円 6,632千円 7,973千円 6,258千円 10,175千円 10,093千円 10,09	職一時金 1.採用している退職給付制度 同左 2.退職給付債務に関する事項 (1)退職給付債務 (2)未積立退職給付債務 (3)未認職給付債務 (3)未認職過去勤務債務 (3)未認職過去勤務債務 (3)未認職給付債別 (3)提供 (5)退職給付引当金 3.退職給付費用に関する事項 (1)勤務費用 (2)利息費用 (3)数理計算額 (3)数理計算額 (4)過去勤務債務の費用処理額 (5)臨職金 (6)退職給付費用の額 (注)従業員出向に伴う配賦額 す。 (1)割引率 (2)退職給付見込額の期間 (2)退職給付見込額の期間 (2)退職給付見込額の期間 (2)退務債務の処理年 (3)過去勤務債務の処理年	

(税効果会計関係)

1.繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)
1,783,700千円	1,487,074千円
1,677,524千円	1,114,005千円
518,745千円	231,199千円
127,512千円	373,819千円
4,107,482千円	3,206,099千円
	347,768千円
4,107,482千円	2,858,330千円
	1,783,700千円 1,677,524千円 518,745千円 127,512千円 4,107,482千円

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主な項目別の内 訳

第22期 (平成20年3月31日現在)	第23期 (平成21年3月31日現在)	
当事業年度は税引前当期純損失を計上している	法定実効税率	40.69%
ため、記載しておりません。	(調整)	
	交際費等永久に損金に算入されない項目	6.44%
	評価性引当額	18.13%
	過年度法人税等	2.21%
	その他	0.05%
	税効果会計適用後の法人税等の負担率	67.42%

(関連当事者との取引)

第22期(自 平成19年4月1日 至 平成20年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

					議決権 等の所	関係	内容				
属性	属性 会社等の名称 	住所	資本金	事業の内容	有(被 所有) 割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			千米ドル						千円		千円
								投資顧問報 酬の受取 (注1)	229,392	未収入金	204,851
		A.E. I.I.			被所有 間接 100%			共通発生経 費受取額 (注2)	6,939	本以八 並	204,631
	フィデリティ・インターナショナル・リミテッド	央領ハ ミュー ダ、ペン ブローク 市	ダ、ペン ブローク 1,792	投資顧問業		-	の再委	投資顧問報 酬の支払 (注1)	1,835,596	++/ &	224 640
		III			100%		任等	共通発生経 費負担額 (注2)	982,772	未払金	224,619
親会社								金銭の貸付 (注3)	3,740,000	短期貸付 金	9,840,000
								利息の受取 (注3)	89,618	未収入金	25,186
			千円								
	フィデリティ	±÷*n		証券業、投)/ ÷1 ==	共通発生経 費負担額 (注2)	848,371	未払金	37,343
	・ジャパン・ ホールディン グス株式会社	東京都 港区	4,510,000	資信託委託 業、投資顧 問業を営む 子会社の管 理	被所有 直接 100%	兼任 2名	当社事 業活動 の管理 等	連結法人税 の個別帰属 額	843,924	未払金	100,727
				生				固定資産売 却	1,236,187	-	-

(2) 兄弟会社

					議決権 等の所	関係	内容				
属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	有(被 所有) 割合	役員の 兼任等	事業上の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			千円						千円		千円
親会社 の子会 社	フィデリティ 証券株式会社	東京都港区	3,207,500	証券業	-	兼任 1名	当社設 定括 信 事 販 販	共通発生経 費負担額 (注2)	1,642,759	未払金	439,688

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。
- (注2)共通発生経費については,直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。
- (注3)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

第23期(自平成20年4月1日至平成21年3月31日)

(1) 親会社及び法人主要株主等

					議決権 等の所	関係	内容				
属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	有(被 所有) 割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			千米ドル						千円		千円
						投資契 原 の の の の の の の の の の の の の の の の の の	投資顧問報 酬の受取 (注1)	308,425	未収入金	160,351	
		** ^* 11			被所有 間接 100%			共通発生経 費受取額 (注2)	5,188		100,551
	フィテリティ ・インターナ ショナル・リ ミテッド	ンターナ ミュー ナル・リ ダ、ペン ナル・リ ブローク	ミュー ダ、ペン ブローク 1,194	投資顧問業			問契約の再委	- 問契約 問契約 の再委	投資顧問報 酬の支払 (注1)	1,130,123	未払金
親会社							任等	共通発生経 費負担額 (注2)	733,585	不 払並	30,191
									金銭の貸付 (注3)	570,000	短期貸付 金
								利息の受取 (注3)	136,208	未収入金	29,879
			千円								
	フィデリティ ・ジャパン・ ホールディン	東京都港区	4 540 000	証券業、投 資信託委託 業、投資顧	被所有	兼任	当社事業活動	共通発生経 費負担額 (注2)	603,931	未払金	23,433
	グス株式会社		4,510,000	問業を営む 子会社の管 理	100%	1名	の管理 等	連結法人税 の個別帰属 額	•	未収入金	436,083

(2) 兄弟会社

	(-) > 3>1-										
					議決権 等の所	関係	内容				
属性	会社等の名称	住所	資本金	事業の内容	有(被 所有) 割合	役員の 兼任等	事業上 の関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
			千円						千円		千円
親会社 の子会 社	フィデリティ 証券株式会社	東京都港区	4,207,500	証券業	,	兼任 1名	当 注 注 注 行 り の ・ り い り の ・ り り り り り り り り り り り り り り り り り	共通発生経 費負担額 (注2)	1,214,042	未払金	120,576

取引条件及び取引条件の決定方針等

- (注1)投資顧問報酬の収受については、助言にかかった費用を基に決定しております。
- (注2)共通発生経費については,直課可能なものは実際発生額に基づき、直課不可能なものは各社の規模に応じた一定の比率により負担しております。
- (注3)資金の貸付については、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。

(1株当たり情報)

第22期	第23期
自 平成19年4月 1 日	自 平成20年4月 1 日
至 平成20年3月31日	至 平成21年3月31日
1株当たり純資産額455,995円92銭1株当たり当期純損失7,696円08銭	1 株当たり純資産額487,228円92銭1 株当たり当期純利益31,247円32銭
(注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2.1株当たり当期純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。	(注) 1.潜在株式調整後1株当たり当期純利益については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。 2.1株当たり当期純利益の算定上の基礎は、以下のとおりであります。
損益計算書上の当期純損失 153,921千円	損益計算書上の当期純利益 624,946千円
普通株式に係る当期純損失 153,921千円	普通株式に係る当期純利益 624,946千円
普通株主に帰属しない金額の主要な内訳	普通株主に帰属しない金額の主要な内訳
該当事項はありません	該当事項はありません
 普通株式の期中平均株式数 20,000株 	普通株式の期中平均株式数 20,000株

(重要な後発事象)

第22期	第23期
自 平成19年4月 1 日	自 平成20年4月 1 日
至 平成20年3月31日	至 平成21年3月31日
該当事項はありません。	該当事項はありません。

中間財務諸表

(1) 中間貸借対照表

期別		第24期中間会計 (平成21年9月30日	
科目	注記番号	金額 (千円)	構成比 (%)
(資産の部)			
流動資産			
現金及び預金		641,091	
未収委託者報酬		4,224,622	
未収収益		946,290	
未収入金		286,490	
繰延税金資産		1,168,529	
短期貸付金		8,070,000	
その他		305,304	
流動資産計		15,642,329	76.1
固定資産			
無形固定資産		7,487	
投資その他の資産			
投資有価証券		2,012,873	
長期差入保証金		647,527	
会員預託金		1,230	
繰延税金資産		2,239,088	
投資その他の資産計		4,900,719	23.8
固定資産計		4,908,206	23.9
資産合計		20,550,535	100.0

期別		第24期中間会計 (平成21年9月30日		
科目	注記番号	金額 (千円)	構成比 (%)	
(負債の部)				
流動負債				
未払金		2,500,271		
未払費用		739,877		
未払法人税等		68,563		
賞与引当金		2,312,404		
その他	*1	64,111		
流動負債計		5,685,227	27.7	
固定負債				
長期賞与引当金		1,824,941		
退職給付引当金		3,669,620		
固定負債計		5,494,561	26.7	
負債合計		11,179,789	54.4	
(純資産の部)				
株主資本				
資本金		1,000,000	4.9	
利益剰余金				
その他利益剰余金				
繰越利益剰余金		8,361,634	40.7	
株主資本合計		9,361,634	45.6	
評価・換算差額等				
その他有価証券評価差額金		9,111	0.0	
評価・換算差額等合計		9,111	0.0	
純資産合計		9,370,746	45.6	
負債・純資産合計		20,550,535	100.0	

(2)中間損益計算書

期別		第24期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日				
科目	注記番号	金額 (千円)	百分比 (%)			
営業収益						
委託者報酬		9,019,766				
運用受託報酬		2,158,131				
営業収益計		11,177,897	100.0			
 営業費用及び一般管理費 		11,885,592	106.3			
営業損失		707,695	6.3			
営業外収益		85,320				
営業外費用		5,885				
経常損失		628,260	5.6			
特別利益		-	0.0			
特別損失		5,555	0.0			
税引前中間純損失		633,815	5.7			
法人税、住民税及び事業税		298,706				
法人税等調整額		549,288	4.9			
中間純損失		383,233	3.4			

(3)中間株主資本等変動計算書

第24期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

(千円)

		株主資本		評価・換	算差額等	
		利益剰余金				
		その他利益	株主資本	その他有	評価・換	純資産合
	資本金	剰余金	が工具や 合計	価証券評	算差額等	計
		繰越利益		価差額金	合計	
		剰余金				
前期末残高	1,000,000	8,744,868	9,744,868	289	289	9,744,578
中間会計期間中の						
変動額						
中間純損失		383,233	383,233			383,233
株主資本以外の						
項目の中間会計				9,401	9,401	9,401
期間中の変動額				3,401	3,401	3,401
(純額)						
中間会計期間中の	_	383,233	383,233	9,401	9,401	373,832
変動額合計		303,233	303,233	3,401	3,401	373,032
当中間期末残高	1,000,000	8,361,634	9,361,634	9,111	9,111	9,370,746

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

	7条中には8重女体事項
項目	第24期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日
1. 資産の評価基準及び評価方法	有価証券
	その他有価証券
	時価のあるもの
	中間会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(評価差額
	は全部純資産直入法により処理し、売却原価は総平均法によ
	り算定)を採用しております。
	時価のないもの
	総平均法による原価法を採用しております。
 2. 引当金の計上基準	(1)退職給付引当金
	(
	職給付債務の見込額に基づき、当中間会計期間末において発
	生していると認められる額を計上しております。
	過去勤務債務については、その発生時の従業員の平均残存勤
	務期間以内の一定の年数(10年)による按分額を定額法に
	より費用処理しております。数理計算上の差異については、
	発生年度に全額費用処理しております。
	(2) 賞与引当金、長期賞与引当金
	賞与引当金は、従業員に支給する賞与の支払に充てるため、
	支払見込額を計上しております。
 3.その他中間財務諸表作成のため	 (1) 消費税等の会計処理
の基本となる重要な事項	消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式を適用してお
	ります。
	(2)連結納税制度の適用
	連結納税制度を適用しております。

注記事項

(中間貸借対照表関係)

項目	第24期中間会計期間末 平成21年9月30日現在	
*1 消費税等の取扱い	仮払消費税等及び仮受消費税等は相殺のうえ、流動負債の「その他」に含めて表示しております。	

(中間株主資本等変動計算書関係)

第24期中間会計期間(自平成21年4月1日 至平成21年9月30日)

発行済株式の種類及び総数に関する事項

	前事業年度末	当中間会計期間増加	当中間会計期間減少	当中間会計期間末
	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)	株式数(株)
発行済株式				
普通株式	20,000	-	-	20,000
合計	20,000	•	-	20,000

(リース取引関係)

第24期中間会計期間 (自平成21年4月1日 至平成21年9月30日) 該当事項はありません。

(有価証券関係)

第24期中間会計期間末 (平成21年9月30日現在)

1. その他有価証券で時価のあるもの

区分	取得原価(千円)	中間貸借対照表計上 額(千円)	差額(千円)
その他	2,002,000	2,011,111	9,111
合計	2,002,000	2,011,111	9,111

2. 時価のない主な有価証券の内容

区分	中間貸借対照表計上額 (千円)	
その他有価証券		
非上場株式	1,761	
合計	1,761	

(デリバティブ取引関係)

第24期中間会計期間末(平成21年9月30日現在) 該当事項はありません。

(1株当たり情報)

第24期中間会計期間 自 平成21年4月1日 至 平成21年9月30日

1 株当たり純資産額468,537円32銭1 株当たり中間純損失19,161円69銭

(注)

1.潜在株式調整後1株当たり中間純損失については、潜在株式が存在しないため記載しておりません。

2.1株当たり中間純損失の算定上の基礎は、以下のとおりであります。

中間損益計算書上の中間純損失 383,233千円 普通株式に係る中間純損失 383,233千円 普通株主に帰属しない金額の主な内訳 該当事項はありません 普通株式の期中平均株式数 20,000株

(重要な後発事象) 該当事項はありません。

4【利害関係人との取引制限】

委託会社は、「金融商品取引法」の定めるところにより、利害関係人との取引について、次に掲げる行為が禁止されています。

- (1) 自己又はその取締役若しくは執行役との間における取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (2) 運用財産相互間において取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと(投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれがないものとして内閣府令で定めるものを除きます。)。
- (3) 通常の取引の条件と異なる条件であって取引の公正を害するおそれのある条件で、委託会社の親法人等(委託会社の総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下(4)(5)において同じ。)又は子法人等(委託会社が総株主等の議決権の過半数を保有していることその他の当該金融商品取引業者と密接な関係を有する法人その他の団体として政令で定める要件に該当する者をいいます。以下同じ。)と有価証券の売買その他の取引又は金融デリバティブ取引を行なうこと。
- (4) 委託会社の親法人等又は子法人等の利益を図るため、その行なう投資運用業に関して運用の方針、運用財産の額若しくは市場の状況に照らして不必要な取引を行なうことを内容とした運用を行なうこと。
- (5)上記(3)(4)に掲げるもののほか、委託会社の親法人等又は子法人等が関与する行為であって、投資者の保護に欠け、若しくは取引の公正を害し、又は金融商品取引業の信用を失墜させるおそれのあるものとして内閣府令で定める行為。

5【その他】

(1) 定款の変更

委託会社の定款の変更に関しては、株主総会の決議が必要です。

- (2) 事業譲渡または事業譲受 該当ありません。
- (3) 出資の状況 該当ありません。
- (4) 訴訟事件その他の重要事項

委託会社に関し、訴訟事件その他委託会社に重要な影響を与えた事実および重要な影響を与えることが予想される事実は存在しておりません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

ファンドの運営 における役割	名称	資本金の額 (2009年9月末日現在)	事業の内容
受託会社	三菱UFJ信託銀 行株式会社	324,279百万円	銀行法に基づき銀行 業を営むとともに、 金融機関の信託業務 の兼営等に関する法
<参考情報> 再信託受託会社	日本マスタートラ スト信託銀行株式 会社	10,000百万円	は、無営法)に基づき信託業務を営んでいます。
販売会社	株式会社広島銀行	54,573百万円	銀行法に基づき銀行 業を営んでいます。
	株式会社横浜銀行	215,628百万円	
	株式会社七十七銀 行	24,658百万円	
	株式会社十六銀行	36,839百万円	
	株式会社東和銀行	41,153百万円	
	株式会社福岡銀行	82,329百万円	
	株式会社秋田銀行	14,100百万円	
	株式会社大分銀行	19,598百万円	
	株式会社東邦銀行	18,684百万円	
	株式会社百五銀行	20,000百万円	
	株式会社静岡銀行	90,845百万円	
	株式会社イオン銀 行	51,250百万円	

有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

			有価証券届出書(内国投資信
ファンドの運営 における役割	名称	資本金の額 (2009年 9 月末日現在)	事業の内容
	株式会社SBI証券	47,937百万円	金融商品取引法に定 める第一種金融商品
	極東証券株式会社	5,251百万円	取引業を営んでいま す。
	コスモ証券株式会社	13,500百万円	
	内藤証券株式会社	3,002百万円	
	フィデリティ証券 株式会社	4,207百万円	
	 岩井証券株式会社 	10,004百万円	
	オリックス証券株 式会社	3,000百万円	
	日興コーディアル 証券株式会社	10,000百万円 (2009年10月1日現在)	
	浜銀TT証券株式会 社	3,307百万円	
	日本興亜損害保険 株式会社	91,249百万円	保険業法に基づき損 害保険業を営んでい ます。
<参考情報 > フィデリティ・ ワールドREIT ・マザーファンド の運用の委託先	フィデリティ・マ ネジメント・アン ド・リサーチ・カ ンパニー	7,950米ドル (約0.73百万円 [*]) *1米ドル92.1円で 換算 (2009年12月末日現在)	主として米国におい てファンドに対する 投資顧問業務を営ん でいます。
新規の販売は行なっておりません。			

2【関係業務の概要】

- (1) 受託会社:ファンドの受託銀行として、委託会社との信託契約の締結、投資信託財産の 保管・管理、投資信託財産の計算(ファンドの基準価額の計算)、外国証券 を保管・管理する外国の金融機関への指示および連絡等を行ないます。
- (2) 販売会社:ファンドの販売会社として、ファンドの募集・販売の取扱い、目論見書・運用報告書の交付、信託契約の一部解約に関する事務、受益者への収益分配金・一部解約金・償還金の支払に関する事務、収益分配金の再投資に関する事務、所得税・地方税の源泉徴収、取引報告書・計算書等の交付等を行ないます。

<参考情報>

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの運用の委託先:

名称	業務の内容
	委託会社より運用の指図に関する権限の委託を受け、 フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドに関 する運用の指図を行ないます。

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

3【資本関係】

(1) 受託会社:該当事項はありません。

(2) 販売会社:該当事項はありません。

<参考情報>

フィデリティ・ワールドREIT・マザーファンドの運用の委託先: 該当事項はありません。

第3【その他】

- 1 目論見書の表紙および裏表紙に、()委託会社の名称および本店の所在地、()ファンドの基本的形態等を記載し、委託会社およびファンドのロゴ・マークやキャッチ・コピー等を表示し、イラスト、写真、図案等を採用することがあります。また、委託会社のホームページアドレス、携帯(モバイル)サイト等のアドレス(当該アドレスをコード化した図案等も含みます。)、ファンド専用サイトのアドレス等を記載すること、および当該アドレスにアクセスすることにより基準価額等の情報を入手できる旨を記載することがあります。
- 2 目論見書の巻末に用語集を掲載します。
- 3 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」の主要内容を要約し、グラフ、図表、写真、イラスト、キャッチ・コピー等を用いて作成した資料を「ファンドの概要」等として、目論見書の冒頭に記載することがあります。
- 4 本有価証券届出書本文「第一部 証券情報」、「第二部 ファンド情報」に記載の内容について、投資者の理解を助けるため、当該内容を説明した図表、ロゴ・マーク等を付加して目論見書の当該内容に関連する箇所に記載することがあります。また、「第二部 ファンド情報」中、「第1 ファンドの状況 5 運用状況」の情報の一部をグラフ化し、目論見書中に「過去の運用状況」として記載することがあります。
- 5 目論見書の巻末に約款を掲載することがあります。
- 6 目論見書は電子媒体等として使用されるほか、インターネット等に掲載されることがあります。

独立監査人の監査報告書

平成21年1月9日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑茂

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算型)の平成19年11月13日から平成20年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算型)の平成20年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

<u>次へ</u>

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の監査報告書

平成20年6月23日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成19年4月1日から平成20年3月31日までの第22期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書及び株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成20年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

追記情報

会計処理方法の変更に記載されているとおり、会社は親会社のインセンティブ・シェア・プランによる業績連動型特別賞与の会計処理を従来の支給額確定時に費用処理する方法から当該プランに基づき計算された期末要支給見込額を 賞与引当金として計上する方法に変更した。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の監査報告書

平成22年1月4日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 和田 涉 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「ファンドの経理状況」に掲げられているフィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算型)の平成20年11月11日から平成21年11月10日までの計算期間の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益及び剰余金計算書、注記表並びに附属明細表について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ・退職設計・ファンド(1年決算型)の平成21年11月10日現在の信託財産の状態及び同日をもって終了する計算期間の損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

フィデリティ投信株式会社及びファンドと当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- () 1 . 上記は、当社が、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。
 - 2.財務諸表の範囲にはXBRLデータ自体は含まれていません。

次へ

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の監査報告書

平成21年6月30日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 大畑 茂 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理の状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成20年4月1日から平成21年3月31日までの第23期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書について監査を行った。この財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に財務諸表に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての財務諸表の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する事業年度の経営成績をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

<u>次へ</u>

EDINET提出書類 フィデリティ投信株式会社(E12481) 有価証券届出書(内国投資信託受益証券)

独立監査人の中間監査報告書

平成21年12月25日

フィデリティ投信株式会社

取締役会 御中

あらた監査法人

指定社員 公認会計士 梅木典子 業務執行社員

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「委託会社等の経理状況」に掲げられているフィデリティ投信株式会社の平成21年4月1日から平成22年3月31日までの第24期事業年度の中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表、中間損益計算書、中間株主資本等変動計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、フィデリティ投信株式会社の平成21年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間会計期間(平成21年4月1日から平成21年9月30日まで)の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- ()1.上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社(半期報告書提出会社)が別途保管しております。
 - 2.中間財務諸表の範囲には XBRLデータ自体は含まれていません。